

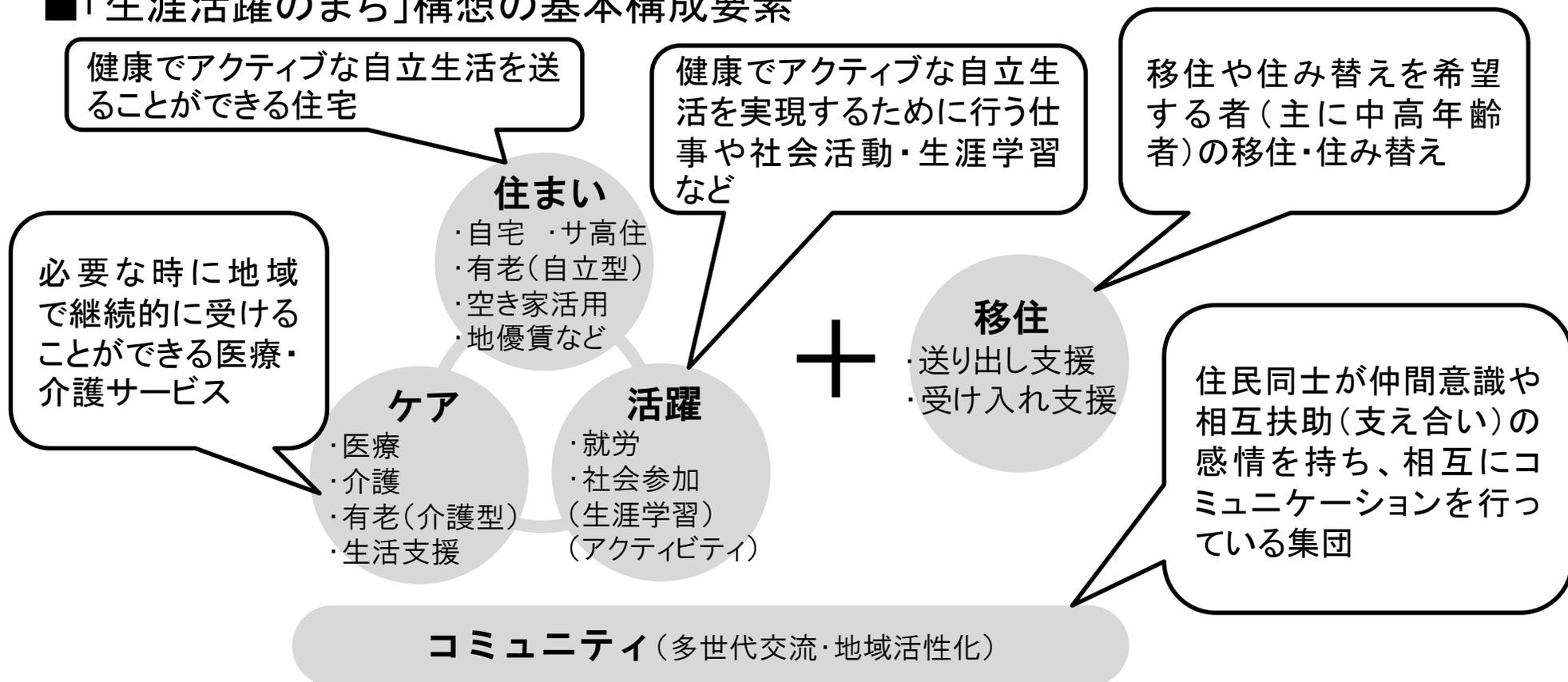
「生涯活躍のまち」に関する参考施策集

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

はじめに ～「生涯活躍のまち」の基本構成要素～

- 「生涯活躍のまち」の基本構成要素は、「住まい」、「ケア」、「活躍」を核に、「移住」を加えた「3+1」の要素、及びこれを下支えする重要要素である「コミュニティ」(多世代交流、地域活性化)を加えた5要素。
- 本施策集は、「関連制度等を「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」の4要素に分類して整理。

■「生涯活躍のまち」構想の基本構成要素



「生涯活躍のまち」に関する参考施策集 目次

※平成29年8月1日時点

【1】住まい	
【サービス付き高齢者向け住宅、居宅支援協議会】	
◎サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要	1
～サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスの基準見直し～	2
～サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置～	3
～サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要～	4
◎サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要	5
◎（独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等	6
◎サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム	7
◎サービス付き高齢者向け住宅の情報提供の充実	8
◎高齢者住まい法による保全措置	9
◎居宅支援協議会の概要	10
➤居宅支援協議会の取組	11
【中古住宅流通の活性化】	
◎中古住宅の建物評価手法の改善	14
◎的確なリフォームの推進	15
◎レインズにおけるステータス管理機能の導入	16
◎不動産総合データベースの整備	17
◎インスペクションの活用促進	18
◎インスペクションの活用による住宅市場活性化事業	19
◎既存住宅流通・リフォームに係る保険制度	
～既存住宅売買瑕疵保険～	20
～リフォーム瑕疵保険～	21
【空き家の有効活用促進】	
◎空き家・空き地等の流通の活性化の推進	22
◎空き家再生等推進事業【活用事業タイプ】	23
➤空き家再生等推進事業【活用】の事例	24
◎新たな住宅セーフティネット制度の枠組み	26
【住み替え円滑化】	
◎高齢者等の住み替え支援事業	27
➤高齢者等の住み替え支援の取組み事例	28
➤高齢者等の所有する住宅の活用事業	29
◎住み替え等円滑化推進事業	31
◎多世代交流型住宅ストック活用推進事業	32
◎住宅金融支援機構によるフラット35（リフォーム一体型ローン）の概要	33
【都市計画、まちづくり】	
◎「小さな拠点」の形成推進	34
◎スマートウェルネス住宅・シティの展開	35
～スマートウェルネス住宅等推進事業の概要～	36
～スマートウェルネス拠点整備事業の概要～	37
◎街なみ環境整備事業の概要	38
◎住宅市街地総合整備事業の概要	39
◎地域におけるPREの活用推進	40
◎UR団地の地域医療福祉拠点化	41
➤UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業	42

＜注釈＞

◎：制度概要

➤：地方公共団体、事業者の取組概要

【2】ケア

【医療・介護】

◎地域包括ケアシステムの構築	43
◎地域支援事業の概要	45
◎地域包括支援センター	46
◎在宅医療・介護連携の推進	47
◎地域ケア会議の推進	49
➤取組例	50
◎地域医療介護総合確保基金	54
～基金を活用した介護施設等の整備～	55
～基金を活用した介護従事者の確保～	56
◎介護サービス情報の公表制度の仕組み	57
～介護サービス情報公表制度・システム見直し～	58
◎健康寿命延伸産業創出推進事業	59
◎ロボットやICTを用いた先進的な取組	60
◎「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進	61

【予防】

◎生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加	62
➤介護予防・日常生活支援総合事業の取組	63
➤改正前の介護予防・日常生活支援総合事業の事例	64
➤介護予防の取組	66
◎生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割	69
◎介護支援ボランティアポイント	70
➤地方公共団体の取組	
～「ちょいワルじいさん」プロジェクト【岡山県奈義町】～	71

【3】活躍

【教育】

◎学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	72
◎放課後子供教室	73
◎大学等における履修証明(certificate)制度の概要	74
➤生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例	75
◎生涯学習に関する事例	
➤学習成果を地域の活性化につなげている例	76
➤高齢者が中心となって特色ある地域づくりを実践している例	79
➤世代間交流の事例	82
➤高齢者の社会貢献活動の例	85

【就労等】

◎シルバー人材センター事業(概要)	86
◎高齢者活用・現役世代雇用サポート事業	87
◎シルバー人材センターの就業例(育児分野)	88
◎シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和	89
◎高齢者雇用に係る助成金	90
◎高齢者雇用継続給付	91
➤高齢者の生きがい就労	92
➤地方公共団体の取組	
～「まちの人事部」事業【岡山県奈義町】～	93

【4】移住

【移住の推進等】

◎「移住・交流情報ガーデン」	94
◎地域の元気創造プラットフォーム(全国移住ナビ)	95
◎二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査	96
➤地方公共団体の取組	
～都市部からの移住促進の取り組み【岩手県雫石町】～	97

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>床面積は原則25㎡以上</u> ○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u> ○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>必須サービス: 安否確認サービス・生活相談サービス</u> ※その他のサービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

【登録状況(H29.7末時点)】

戸数	218,851戸
棟数	6,697棟



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅

【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、ヘルプステーション、デイサービスセンター など



サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスの基準見直し(共同省令の改正)について

現行基準の問題点

状況把握サービス・生活相談サービスを提供する者は「原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐」と規定されているため、

- ① 敷地又は当該敷地に隣接する土地において、常駐する場所が確保できない空家等の活用が困難。
- ② 具体的に求められるサービス内容が明記されていないことから、サービス提供の形骸化が懸念。

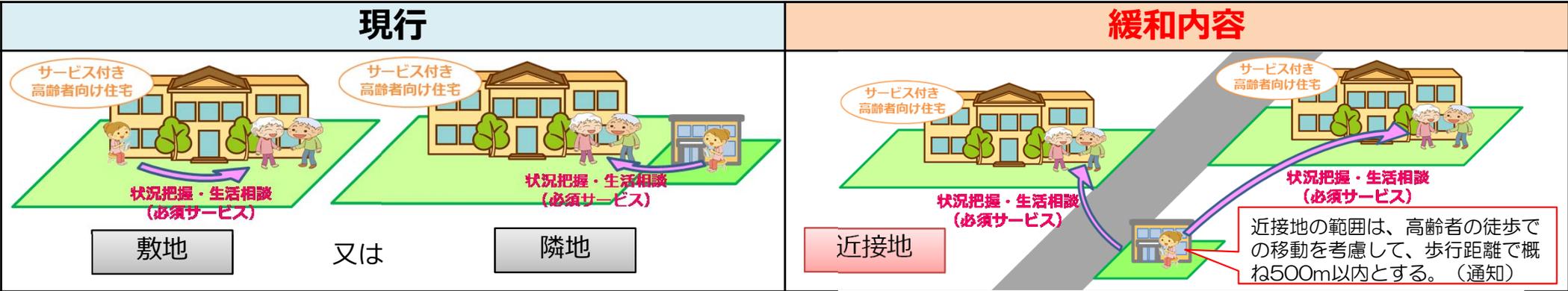
省令改正の概要

公 布：平成27年 3月27日
施 行：平成27年 4月 1日

① サービス提供者の常駐場所の緩和

(「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(H26.12.27閣議決定)への対応)

○敷地又は隣地に加えて、近接地への常駐を許容する。



空家を活用した分散型サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

※分散型サービス付き高齢者向け住宅においても、登録は建築物ごとになる。

② 状況把握サービスの内容の明確化

適切な方法は、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とする。(通知)

○毎日1回以上、各居住部分への訪問その他の適切な方法により状況把握サービスを提供することを求める。
(近接地に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、訪問に限る。)

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

予算

《スマートウェルネス住宅等推進事業：平成29年度予算 320億円》

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う

- ＜対象＞ 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等
- ＜補助額＞ 住宅：新築 1/10（上限 110・120・135万円/戸）※ 改修 1/3（上限 150万円/戸 等）
※床面積等に応じて設定
- 高齢者生活支援施設：新築 1/10 改修 1/3（上限 1,000万円/施設 等）

税制

《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》

固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	平成31年3月31日までに取得等した場合に適用
不動産取得税	(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸	
	(土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	

融資

《(独)住宅金融支援機構が実施》

○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

○住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ(死亡時一括償還型融資)に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

下線部は平成29年度予算における制度変更内容

事業イメージ

<要件>

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録

- 高齢者住まい法に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」として10年以上登録すること

その他の要件

- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないこと
- 事業に要する資金の調達が確実であること
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと

<補助対象※1・補助率等>

住宅：

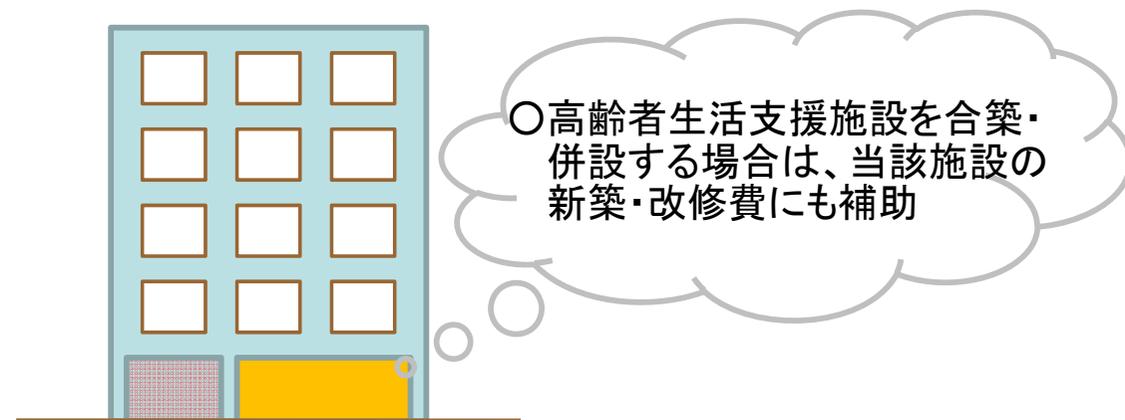
新築 1/10：上限 110万円／戸 (床面積25㎡未満)
120万円／戸 (床面積25㎡以上)
135万円／戸 (床面積30㎡以上
かつ一定の設備)

改修※2 1/3：上限 150万円／戸 等

高齢者生活支援施設※3：

新築 1/10：上限1,000万円／施設 等

改修 1/3：上限1,000万円／施設 等



※1 「事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備」について、補助対象外とする。
家賃30万円／月以上の住戸を、補助対象外とする。

※2 住宅の改修は、共用部分及び加齢対応構造等(バリアフリー化)に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事*に限る。
*…高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置 等

※3 高齢者生活支援施設の例： デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、診療所、訪問看護事業所 等

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

固定資産税

適用期限
平成31年3月31日まで

5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減
(一般新築特例は1/2軽減)

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等

不動産取得税

適用期限
平成31年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸(一般新築特例と同じ)

土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額(一般新築特例と同じ)

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等

サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

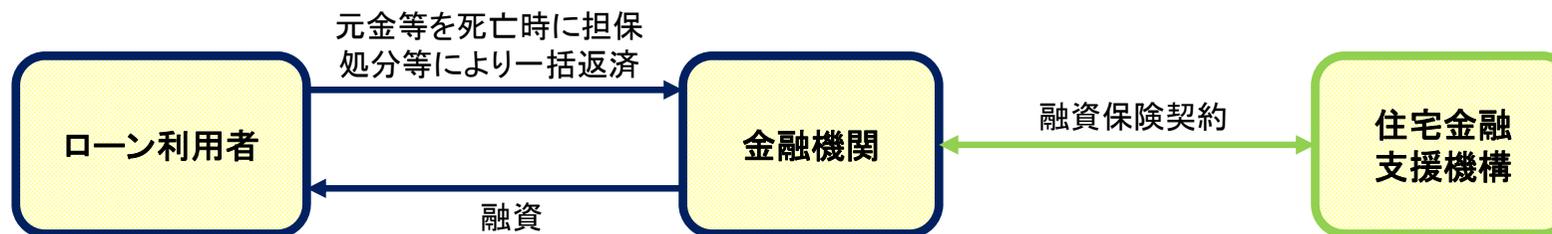
サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受ける賃貸住宅の建設に必要な資金、当該賃貸住宅に係る改良に必要な資金又は当該賃貸住宅とすることを目的とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付ける。

【例：サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金に係る主な融資条件等】

対象住宅	次の(1)～(5)の全てに該当する賃貸住宅 (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」としての登録を受ける賃貸住宅(賃貸借契約による住宅に限る)であること(借入期間中は、5年ごとの登録の更新を行うこと) (2) 次のいずれかに該当する性能を有する住宅であること ① 断熱等性能等級3以上 ② 一次エネルギー消費量等級4以上 ③ 建築物エネルギー消費性能基準 (3) 融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること (4) 敷地面積が165㎡以上であること (5) その他機構が定める技術基準に適合すること
借入額	借入れの対象となる事業費の100%以内(10万円単位)
借入金利	35年固定金利 または 15年固定金利
返済方法	元利均等毎月払い または 元金均等毎月払い
返済期間	35年以内(1年単位) ※当初1年間の元金据置可(返済期間内)

サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る住宅融資保険の付保

サービス付き高齢者向け住宅への入居を促進するため、民間金融機関によるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージを住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象としている。償還方法は、①毎月利息のみ返済、死亡時に元金を一括返済、②死亡時に元利金を一括返済、のいずれかによる。



サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム

登録事業者について

※登録は建物毎に行う。5年毎の更新制。

- 商号、名称または氏名
- 住所
- 事務所の名称 / 所在地
- 役員の氏名（法人の場合）
- 法定代理人の氏名 / 住所（未成年である場合）

登録住宅について

- 住宅の名称
- 所在地
- 敷地面積
- 戸数
- 居住面積
- 構造及び設備
- バリアフリー構造
- 敷地/住宅の権原
- 修繕計画の策定状況（維持管理の方法）

サービスの内容について

- 高齢者生活支援サービスの内容 / 提供形態（自ら提供 / 委託）
→安否確認、生活相談、食事提供、介護、家事、健康管理
- （委託の場合は）受託者の氏名・名称 / 住所
- 常駐してサービスを提供する者の資格 / 提供方法
- 緊急通報サービスの内容
- 事業所の名称 / 住所 / 連携・協力内容（登録事業者と異なる者が医療・介護等のサービスを連携・協力して提供する場合）
- 医療・介護等のサービス施設の名称 / サービスの内容（施設が合築、併設されている場合）

受領する金銭について

- 敷金、家賃（共益費含む）・サービスの対価（以下「家賃等」という。）の概算額
- 家賃等の前払金の有無、概算額
- 返還債務を負う場合の保全措置の内容

その他

- 契約形態（賃貸借/利用権）
- 特定施設入居者介護事業者の指定の有無
- 入居者資格
- 入居開始時期



これらの情報をHPで一元的に提供し、利用者が選択しやすい環境をととのえている

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム <http://www.satsuki-jutaku.jp>

サービス付き高齢者向け住宅の情報提供の充実（運営情報の追加）

運営情報は、5つのパートにより構成。

1-1

生活支援共通サービス

- 生活支援サービス費等に含まれる基本サービス(追加費用なし)
- 状況把握、生活相談、緊急時対応
- フロントサービス、短時間家事援助等

1-2

生活支援オプションサービス

- 食事の提供(身体状況に応じた食事への対応の不可等)
- サービス費用の発生する個別生活支援サービス
(外出の介添え、家事援助、洗濯物の代行等)

2

建物の特徴

3

入居者情報

- 入居者の要介護度・年代・男女別人数

4

介護・医療サービスの対応状況等

- 入居者と直近1年間の入退去者数
- 認知症、看取りへの対応(任意)
- 医療処置を必要としている入居者に対する対応や体制、特徴(任意)
- 介護サービス利用者人数(任意)

5

事業所の運営方針を示す項目

- サ高住の運営方針、入居者の権利擁護、研修実施体制等

高齢者住まい法による保全措置

高齢者住まい法第7条第1項第8号において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準として、家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置が講じられるものであることが定められている。

必要な保全措置

- 大臣告示により、必要な保全措置として次のいずれかの契約を締結することを求めている。

	契約の相手方	契約の内容
①	<ul style="list-style-type: none">銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が5千万円以上であるもの労働金庫宅地建物取引業法第41条第1項第一号の国土交通大臣が指定する者	登録事業者が家賃等の前払金の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額 ^(※1) に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約
②	保険事業者	登録事業者が受領した家賃等の前払金の返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額 ^(※1) に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約
③	信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）	保全金額 ^(※1) につき家賃等の前払金を支払った入居者を受益者とする信託契約
④ ^(※2)	一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたもの	家賃等の前払金について登録事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約

(※1) 保全金額とは、家賃等の前払金のうち家賃等の前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間のうち残存する期間に係る額又は5百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。

(※2) ①～③に準ずるものとして都道府県知事が認めるものに限る。

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会

○ 概要

(1) 設立状況

68協議会が設立（H29年5月31日時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（21区市町）

- ・北海道本別町、山形県鶴岡市、船橋市、千代田区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

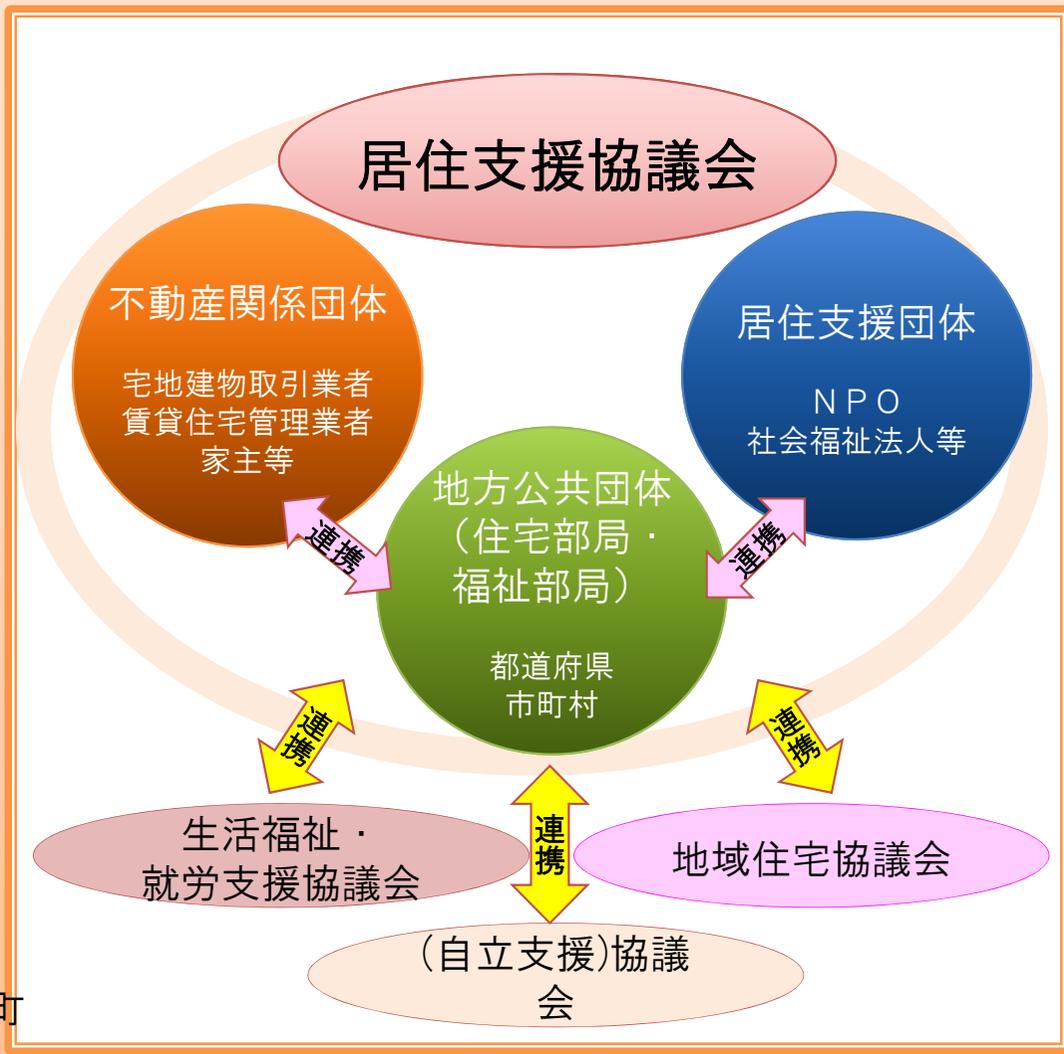
(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・予算：H29年度予算 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数

(4) KPI

居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体（1,741 市区町村）に占める割合
40%（H29年3月末時点）⇒80%（H32年度末）



豊島区居住支援協議会の取り組み概要

- 空き家や空き室を居住支援に活用するため「としま居住支援バンク」の運用により、住宅情報を提供。
- モデル事業として、ひとり親家庭支援活動など NPO法人等が実施している活動を支援。

【名称】豊島区居住支援協議会 【設立】平成24年7月

【構成団体】

・地方公共団体

豊島区(都市整備部、保健福祉部)

・不動産関係団体

東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、東京都建築士事務所協会豊島支部、全日本不動産協会豊島文京支部

・居住支援団体

豊島区民社会福祉協議会、住宅・都市問題研究所、としまNPO推進協議会

・学識経験者

千葉大学大学院、日本女子大学

【事務局】豊島区、住宅・都市問題研究所、としまNPO推進協議会

「としま居住支援バンク」による情報提供

- 居住支援協議会の活動に理解、協力を得た家主に空き家や空き室の物件を「としま居住支援バンク」に登録。
- 住宅確保要配慮者や居住支援団体に情報提供を実施。
- 空き家等の活用セミナーの開催。



居住支援事業(モデル事業)

平成27年度に空き家の活用や民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する活動を行うグループに対して、事業パートナーとして活動費用を支援

○ひとり親家庭支援事業(NPO法人リトルワンズ)
空き家・空き室とシングルマザー世帯をマッチングし、専門家と連携して生活支援や自立支援のサービスを提供。

○タウンコレクティブ支援事業(NPO法人コレクティブハウジング社)

戸建ての空き家に複数の世帯が入居し、周辺住民も集まれるコモンスペースを当該住宅に設け、多世代、多様性に富む人が地域の中で緩やかにつながりあう暮らしを実現。

○高齢者支援事業(NPO法人コミュニティランドスケープ)
空き家と高齢者世帯のマッチング及び高齢者支援の拠点となるようなセンターハウスを構築し、生活支援サービスや地域の福祉機能の情報提供により高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援。



【空き室を活用した物件】

ecodahouse
タウンコレクティブ新江古田



“○○な暮らし”がしたい。
そんな願いを、私たちと一緒に
かなえてみませんか。

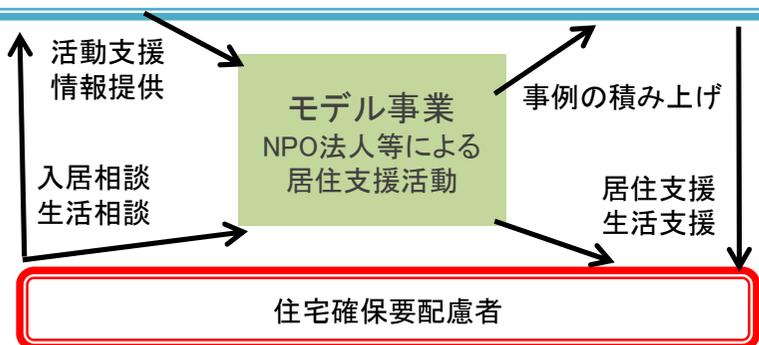
【コレクティブハウス】

居住支援協議会

構成団体間の連携

・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体

⇒空き家や空き室の活用のため、「としま居住支援バンク」により情報提供



岡山県居住支援協議会の取り組み概要

- 居住支援活動を実施しているNPO法人と市町村との間で相互連携を図り住宅確保要配慮者の方にワンストップで情報提供できる仕組みの構築を進める。
- 障害者等の入居支援に取り組むNPO法人が構成団体となり、入居支援を実施。**

【名称】岡山県居住支援協議会 【設立】平成24年8月
 【構成団体】
 ・地方公共団体
 岡山県(都市局住宅課)、岡山市(都市整備局住宅課)、倉敷市(建設局建築部住宅課)、津山市(都市建設部建築住宅課)
 ・不動産関係団体
 岡山県宅地建物取引業協会、岡山県不動産協会、岡山県建築士会
 ・居住支援団体
 岡山県社会福祉協議会、NPO法人まちづくり推進機構岡山、NPO法人おかやま入居支援センター
 【事務局】岡山県宅地建物取引業協会

個別相談の実施

- 電話相談窓口の設置
- 対面相談会の実施⇒構成団体であるNPO法人が窓口となり、相談内容に応じて連携しているNPO法人等の情報提供等を実施。

入居円滑マニュアルの作成

- 高齢者が民間賃貸住宅に入居しやすくなるための家主、仲介業者及び管理者向けのマニュアル作成及び配布

居住支援ネットワークの構築

- 県内で居住支援を行っているNPO法人等の情報収集
- 各居住支援団体のネットワーク構築に向けた報告会の実施、活動をHPで公開

《居住支援活動を実施している団体及び支援内容》

【NPO法人 おかやま入居支援センター】
 高齢者、障がい者等入居できるアパート等の確保が困難な方へ、行政等の関係機関と協力して住居や居場所を提供する活動を実施

【NPO法人 岡山けんかれん】
 長期精神科入院者等に対する試験外泊事業、24時間電話相談、短期宿泊等の事業を実施

【NPO法人 岡山・ホームレス支援きずな】
 ホームレス状態にある方への応急援護、相談、自立のサポートや地域定着のための支援事業を実施

【NPO法人 子どもシェルターモモ】
 虐待等の理由で家庭や施設などで生活できない子供たちへ自立のサポートや社会に出た後のアフターフォローの実施

【NPO法人 子ども劇場笠岡センター】
 高齢者、DV被害者、障がい者等の困りごとの相談、その方に必要な支援(避難先の提供、住居探し)、支援者ネットワークや関係機関の紹介を実施



【HPで居住支援団体の紹介はこちら】

居住支援協議会

居住支援団体

構成団体間の連携

- ・地方公共団体
- ・不動産関係団体
- ・居住支援団体
- ⇒居住支援ネットワーク構築支援

情報提供

居住支援ネットワーク
(NPO法人等)

- ・高齢者支援
- ・障がい者支援
- ・子供支援
- ・ホームレス支援 等

居住支援生活支援

入居相談

入居相談生活相談

住宅確保要配慮者

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築するとともに、空き家を改修・活用できる仕組みや住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

【名称】大牟田市居住支援協議会 【設立】平成25年6月

【構成団体】

・地方公共団体等

大牟田市(長寿社会推進課、福祉課、建築住宅課、建築指導課、児童家庭課)、大牟田市地域包括支援センター

・不動産関係団体

公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会県南支部、ありあけ不動産ネット協同組合

・居住支援団体

大牟田市介護サービス事業者協議会 大牟田市地域認知症サポートチーム(医療関係)、大牟田市介護支援専門員連絡協議会、大牟田市障害者自立支援協議会、公益社団法人 福岡県社会福祉士会、社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会、大牟田市民生委員児童委員協議会、福岡県司法書士会筑後支部

・学識経験者

独)有明工業高等専門学校建築学科、熊本県立大学環境共生学科

【事務局】大牟田市社会福祉協議会

相談対応マニュアルの作成及び相談支援実施体制の構築

- 住宅確保要配慮者向けの相談マニュアルを作成。
- 住まい情報サイト「住みよかネット」への掲載内容充実
- 無料相談会の実施
- 窓口での電話・対面相談の実施

空き家の利活用方法を検討

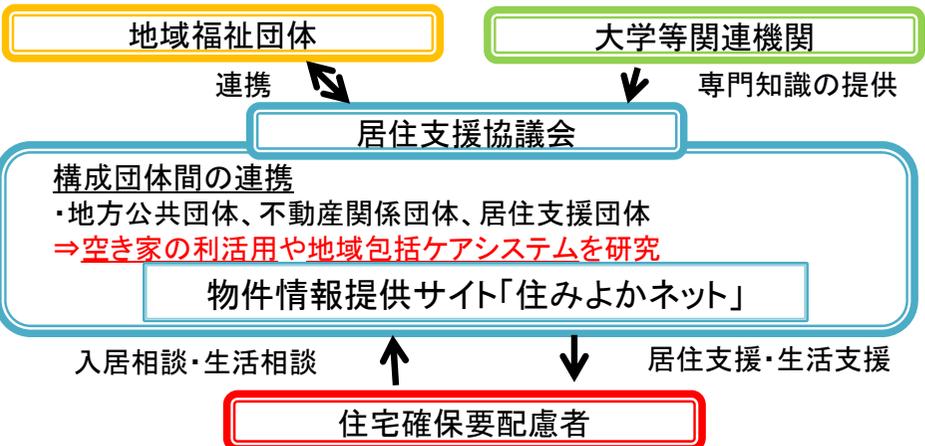
- 民生委員・学生と連携し市全域を対象にした空き家実態調査(H25)
(建物の建て方・構造・老朽度状態等を調査分析)
- 地域に潜在する空き家の改修・活用方法
地域ネットワークや在宅サービス等と連携などを研究(H26)
- 空き家の所有者を対象に意向調査(H27)
(将来の利用・活用について調査分析)
- 空き家所有者向け無料相談会や空き家利活用セミナーの実施



【空き家情報サイト】



【無料相談会チラシ】

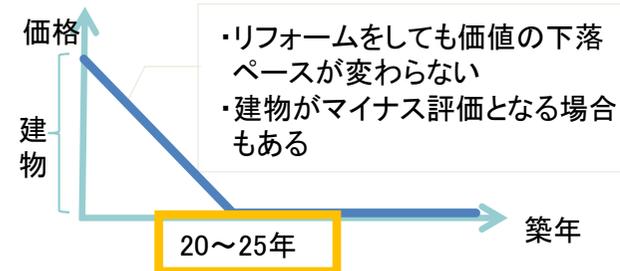


【セミナー・相談会の様子】

【セミナーチラシ】

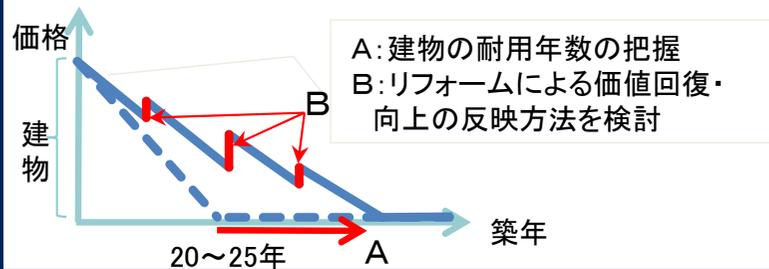
中古戸建て住宅の建物評価の現状・課題

流通市場において、戸建て住宅が一律に経年減価し、築20～25年程度で市場価値がゼロとなる慣行が存在。



木造戸建て住宅の建物評価改善の方向性

住宅の性能や維持管理の状態など、個別の住宅の状態に応じて適切に評価。



■ 中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針(H26.3)

- ① 建物を基礎・躯体部分と内外装・設備部分に区分
- ② 基礎・躯体は性能に応じて20年より長い耐用年数を設定
例: 長期優良住宅: 100年超、住宅性能表示劣化対策等級3: 75～90年等
- ③ 適切な内外装・設備の補修等を行えば、価値が回復・向上

建物評価改善の市場への定着に向けた取組

◆ 不動産鑑定評価の実務への反映

平成27年7月に、「既存戸建住宅の評価に関する留意点」を策定

◆ 宅地建物取引業者の査定への反映

平成27年7月に、宅建業者が値付けのための査定に用いる「既存住宅価格査定マニュアル」を改訂

既存住宅流通の活性化に向けた取組 的確なリフォームの推進

長期優良住宅化リフォーム推進事業

消費者の不安を解消するインスペクション(既存住宅現況検査)や維持保全計画の作成の取組みを行うことを前提に、長寿命化に資するリフォームの先進的な取組みに対して支援を行う。 【補助率】1/3 【限度額】100万円/戸 等

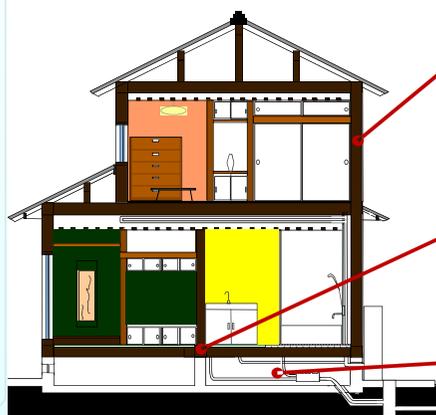
○インスペクションの実施

○性能向上リフォーム

- ・耐震性
- ・省エネルギー性
- ・劣化対策
- ・維持管理・更新の容易性

○維持保全計画・履歴の作成

等



省エネルギー性

例) 外壁の断熱

外壁の断熱材充填



耐震性

例) 軸組等の補強

柱脚固定金物、筋交いプレートの追加



劣化対策

例) 床下防湿・防蟻措置

防湿シート敷込



住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保や消費者への情報提供を行うなど、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体(※)を国が登録する制度を創設(H26.9~)。住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。
※9団体が登録(H29.8.1現在)

ロゴマーク(商標登録済)



買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置

買取再販(※)で扱われる住宅の取得について、以下の税制特例措置を創設。

※事業者が既存住宅を一旦買い取り、性能・質の向上を図るための一定のリフォームを行い、消費者に販売すること

○買取再販事業者に課される不動産取得税の軽減
(適用期間:H27.4.1~H31.3.31)

○買主に課される登録免許税の軽減
(適用期間:H26.4.1~H30.3.31)



Before



After

リフォーム工事
(耐震・省エネ・バリアフリー・水回り等の一定のリフォーム)

売主

事業者

買主

不動産取得税の軽減

登録免許税の軽減

レインズにおけるステータス管理機能の導入について

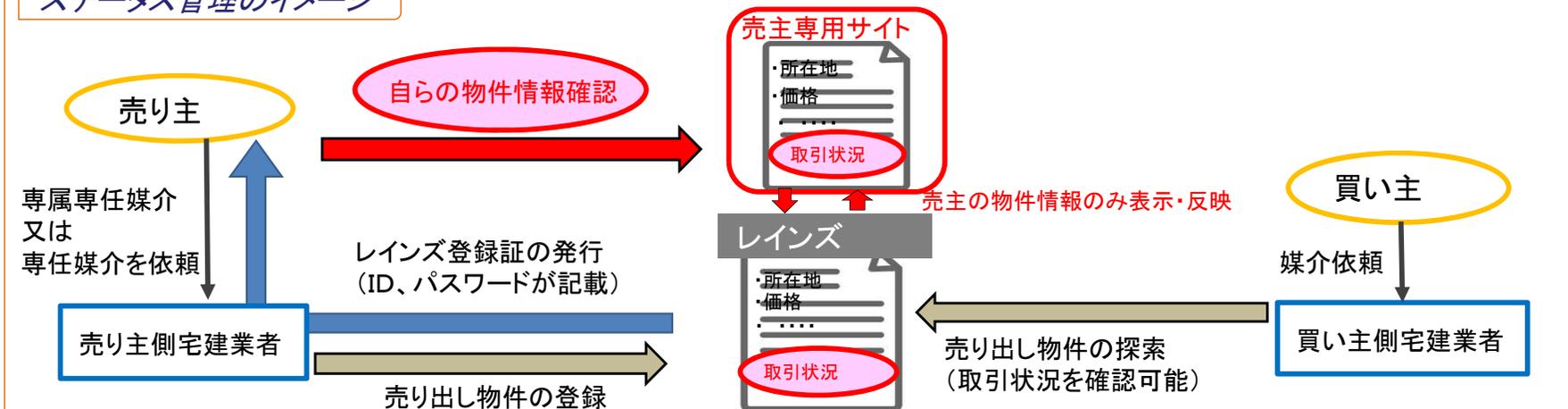
レインズの機能を更に向上させ、不動産流通の活性化と消費者利益の保護・増進を図るため、平成28年1月にステータス管理の仕組みを導入。

ステータス管理機能の仕組み

- ①専属専任媒介又は専任媒介の売り出し物件について、売り主側宅建業者はレインズに取引状況(ステータス)を登録する。取引状況は、「公開中」「書面による購入申込みあり」「売主都合で一時紹介停止中」の3種類。
- ②専属専任媒介又は専任媒介を依頼した売り主自らが、自分が依頼した物件に限り、売り主専用サイトにアクセスして登録情報の表示画面と取引状況を確認できる。また、買い主側の宅建業者は、レインズで取引状況を確認できる。

媒介を依頼した売り主の安心・安全を確保し、また、レインズを通じた取引の相手方の探索の適正化・円滑化を図る。

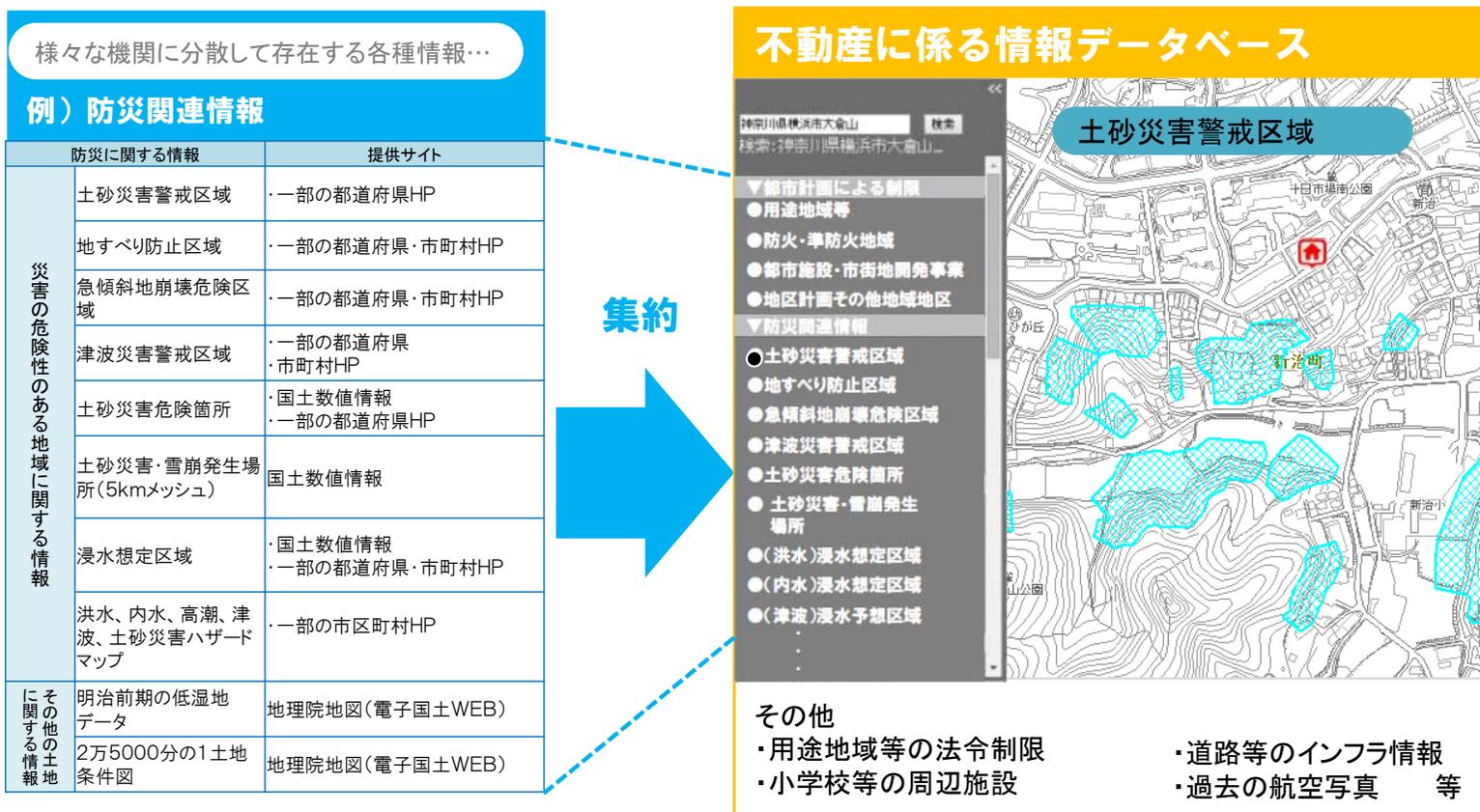
ステータス管理のイメージ



不動産総合データベースの整備

○不動産に関する情報のうち、売り出し物件や成約物件の所在地や間取り、価格等はレインズ[®]上に集約されているが、防災に係るハザードマップや都市計画等の法令制限、過去の土地利用や周辺施設の状況など、地域に関する情報は網羅されておらず、様々な機関に分散しているため、情報を集めることが困難。

○これらの情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」を整備し、業務の効率化や消費者サービスの向上等に繋げる。



▶ 本年3月末までの横浜市、静岡市、大阪市、福岡市の試行運用を踏まえて、現在、本格運用に向けた調整等を進めている段階。

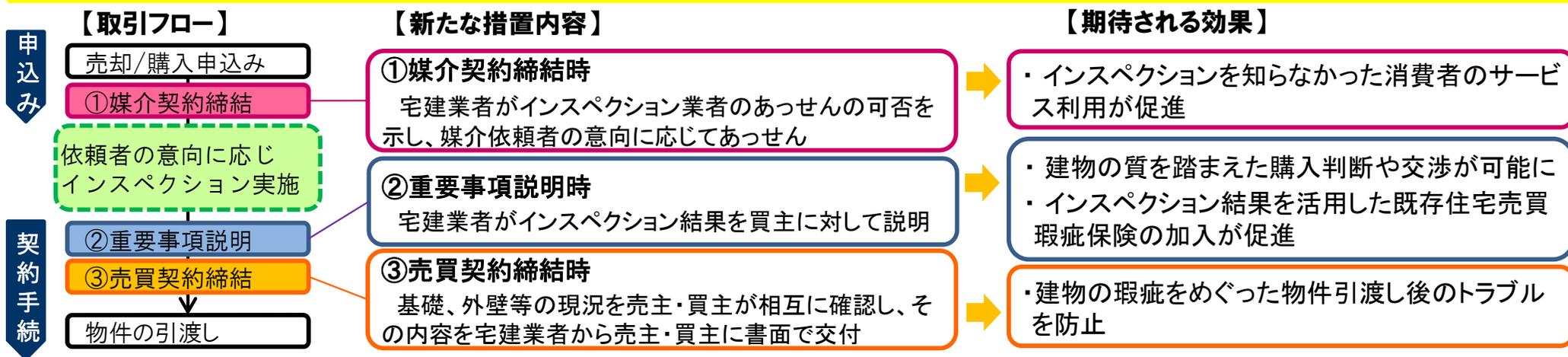
既存住宅状況調査方法基準の策定と既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

- 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認）を規定した既存住宅状況調査方法基準を策定。
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）は調査方法基準に従って適正に調査を実施。

宅地建物取引業法の改正

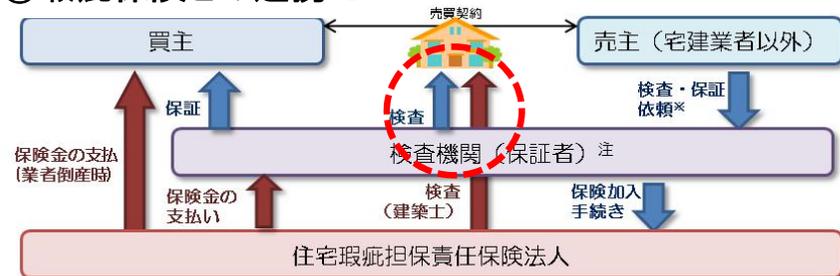
平成30年4月1日施行

売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備するため、宅建業者が建物状況調査（インスペクション）の活用を促進。建物状況調査は既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って実施。



インスペクションの活用

①瑕疵保険との連携 [既存住宅売買瑕疵保険(個人間売買 検査事業者タイプ)]



一定の講習を受講・修了し、登録された建築士が検査(左図の青矢印の検査)を実施する場合は、保険法人の現場検査(左図の赤矢印の検査)を书面審査化(通常は2回の検査が必要)→利用者の負担軽減

※検査・保証依頼は、買主(予定者)からの依頼も可能です。

②補助事業を通じた活用・普及

- 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、リフォーム前のインスペクションの実施を要件化。
- 「住宅ストック循環支援事業」「住宅ストック維持・向上促進事業」において、インスペクション費用を補助。

インスペクションの活用による住宅市場活性化事業

建物状況調査(インスペクション)に係る技術の開発・高度化とその蓄積・活用・実施体制整備を支援することにより、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。

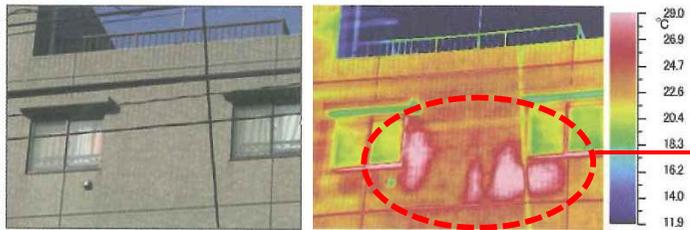
建物状況調査(インスペクション)が普及促進され、その結果が計画的な維持管理や住まい手や住まい方に合わせたリフォームに活用され、また、売買時の価格への適正な反映等が市場で定着することを目指すため、以下の取組を行う。

- ①建物状況調査(インスペクション)技術の開発・高度化によるインスペクションの利便性向上やコストの縮減、
- ②建物状況調査(インスペクション)によって得られた住宅情報を蓄積・活用するための仕組みの構築、
- ③建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備

1. 建物状況調査(インスペクション)技術の開発・高度化

【補助率】定額

現況の把握が難しい住宅の部位や欠陥による不具合事象について、非破壊による検査技術等新たな技術開発や既存技術の高度化、これらの技術の活用を図る取組みを支援。

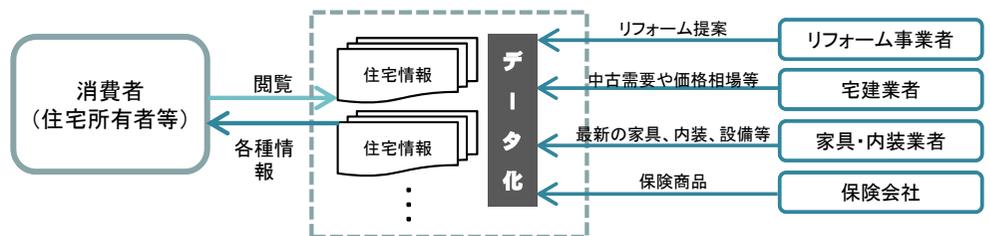


技術開発例:
赤外線サーモグラフィの解析による断熱不良個所の把握

2. 建物状況調査(インスペクション)による住宅情報の蓄積・活用

【補助率】定額

住宅所有者が維持管理等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の整理・蓄積・活用のための取組みや周知普及する取組みを支援。



3. 建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備

【補助率】定額

改正宅建業法により重要事項説明時に建物状況調査(インスペクション)の結果の説明等が義務づけられることとなったことを踏まえ、全国の各地域において必要なインスペクターを確保できるようにするため、登録講習実施機関による講習会の実施を支援する。

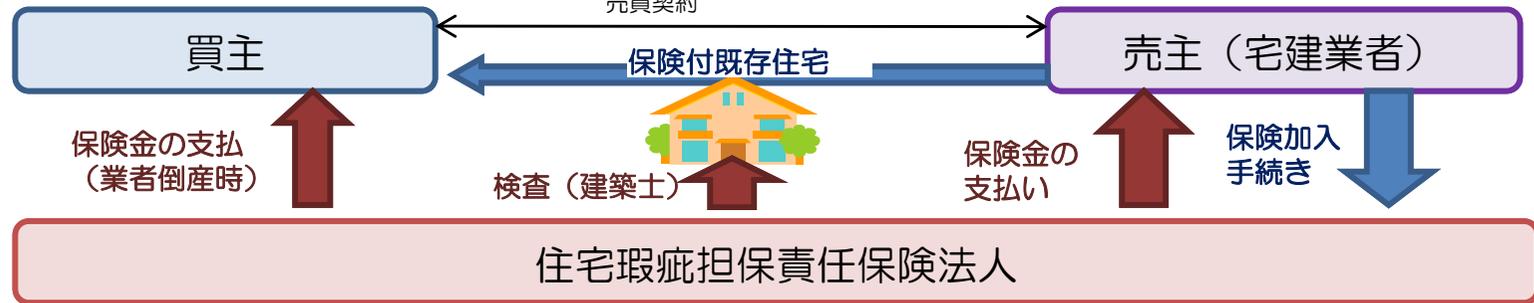
既存住宅流通・リフォームに係る保険制度 ～既存住宅売買瑕疵保険～

既存住宅の売買に関する保険制度（保険金の支払い対象は構造部分・防水部分など。保険加入は任意）。
 既存住宅売買瑕疵保険の仕組みは、「売主が宅建業者の場合（保険期間5年または2年）」と「売主が宅建業者以外（個人間売買）の場合（保険期間5年または1年）」で異なる。

売主が宅建業者の保険の仕組み

宅建業者が買主に対して負担する瑕疵担保責任を履行することによって生じる損害について保険金を支払う

【保険料】
 戸建（延べ床面積120㎡）7万～8万円程度
 共同住宅（RC4階建て、20戸、戸あたり平均面積75㎡）85～110万円程度

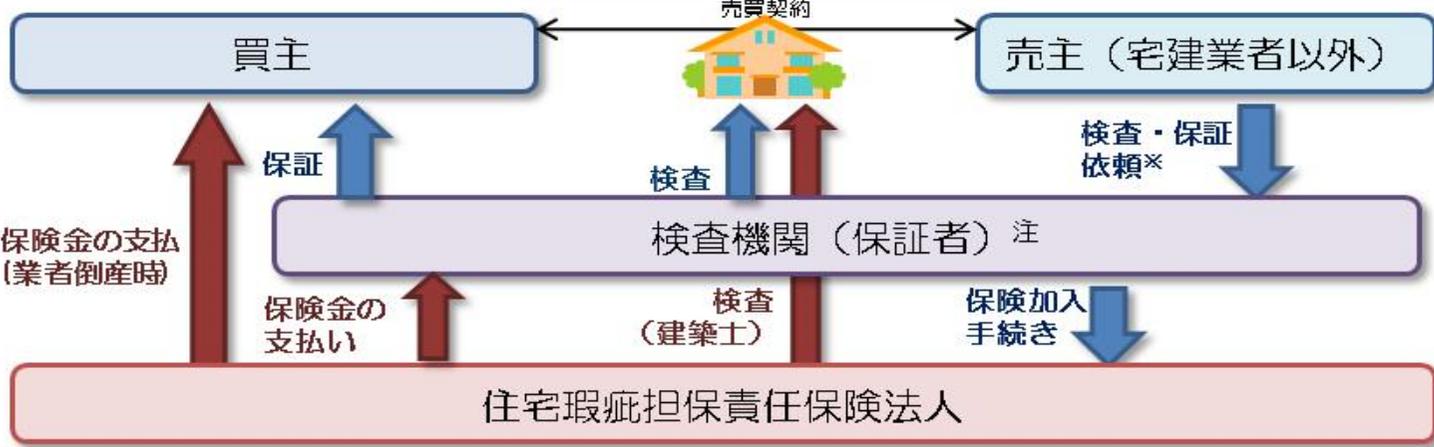


<申込み実績> 36,968戸 (H21.12.18 ~ H29.6.30)

売主が宅建業者以外の保険の仕組み

個人間での売買の対象となる住宅の検査を行い、売買後に隠れた瑕疵が発見された場合に保証する「検査機関」の保証責任について保険金を支払う
 ※個人間での売買において保険法人が検査し、宅建業者の保証責任について保険金を支払う商品（仲介事業者コース）もある。

【保険料】
 戸建（延べ床120㎡）7万～7.5円程度
 共同住宅（RC4階建て、20戸、戸あたり平均面積75㎡）：110万円程度



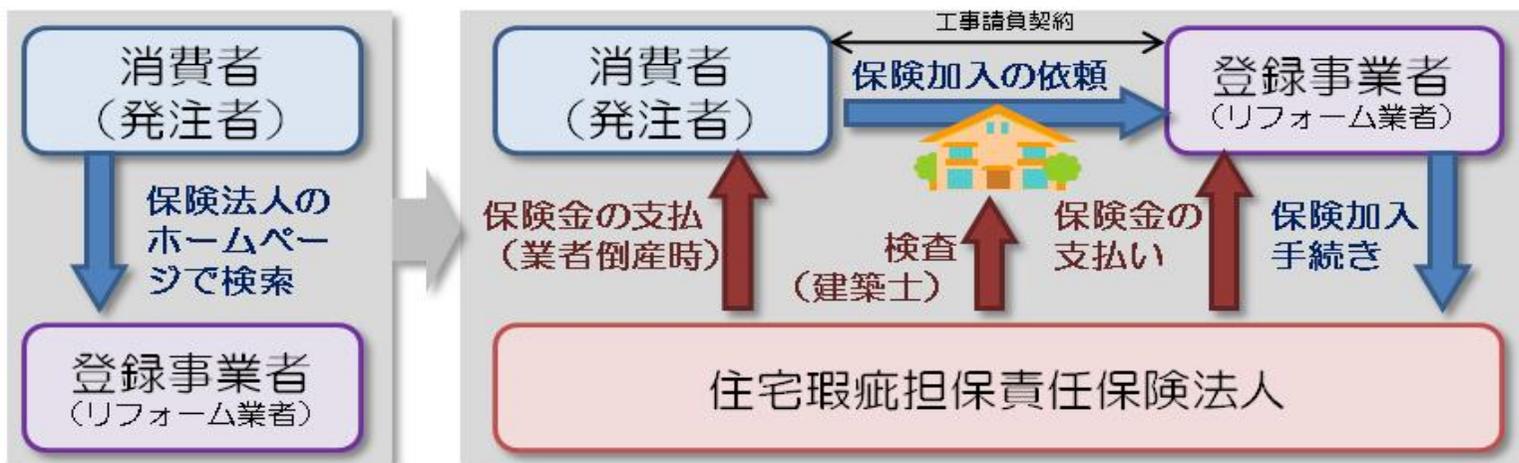
※検査・保証依頼は、買主(予定者)からの依頼も可能です。

<申込み実績> 7,293戸 (H22.3.8 ~ H29.6.30)

リフォーム工事の瑕疵に関する保険制度(保険金の支払い対象は、リフォーム工事を実施したすべての部分。保険期間は構造部分・防水部分は5年間、その他の部分は1年間。保険加入は任意)

リフォーム事業者登録について

- ・ リフォームかし保険に加入する事業者は、保険法人への事業者登録が必要
- ・ 事業者登録された事業者は、保険法人が一般に公開
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会HPにおいて全保険法人に登録された事業者の検索システムを運用 URL：<http://search-kashihoken.jp/>)



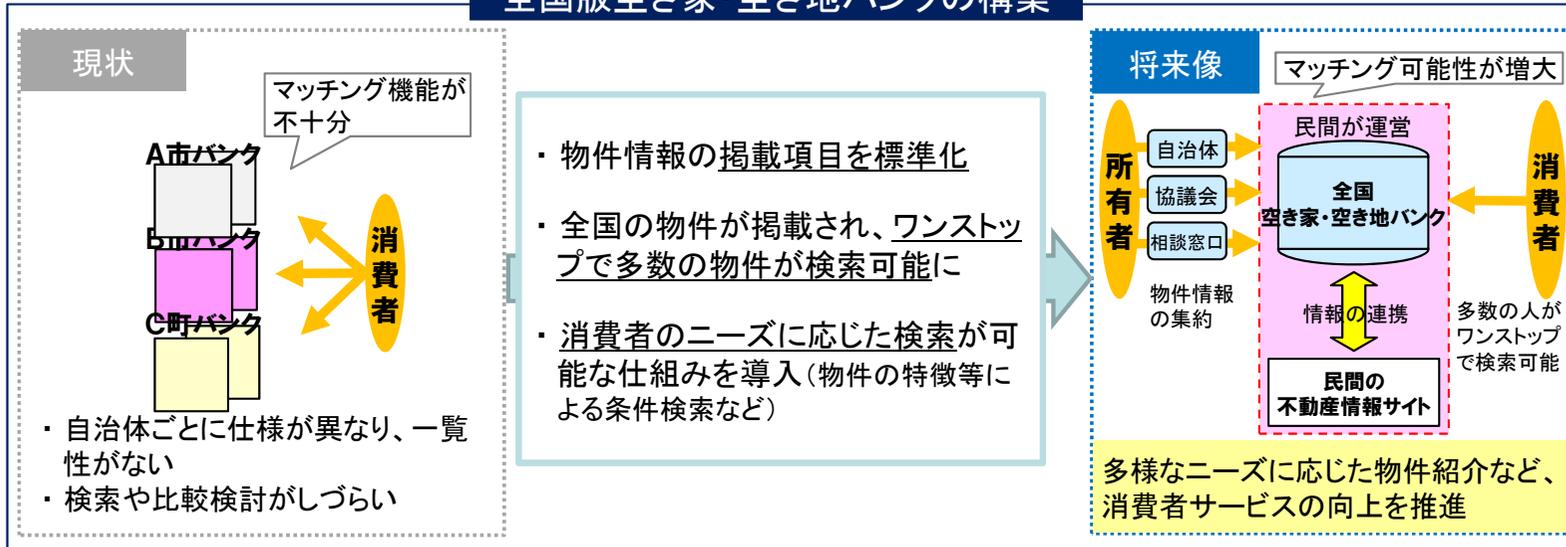
【保険料】

保険金額 300万円		保険金額 1000万円	
設備のみ	構造等を含む	設備のみ	構造等を含む
3.5万～4万程度	5万～6万程度	5万～6万程度	6.5万～7.5万程度

<申込み実績> 29,376件 (H22.3.18～H29.6.30)

- 需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等により、**空き家・空き地等の流動性を高め、有効活用を推進**。
- 具体的には、全国の空き家・空き地等の検索が可能な**全国版空き家・空き地バンクの構築**、空き家・空き地等の流通促進のために**先進的な取組を行う団体等への支援**を行う。

全国版空き家・空き地バンクの構築



施策の効果

◎空き家・空き店舗の再生



移住者に売却・賃貸

◎新たな消費・投資の喚起

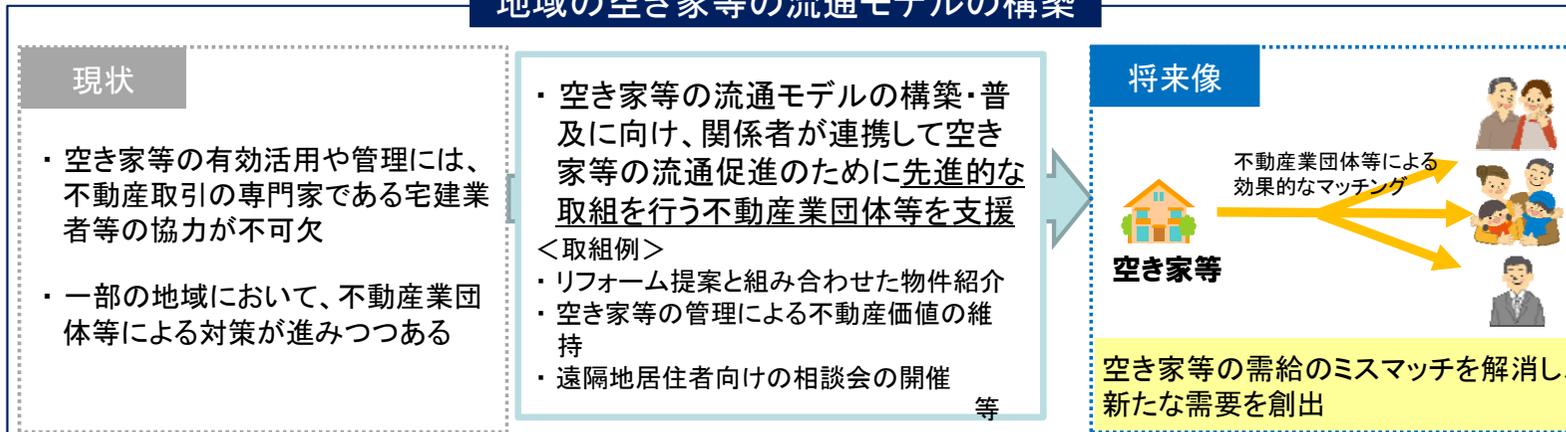


起業等の場として提供

など

- 不動産流通市場活性化による経済効果の発現
- 空き家・空き地等の有効活用の促進

地域の空き家等の流通モデルの構築



居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。

対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域（居住誘導区域※4を定めた場合はその区域内に限る。）

対象施設

- 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域



【奈良県五條市】
町家を滞在体験施設として活用



【広島県庄原市】
長屋住宅を交流・展示施設として活用

事業内容

- 空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う

助成対象費用

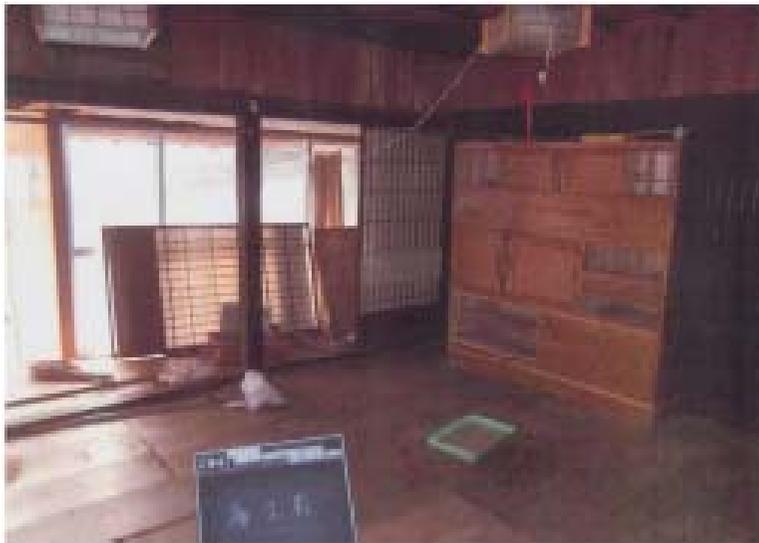
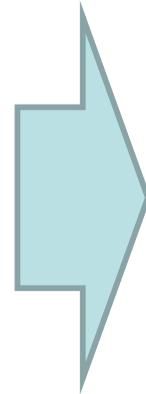
- 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用
空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等
- 空き家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用
所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6
負担割合 (□ が 交付対象 限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	1/2	1/3
	1/2	1/3
		民間
		1/3

※5 要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額
※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

空き家再生等推進事業【活用】の事例 徳島県三好市

空き家となっている古民家を田舎暮らしが体験できる交流滞在体験施設として整備。施設の運営については、地元のNPO法人と地元住民が一体となり運営をしている。

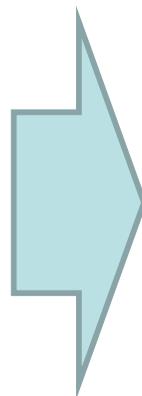


改修前

改修後

空き家再生等推進事業【活用】の事例 奈良県五條市

伝統的な町家の魅力を活かし、若い世代が希望をもてるようなまちづくりを目指して、空き家となっていた町家の離れと蔵を改修し、滞在体験施設として活用。



改修前

改修後

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
 - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
 - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】 ※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3(国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2(地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

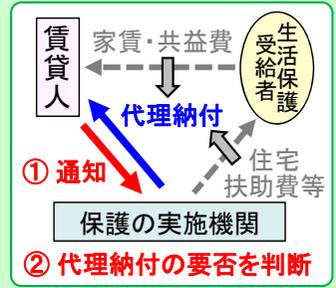
1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付(※)の要否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと



4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国 定額(国の直接補助)

5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

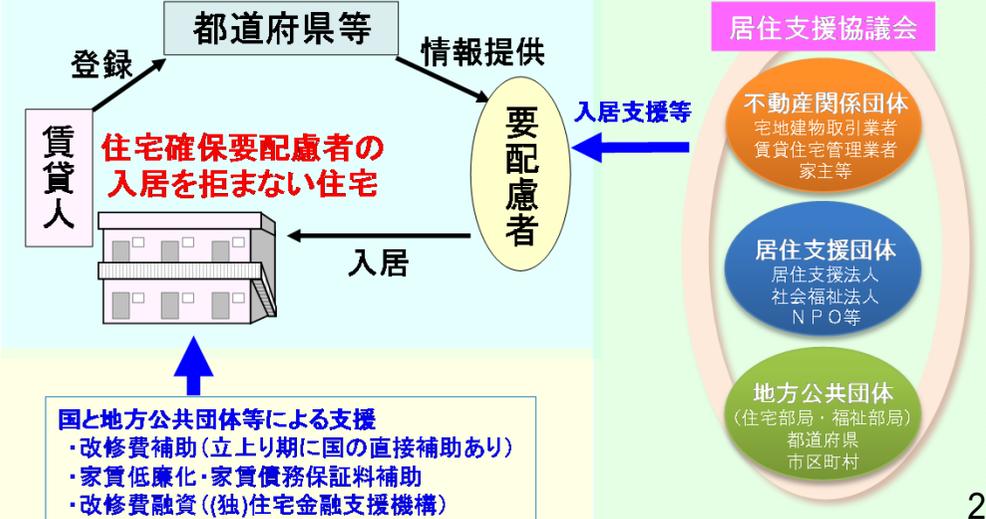
① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ

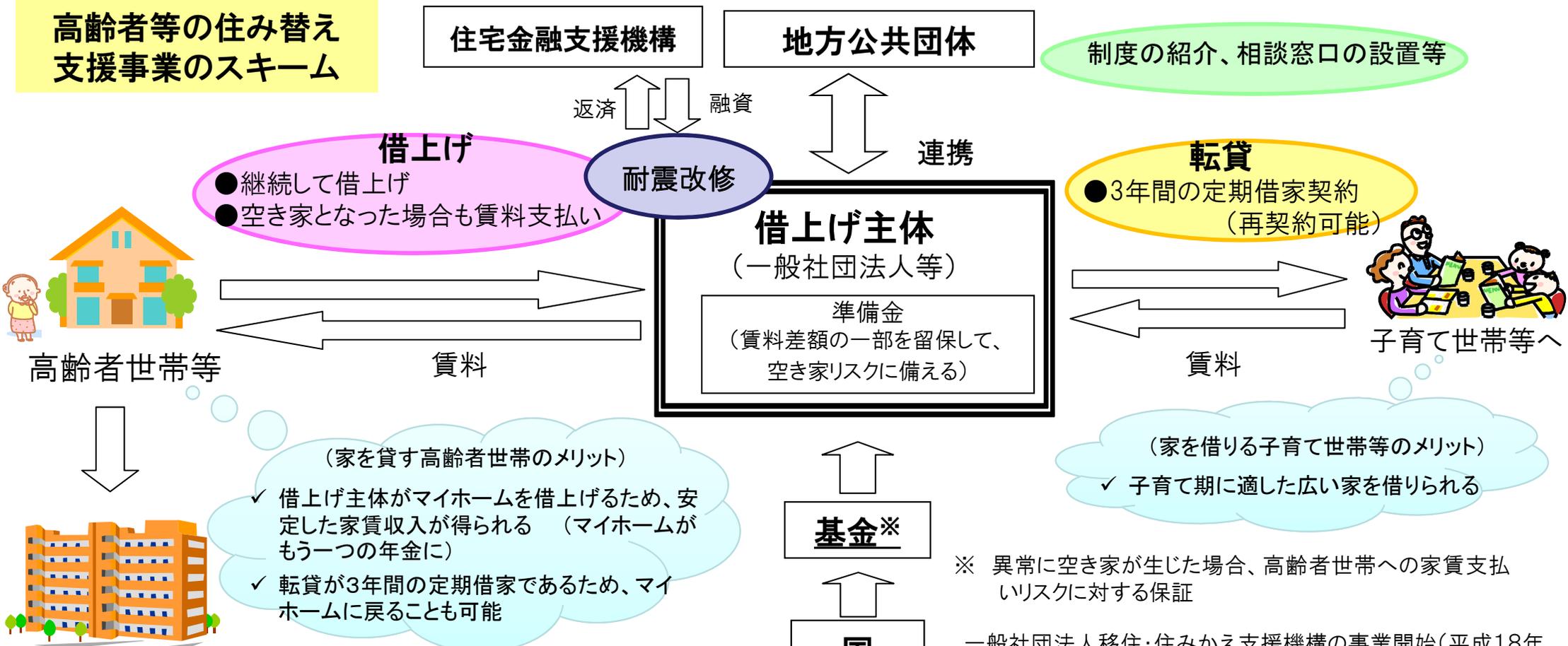


- 国と地方公共団体等による支援**
- ・改修費補助(立上り期に国の直接補助あり)
 - ・家賃低廉化・家賃債務保証料補助
 - ・改修費融資((独)住宅金融支援機構)

高齢者等の住み替え支援事業

高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。

高齢者等の住み替え支援事業のスキーム



※ 異常に空き家が生じた場合、高齢者世帯への家賃支払いリスクに対する保証

一般社団法人移住・住みかえ支援機構の事業開始(平成18年10月)からの制度活用実績は、情報会員登録8,202件、制度利用申し込み1,190件、入居者決定917件(平成29年7月末現在)

【地方公共団体等と移住・住みかえ支援機構との連携について】

・全国276の地方公共団体において、「マイホーム借上げ制度」の紹介や相談窓口の設置など、宅建事業者や地域住民等と機構との橋渡しを行っている。(平成29年4月1日時点)。

・住宅金融支援機構は借上げ主体に対し、子育て世帯への転貸に係る賃料等を担保に、耐震改修融資を実施。

高齢者等の住み替え支援の取組み事例

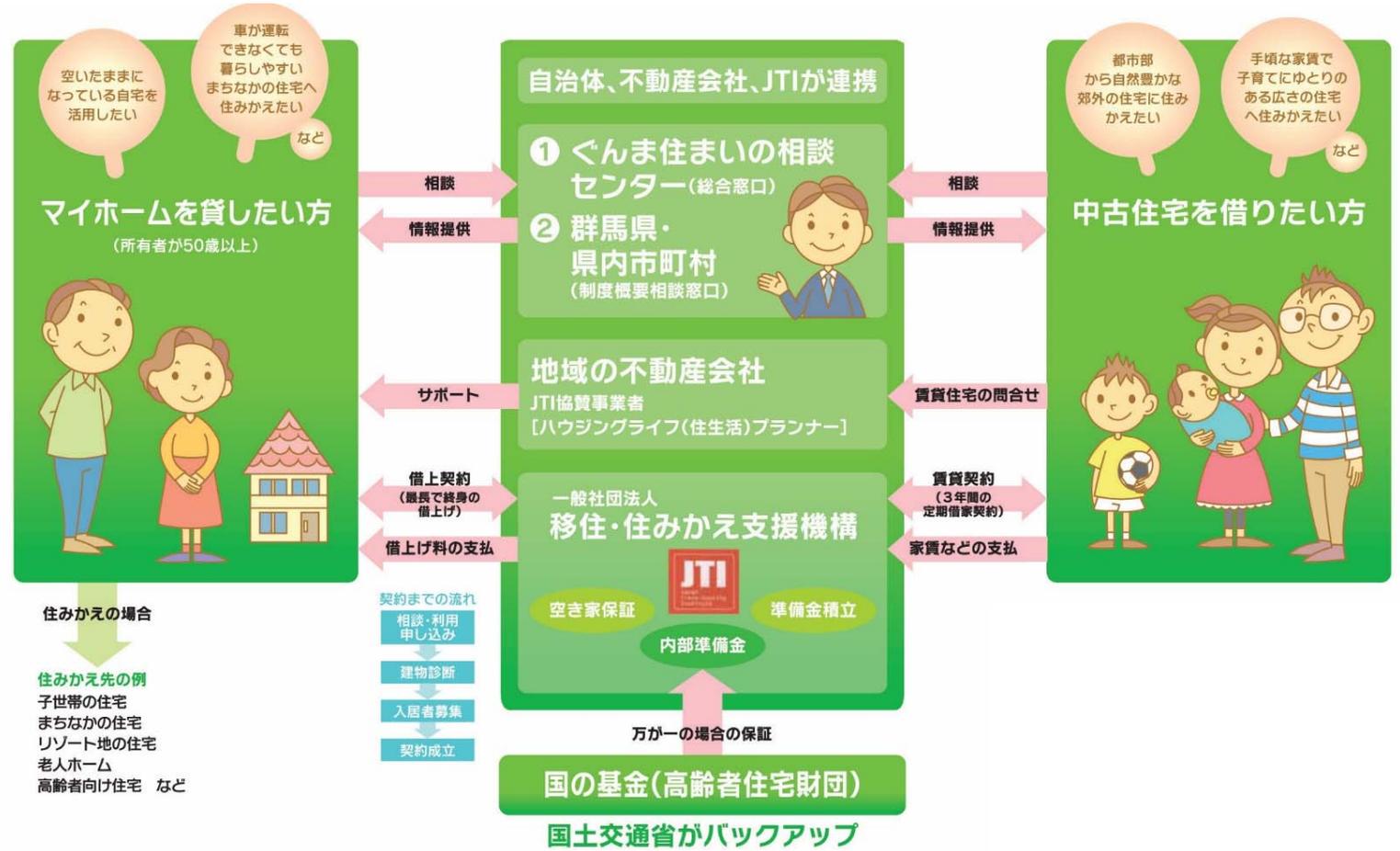
■群馬県空き家活用・住みかえ支援事業(群馬県)

県内での空き家の増加や比較的広い持ち家に居住する高齢者世帯とゆとりある住宅を求めている子育て世帯の住宅ニーズのミスマッチを受け、県と県内35市町及び（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）等で構成する協議会を設立。JTIの「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の有効活用や住みかえ支援に取り組む。

県住宅供給公社の「ぐんま住まいの相談センター」が相談受付や情報提供などの総合窓口になるとともに、県や市町村でも相談受付を実施。「マイホーム借上げ制度」の利用実績は13件（H29.7月末現在）



マイホームを貸したい方が相談に訪れる



高齢者等の所有する住宅の活用事業(子育て世帯等へ転貸)

事業の概要

※高齢者等の住み替え支援事業(国土交通省)を活用

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、高齢者世帯の所有する住宅を定期借家契約により借り上げ子育て世帯等へ転貸。
 高齢者世帯は、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することが可能。



所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り	所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
福島県 いわき市	木造 2階	18年	315.4㎡ (95.4坪)	123.8㎡ (37.4坪)	4SLDK	神奈川県 相模原市	軽量 鉄骨造 2階	27年	189㎡ (57.1坪)	117.92㎡ (35.7坪)	4LDK

高齢者等の所有する住宅の活用事業(子育て世帯等へ転貸)

事業の概要

※高齢者等の住み替え支援事業(国土交通省)を活用

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、高齢者世帯の所有する住宅を定期借家契約により借り上げ子育て世帯等へ転貸。

高齢者世帯は、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することが可能。

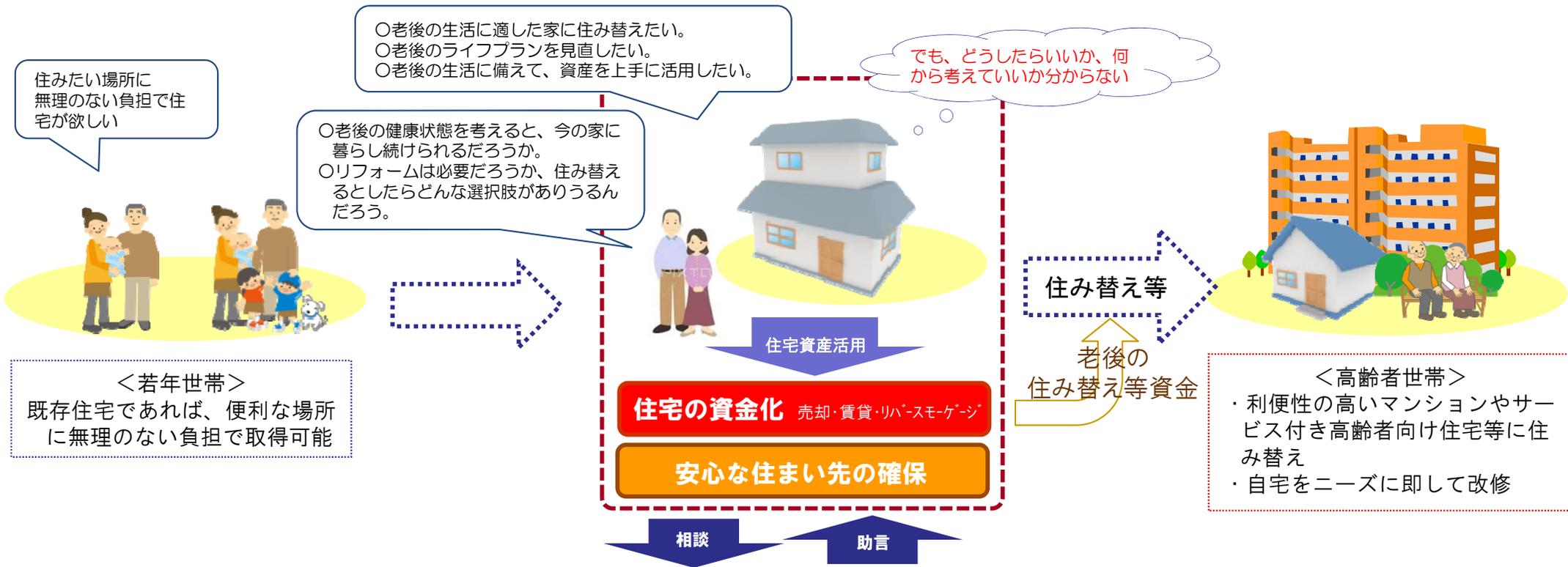


所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
大阪府豊中市	木造2階	31年	110.1㎡ (33.3坪)	90.7㎡ (27.4坪)	5LDK

所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
神奈川県相模原市	軽量鉄骨造2階	27年	189㎡ (57.1坪)	117.92㎡ (35.7坪)	4LDK

住み替え等円滑化推進事業

- 高齢者等の住宅資産の活用に関し、相談体制の整備と専門家の育成を進めることで、住み替えを円滑化
- 高齢者等が所有する良質な住宅ストックの住宅市場への供給を促進し、既存住宅市場の活性化を図る。



体制整備の支援

相談体制の整備

- (FPや建築士及びケアマネージャー等を中核とし、税理士・弁護士・司法書士等と連携)
- 高齢者等の住宅資産活用に関する相談会・セミナーの実施
 - 相談窓口の設置、相談員の派遣
(生涯学習センター、病院、介護施設等との連携)



ファイナンシャル・プランナー

- ・資産運用の専門家顧客のライフプランに合わせた資産運用プラン等を提案
- ・現状では、高齢者等の住宅資産活用に関する知識や経験は不十分

建築士・ケアマネージャー等

- ・高齢者の健康状態等に合わせた住み替え先や自宅の改修等を提案
- ・現状では、高齢者向け住まいに関する知識やノウハウは不十分

育成手法の確立支援

専門家の育成

(FPや建築士及びケアマネージャー等を対象とすることを想定)

- 高齢者等の住宅資産活用の実務に関する研修プログラムの検討・実施

高齢者等の住み替え等について、高齢者やその家族と信頼関係を築きながら、保有資産全体を考慮しつつ、医療・介護・福祉サービスや相続等高齢者特有の検討事項に配慮した住宅資産活用の提案ができる総合的な力を身につけるための研修を実施

住み替え円滑化に向けた取組

多世代交流型住宅ストック活用推進事業

背景

- 個人住宅の有効活用のためには専門家のサポートが必要
- 都市部では、不動産市場が成熟しているが、様々な事業者が消費者サービスを個別に展開
- 地方部・市場が活発でない都市部では、事業者の規模が大きくなり、消費者サービスを幅広く展開できない

事業内容と効果

地域における重要な資産である個人住宅が持続的に居住・利用されるよう、以下の取組を行う地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会等に対し、その取組みに要する費用を支援

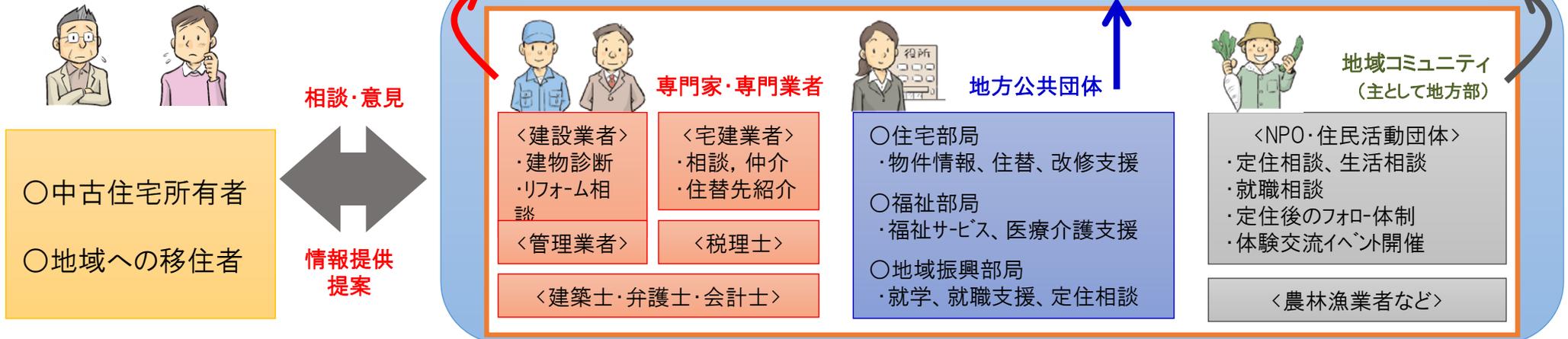
- ①流通、リフォーム、管理等に関する個人住宅の所有者及び住替え検討者の疑問・不安の解消とニーズに一元的に対応するため、総合的な相談をワンストップで受け付ける体制整備
- ②官・民・地域コミュニティが連携した特色ある有効活用事業を誘導するための個人住宅の有効活用に資する関連事業間の総合調整や住宅の管理活用に係るモデル的な取組み

【期待される効果】

- 多世代の住替え促進、移住・二地域居住等の多様なライフスタイル促進
- 地域事業者のビジネス機会の創出

➡ 移住・住替え・多世代交流を通じて地域活性化に寄与

<事業イメージ>



目的

平成27年4月より、中古住宅の購入と併せてリフォーム工事を行う場合、リフォーム費用もフラット35の対象とし、民間金融機関では供給困難な長期・固定金利のリフォーム一体型ローンの供給を支援することで、中古住宅市場の活性化や住み替えの円滑化に貢献。

リフォーム一体型ローンの活用により、中古住宅の質の向上と、ライフステージに応じた住み替えが実現される。

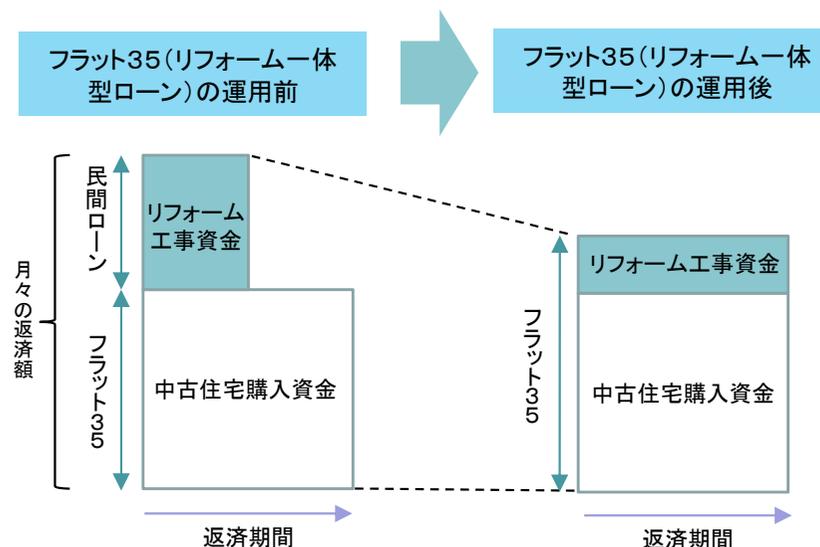


制度の概要等

(主な融資条件等)

資金用途	中古住宅の購入及び中古住宅の購入と併せて行うリフォーム工事に必要な資金 ※ リフォーム工事の内容、リフォーム工事費の金額や割合に制限はない。
対象住宅	「中古住宅購入価額とリフォーム工事費の合計額」が1億円以下の住宅
借入額	100万円以上8,000万円以下で、「中古住宅購入価額とリフォーム工事費の合計額」以内

(返済イメージ)



中古住宅購入資金

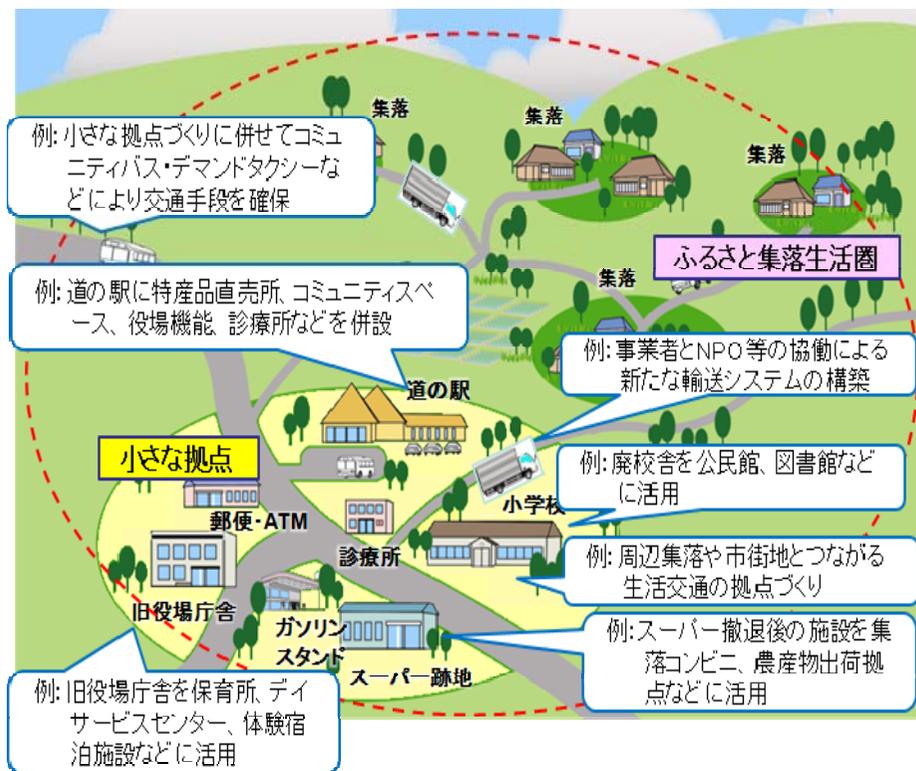
+

- 省エネ設備の設置や水回りのリフォーム
- 壁・天井クロスの貼り替え など

リフォーム工事資金

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み合わせることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存施設の再編・集約に対して、NPO等による事業も補助対象に追加するとともに、新たなモデル性の高い事業に重点化して支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

(※下線部は平成29年度拡充に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 対象事業

遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修

○フォーラムや交流会の開催

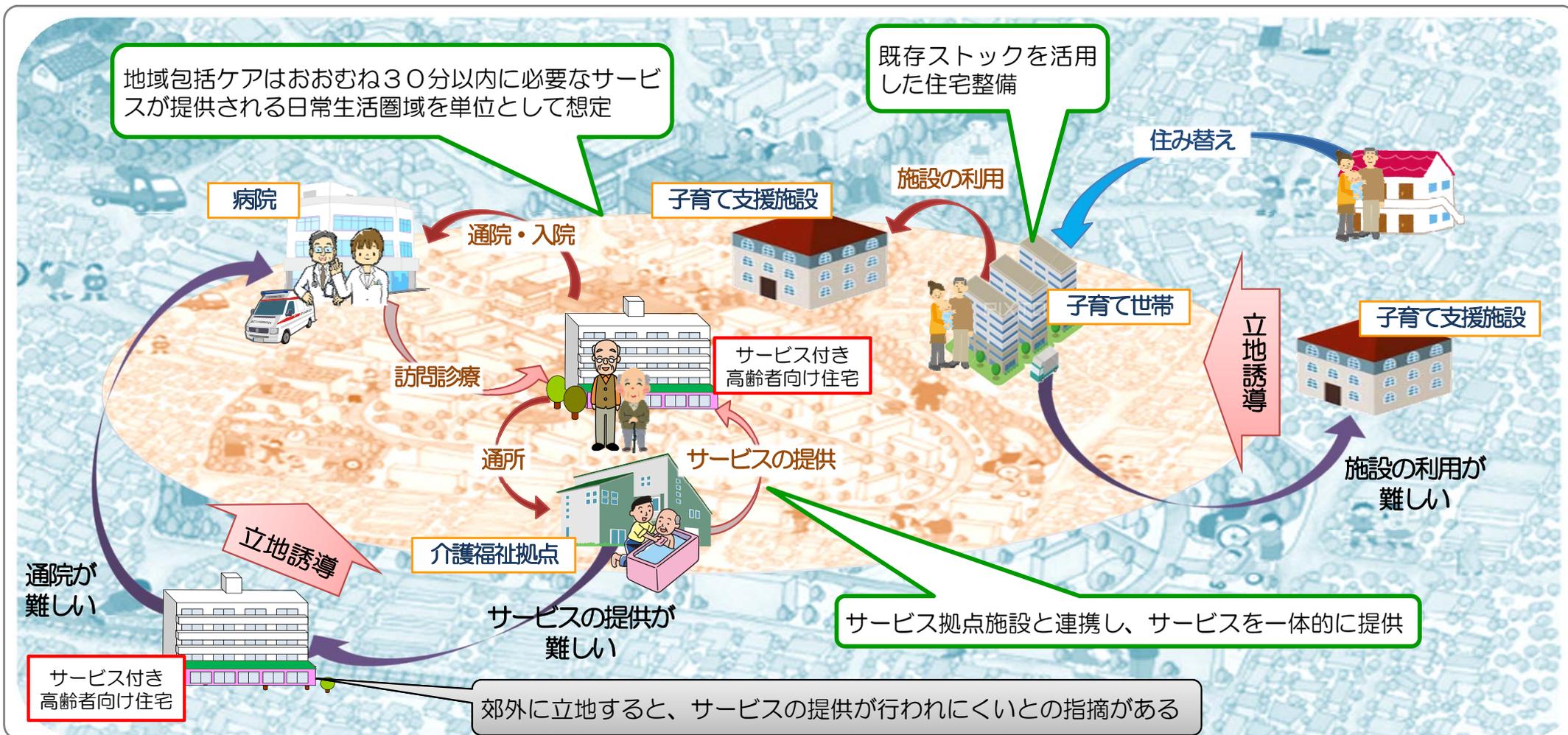
「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行う。

スマートウェルネス住宅・シティの展開

街なかにおいて、子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の整備、
- ・ 空き家を活用した子育て世帯向け住宅やコミュニティ施設等の確保、
- ・ 介護・医療・子育て等のサービス拠点施設の設置

など、厚生労働省と連携し、**地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進**する。



スマートウェルネス住宅等推進事業の概要

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備**、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の**福祉施設の整備**及び**先導的な取組**を**支援**。
- 上記に加え、平成29年度より、民間賃貸住宅や空き家を活用した**新たな住宅セーフティネット制度の創設に伴い**、住宅確保要配慮者向け住宅の早期確保を図り、その供給促進を図るため、**既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費**に対して**支援**。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- **サービス付き高齢者向け住宅**の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、**整備費**に対して**支援**を実施

【住宅】	新築 1/10（上限 110・120・135万円/戸※）
	改修 1/3（上限 150万円/戸等） ※床面積等に応じて設定
【高齢者生活支援施設】	新築 1/10（上限1,000万円/施設等）
	改修 1/3（上限1,000万円/施設等）

H29年度からの
変更内容

- 補助対象：○「事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備」について、補助対象外とする。
○家賃30万円/月以上の住戸を補助対象外とする。
- 補助限度額：○住戸部分の床面積が25㎡未満のサ高住の建設について、補助限度額を120万円/戸から110万円/戸に切り下げる。

② スマートウェルネス拠点整備事業

- 住宅団地等における**福祉施設**の整備促進のため、**整備費**に対して**支援**を実施

補助率：1/3 補助限度額：1,000万円/施設
対象施設：高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設
事業の主な要件：①原則として住宅団地等の戸数が100戸以上であること
② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」が定められていること ※
※平成29年度より②の手続きを円滑化



③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する**先導的な事業**として選定されるものに対して**支援**を実施

〔建設工事費〕補助率：新築1/10、改修2/3 〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2/3

④ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

- 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して**住宅確保要配慮者専用の住宅**とする場合の**改修費**に対して**支援**を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸等 対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事等

スマートウェルネス拠点整備事業の概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを目的として、住宅団地等に拠点施設を新設・改修する場合その費用に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

■概要

<事業の主な要件>

- ① 住宅団地等の戸数が100戸以上※¹であること。
- ② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」※²が定められていること。 ※³
- ③ 整備する施設が「スマートウェルネス計画」に位置付けられていること。 ※³

「生涯活躍のまち」構想に係るものについては以下のとおり

- ① 住宅団地等の高齢者向け住宅の戸数が30戸以上であること。
- ② 市町村が策定する「生涯活躍のまち形成事業計画」の区域内に存すること。

<補助率等>

拠点施設の整備(建設・改修・買取)に係る費用を補助

補助率 : 1/3

補助限度額 : 1,000万円(1施設につき)

<対象となる拠点施設>

- ① 高齢者生活支援施設:
診療所、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所 など
- ② 障害者福祉施設 :
障害者支援施設、共同生活援助施設(障害者グループホーム)など
- ③ 子育て支援施設 :
保育所、託児所、学童保育施設、住民の運営による共同育児スペース など
- ④ その他の施設 :
事業目的に資する食事サービス施設、交流施設など

※¹ 公営住宅や地域優良賃貸住宅等については、100戸未満でも対象。

※² 住宅団地等の管理者が、地方公共団体と連携して以下の事項を定めた計画

- ① 地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康維持と増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針、
- ② 拠点施設に関する事項
- ③ 生活支援・多世代交流活動に関する事項

※³ 地域住宅計画又は都市再生整備計画において子育て支援を図るものとして位置付けられた住宅団地等の区域内において実施する子育て支援施設の整備事業については、左記の②、③の要件を満たしているものとみなす。(H29年度拡充事項)

■イメージ

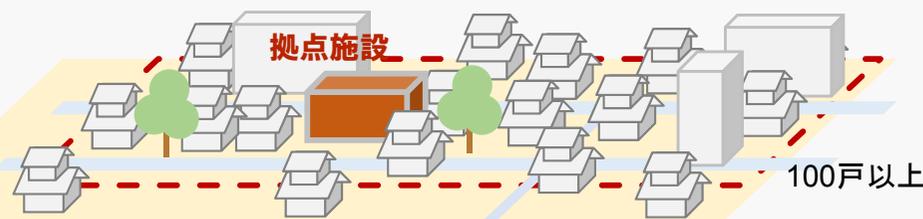
<住宅団地の場合>

- ・公営住宅、UR団地、公社団地等の住宅団地
- ・住宅団地内の住戸数が約100戸以上
- ・建て替え等による余剰地や1階の空きスペース等に、拠点施設を整備



<一般の住宅地の場合>

- ・戸建て住宅地など一般の住宅地など
- ・区域内の住戸数が約100戸以上
- ・空き地や既存の空き家等の改修により、拠点施設を整備



○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ①接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

（交付率：1/2）

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

（集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）



公共施設の修景

（道路の美装化、街路灯整備等）

電線地中化



（交付率：1/2）

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

（外観の修景の整備）

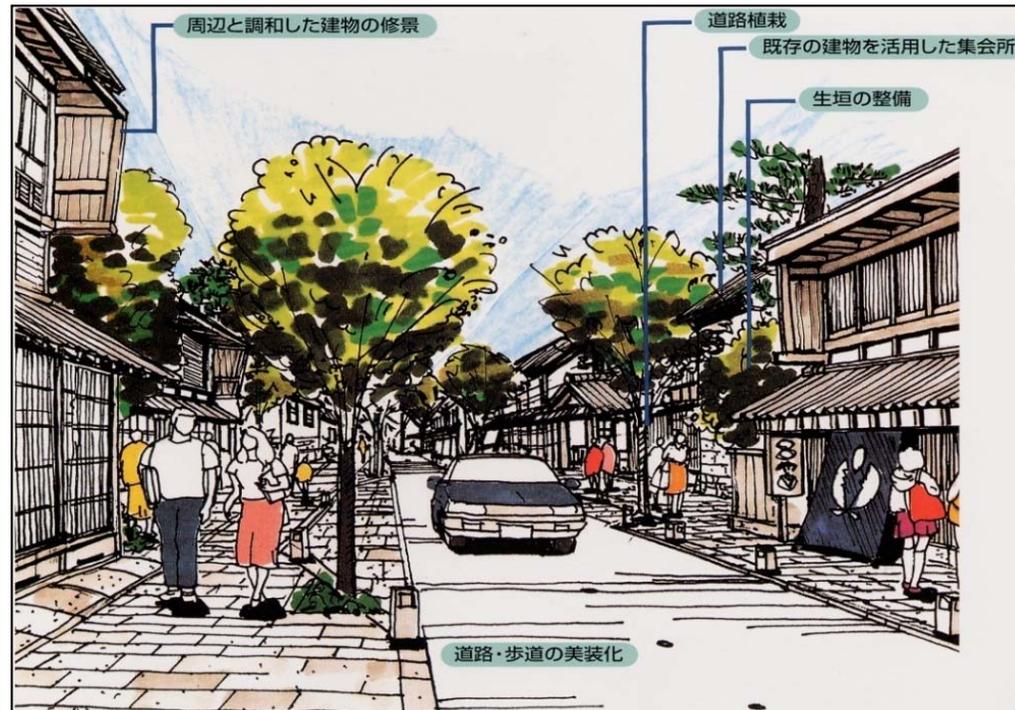


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

（修理、移設、買取等）



（交付率：1/2,1/3）



住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

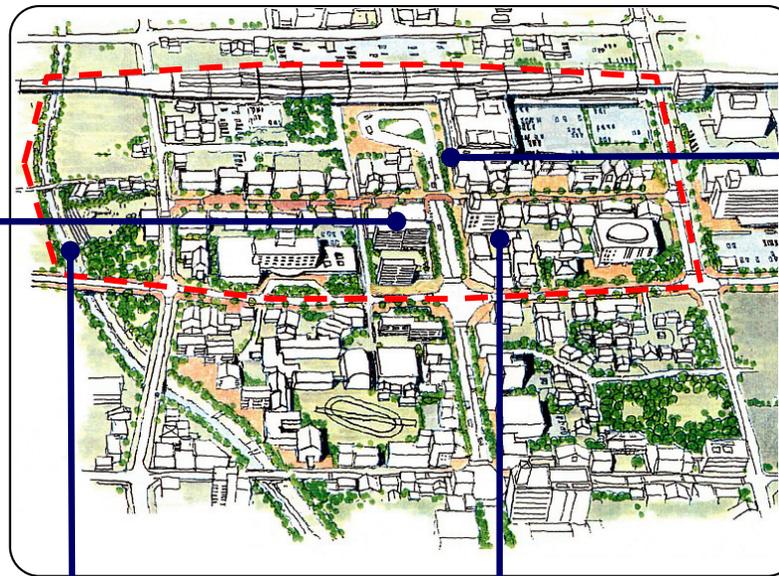
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

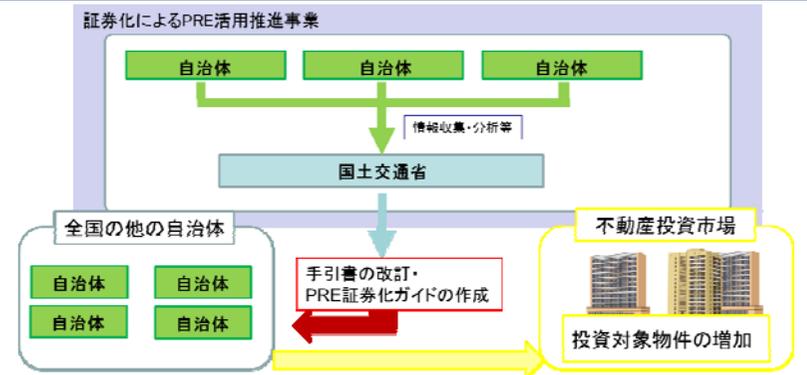
地域におけるPREの活用推進

- 不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用促進により、公共施設の再編、地方公共団体のPRE有効活用による地域の活性化を支援する。
- 連携中枢都市圏において、PREの活用により、地域資源を活用した広域連携による自立発展プロジェクトを案件形成段階から支援する。
- PRE等を活用した、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を行う。

骨太の方針2015 第2章32
第3章4[1]、第3章5
日本再興戦略改訂2015 第二 一、5-
2.(3) i) ②
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版) Ⅲ3(4)(ア)E①
まち・ひと・しごと創生基本方針2017. Ⅲ4
③

PREに係る不動産証券化手法等の活用推進

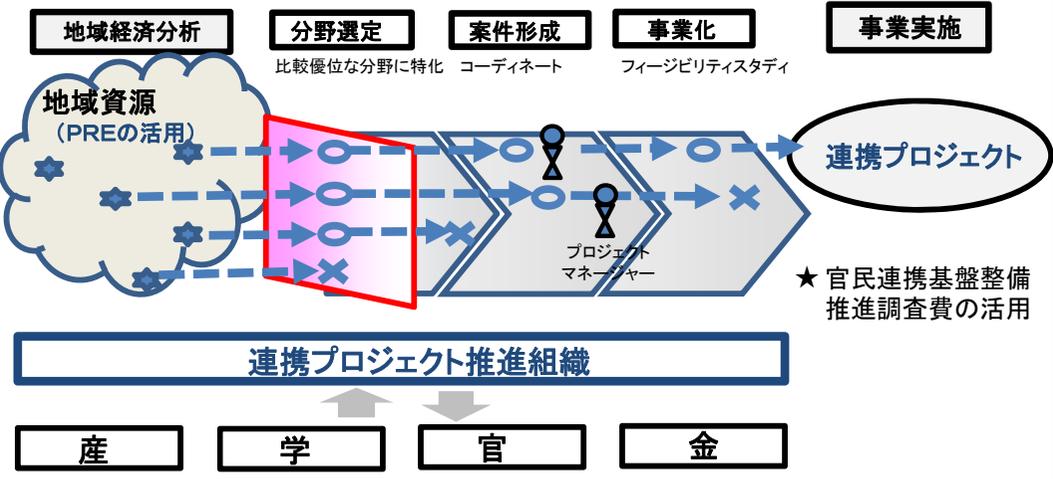
- PREの利活用を促進し、多様な資金調達手法を活用したPREの質の向上を図るため、特に証券化手法を使った先導的なモデル事業を支援する。
- 国土交通省で策定した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～民間による不動産証券化手法等への対応～」の拡充・改訂を行い、地方公共団体の人材育成や実務的なノウハウ普及につなげる。
- 民間事業者が積極的に提案・参画できるよう環境整備の一環として、PREの出口戦略を検討し、取組を促進する。



PREを活用した広域連携の推進

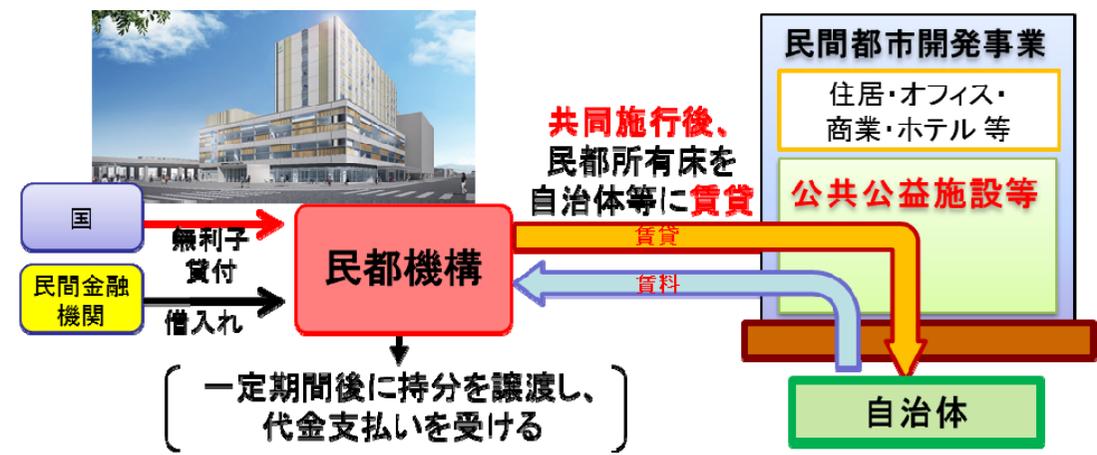
連携中枢都市圏における内発的な自立発展の推進
官民連携基盤整備推進調査費

- ◆ PREを活用し、案件形成段階から連携プロジェクトを推進する官民連携主体(連携プロジェクト推進組織)の取組を支援する。



民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業への金融支援の強化

- ◆ 民間都市開発推進機構が、PRE等を活用しつつ、民間事業者とともに事業に参加することで、公共公益施設等の更新・再編等を加速する。



UR団地の地域医療福祉拠点化

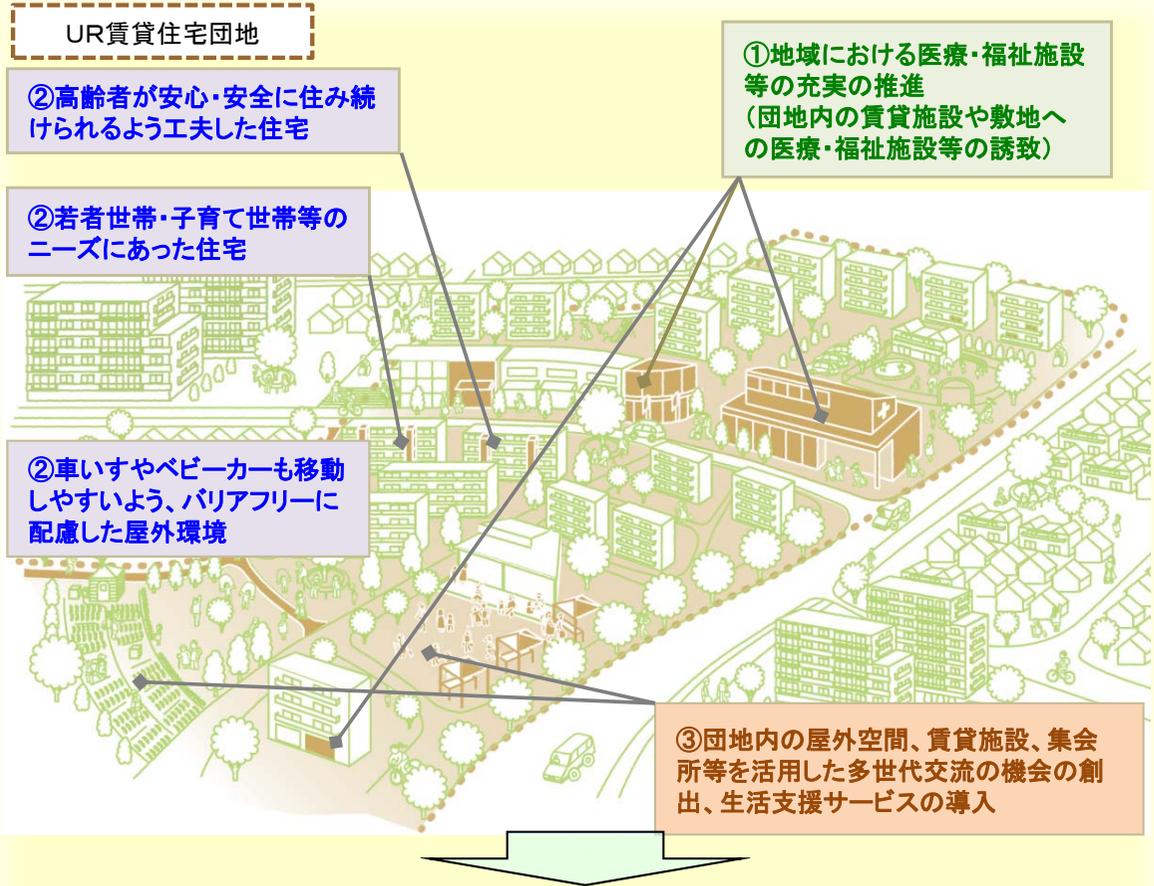
UR団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域の医療福祉拠点の形成を図る。

<今後の目標> 平成37年度までに150団地程度で拠点形成

<取組の状況> 計92団地において地域医療福祉拠点化に向けた取組を行っている。

- 地域医療福祉拠点化に向けた取り組み**
- ① 地域における医療福祉施設等の充実の推進
 - ② 高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進
 - ③ 若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

[地域医療福祉拠点の形成のイメージ]



地域包括ケアシステムの構築・ミクストコミュニティの形成を推進

地域医療福祉拠点化に取り組んでいる92団地(H29.6.30時点)

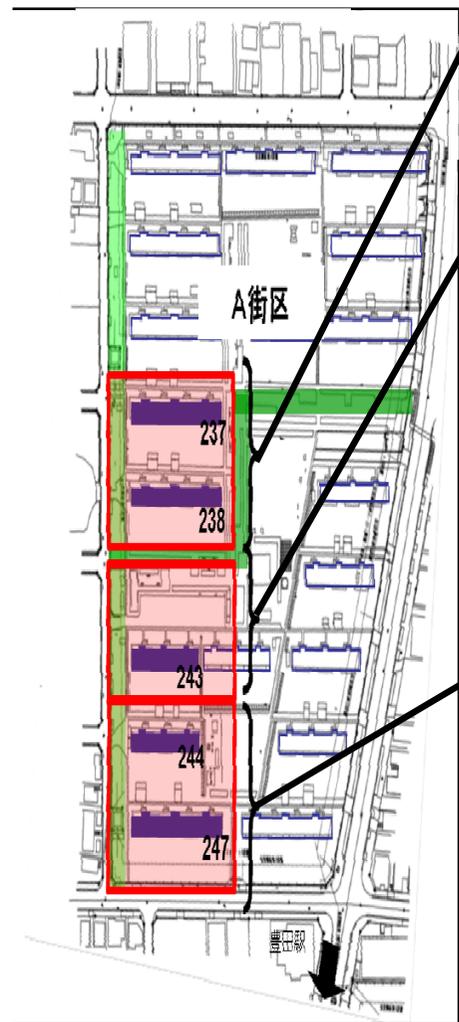
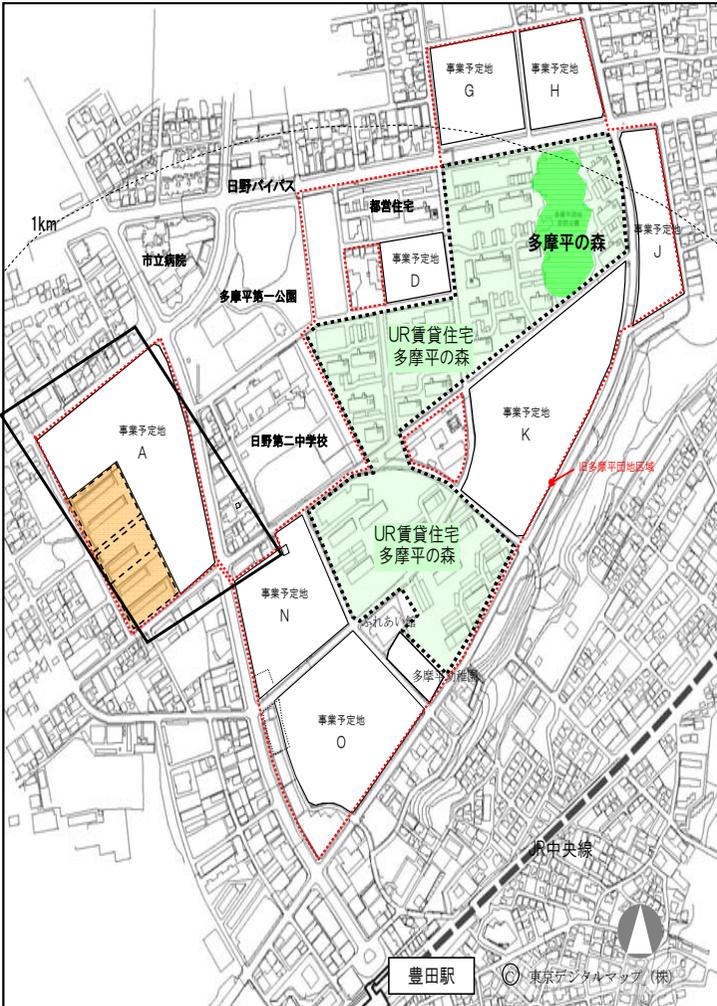
首都圏	東京都	希望ヶ丘、エステート千歳希望ヶ丘(世田谷区)/高島平、光が丘パークタウンゆりの木通り北、光が丘パークタウンゆりの木通り33番街(板橋区)、アーバンライフゆりの木通り東(板橋区・練馬区)、むつみ台(練馬区)/豊島五丁目、ヌーヴェル赤羽台、王子五丁目、神谷堀公園ハイツ(北区)/大谷田一丁目(足立区)/多摩ニュータウン(諏訪、永山、貝取、豊ヶ丘)(多摩市)/館ヶ丘、グリーンヒル寺田(八王子市)/多摩平の森、高幡台(日野市)/ひばりが丘パルクヒルズ(西東京市・東久留米市)/グリーンヒルズ東久留米(東久留米市)/鶴川(町田市)
	千葉県	千葉幸町、花見川、千草台、高洲第一、高洲第二、あやめ台(千葉市)/アートビル高根台(船橋市)/コンフォール柏豊四季台、豊四季台第二(柏市)
	茨城県	戸頭(取手市)
	神奈川県	奈良北、公田町、左近山、左近山第三(横浜市)/相模台(相模原市)/コンフォール茅ヶ崎浜見平(茅ヶ崎市)/平塚高村(平塚市)
	埼玉県	武里(春日部市)/みさと(三郷市)/西大和(和光市)/コンフォール松原(草加市)/原市、尾山台、西上尾第一、西上尾第二(上尾市)/狭山台(狭山市)/吉川(吉川市)/北坂戸、北坂戸駅前ハイツ、北坂戸駅前第二ハイツ、若葉駅前ハイツ(坂戸市)/若葉台、パールハイム若葉、コンフォール若葉、かわつるグリーントウン松ヶ丘、かわつるグリーントウン松ヶ丘第二、かわつるグリーントウン新鶴(鶴ヶ島市)
近畿圏	大阪府	新千里西町(豊中市)/森之宮、森之宮第2(大阪市)/金剛(富田林市)/香里、香里ヶ丘みずき街、香里ヶ丘けやき東街、香里ヶ丘さくらぎ街(枚方市)
	兵庫県	有野、花山東(神戸市)/浜甲子園さくら街、浜甲子園なぎさ街(西宮市)
	奈良県	奈良学園前・鶴舞、富雄、中登美第三(奈良市)/郡山駅前(大和郡山市)
	京都府	男山(八幡市)
中部九州	愛知県	豊明(豊明市)/アーバンラフル鳴子、尾上(名古屋市)/岩倉(岩倉市)/高蔵寺ニュータウン(中央台、藤山台、岩成台、高森台、岩成台西)(春日井市)、知立(知立市)
	福岡県	長住、原(福岡市)/徳力、志徳(北九州市)/日の里(宗像市)

UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業

所在地	東京都日野市
団地概要	昭和33年 入居開始 平成9年 建替え事業着手



- 5棟(144戸)を民間事業者3者へ建物賃貸
- 民間事業者が改修して、民間の賃貸住宅等として活用



◆事業者: **㈱コミュニティネット** 「ゆいま〜る多摩平の森」

- ・サービス付き高齢者向け住宅、コミュニティハウス
- ・1階部分に高齢者施設を増築
- ・賃貸期間: 20年 ・平成23年10月管理開始



◆事業者: **たなべ物産㈱** 「AURA243 多摩平の森」

- ・専用庭や貸し農園のある賃貸住宅
- ・賃貸期間: 15年 ・平成23年7月管理開始



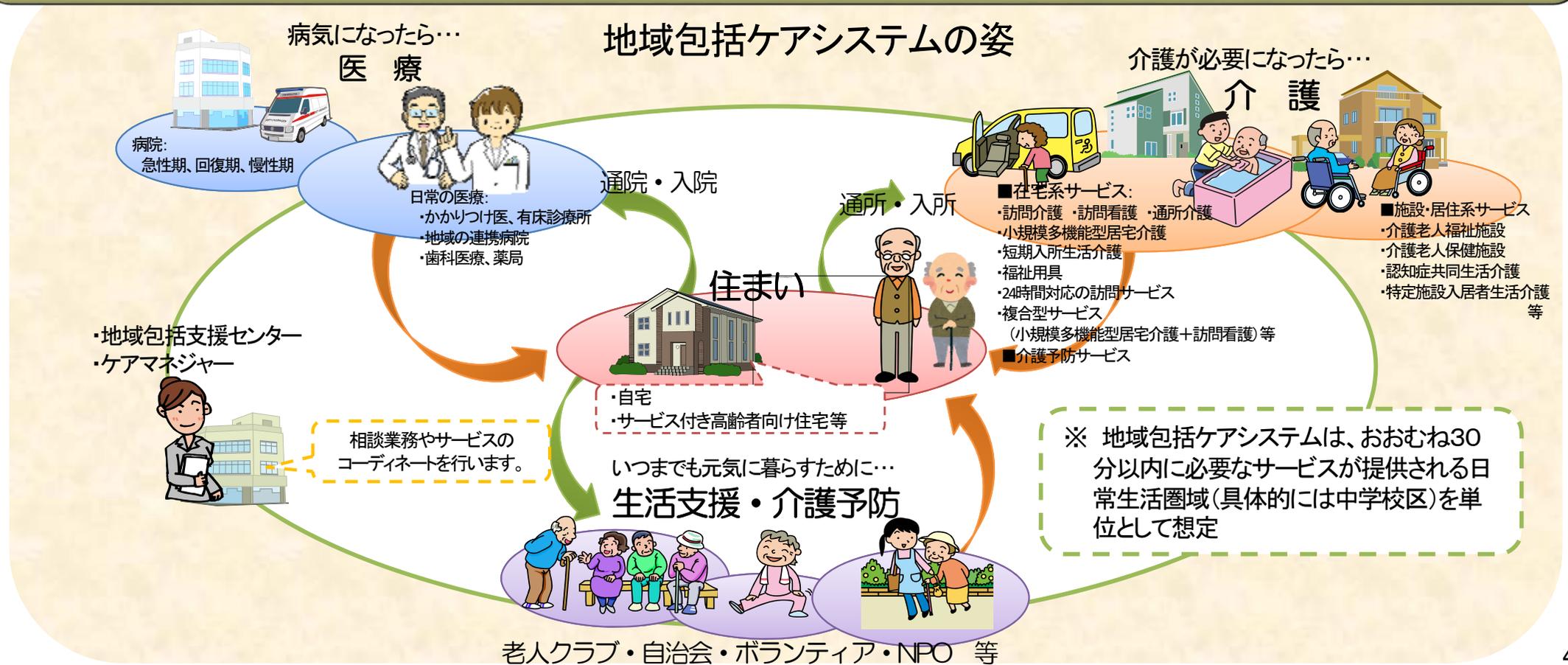
◆事業者: **東電不動産㈱** 「りえんと多摩平」

- ・シェアハウス 1階 共用施設(シャワー、リビング等)等 2~4階 シェアハウス(2,3室/戸)
- ・賃貸期間: 15年 ・平成23年3月管理開始



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域包括ケアシステムの構築

※金額は29年度所要額(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

○ 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) 1,196億円

○ 平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。

- ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善(893億円<改定率換算で+1.65%>)
- ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実(303億円<改定率換算で+0.56%>)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 429億円

○ 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組み、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%(公費割合は78%)。

※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

地域支援事業の概要

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,586億円 (793億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,552億円 (776億円)

- ① 包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - い) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
 - イ 社会保障の充実
 - い) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーターの配置
- ② 任意事業
 - ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

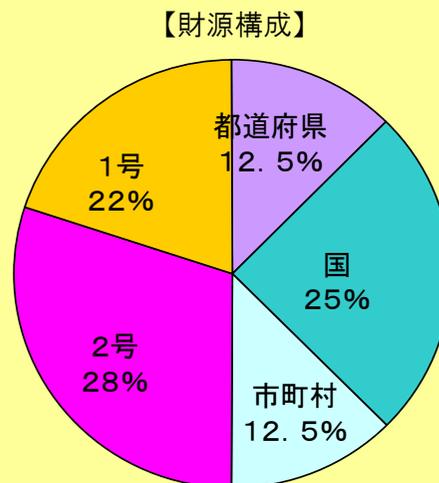
市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
 - 総合事業への移行期間中については、最大10%の伸びまで可能。
※この他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」
 - 小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
 - ・ 25,000千円×当該市町村の高齢者人口を4,500で除した値（センター運営費）
 - ・ 930円×当該市町村の高齢者人口（任意事業）

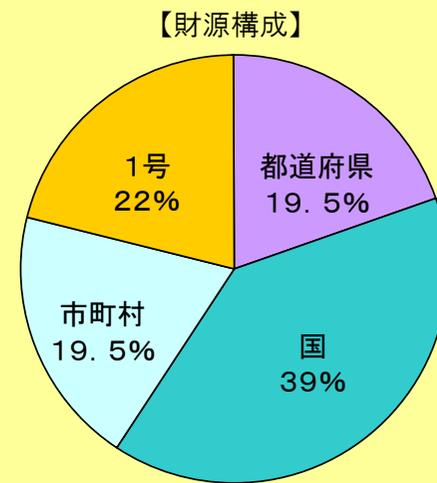
○地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

主任ケアマネジャー等

社会福祉士等

保健師等

チームアプローチ

全国で4,685か所。
(ブランチ等を含め7,268か所)

※平成27年4月末現在。全ての市町村に設置
→日常生活圏域への設置を推進

介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など
(総合事業または二次予防事業)

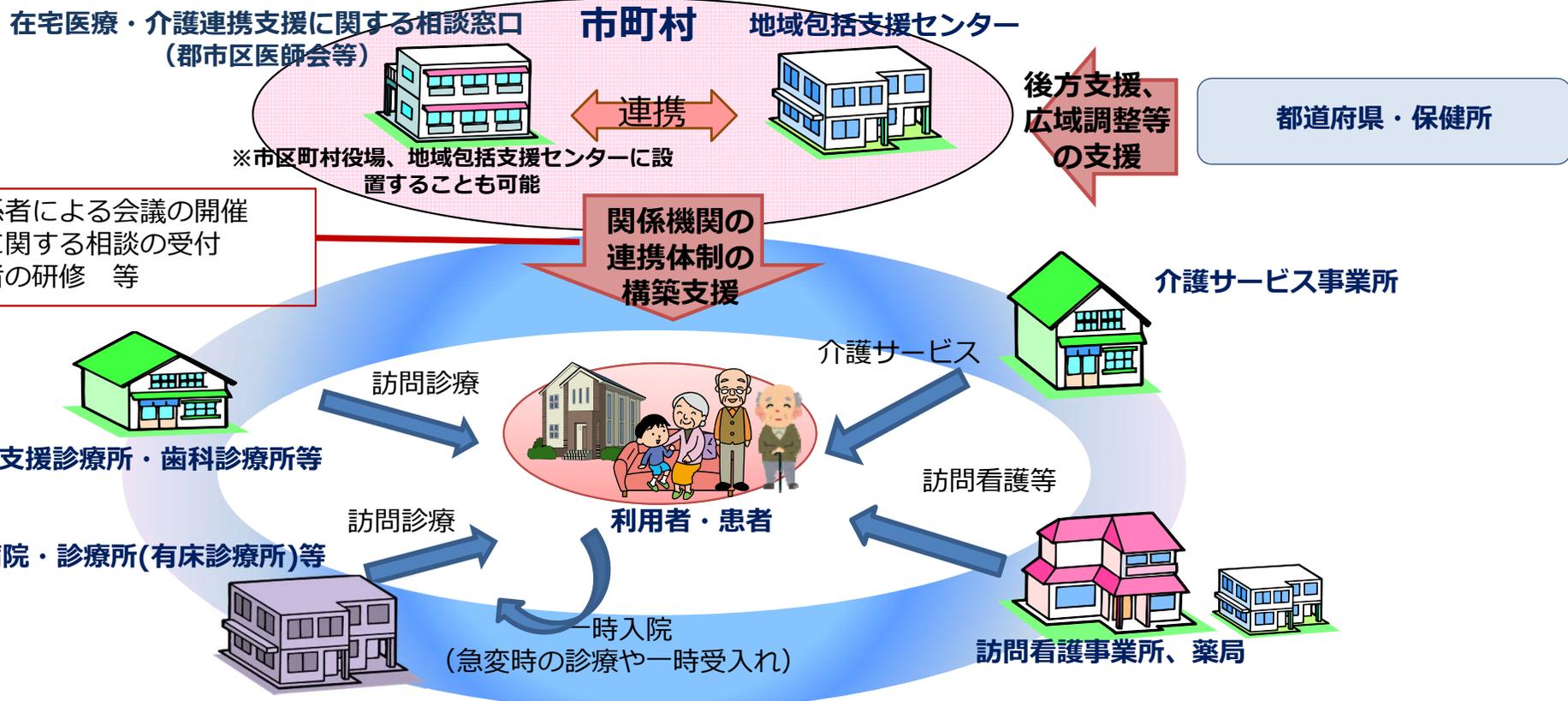
在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ

①地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- 地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集
- 情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有し、課題の抽出、対応策を検討

②地域の関係者との関係構築・人材育成

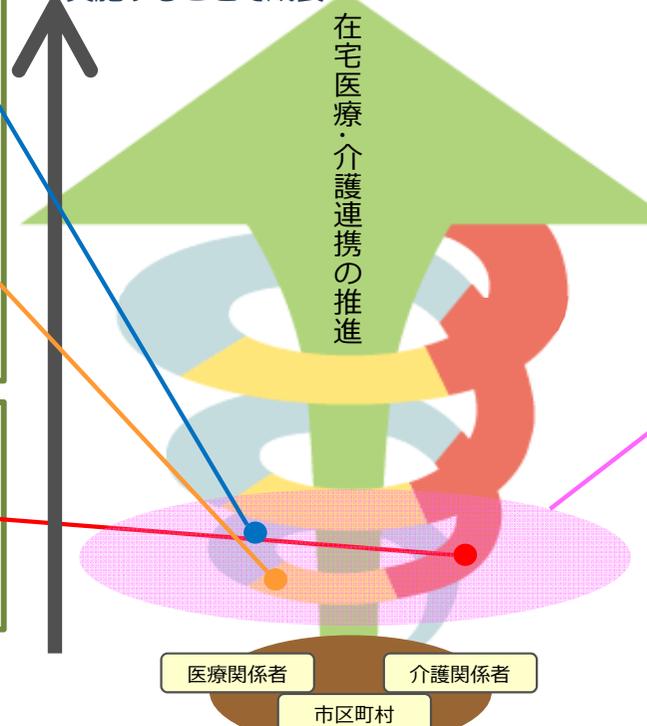
（カ）医療・介護関係者の研修

- 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催 等

* 地域の実情に応じて②と③を同時並行で実施する場合もある。



PDCAサイクルで継続的に実施することで成長



③（ア）（イ）に基づいた取組の実施

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援

（キ）地域住民への普及啓発

- 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- 在宅での看取りについての講演会の開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

- 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

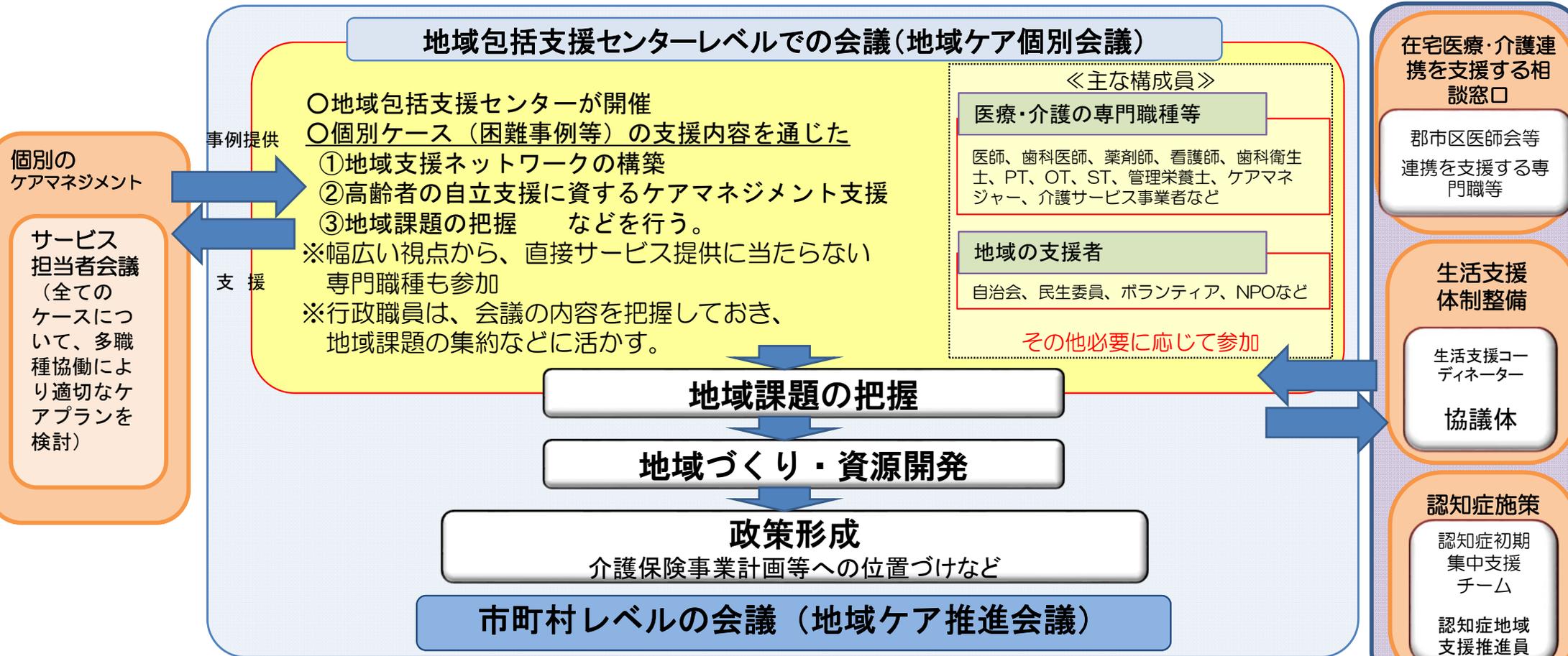
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



地域ケア会議でケアマネジメントのレベルアップを図っている取組例 ～奈良県生駒市～

○生駒市は、複数の地域包括支援センターが事例を持ち寄り、多職種協働でケース検討を実施。会議で方向付けられた支援内容を実際に行い、その結果を次の会議で報告し、支援の妥当性を検討。これを繰り返すことで地域包括支援センター全体で自立支援のプロセスが共有され、成功体験の蓄積がケアマネジメントのレベルアップにつながっている。

【ここがポイント！】

- ① ケース検討は、要点を押さえる。漫然と行わない。(1事例15分以内)
- ② 1事例につき、初回、中間、最終の最低3回検討。(モニタリングが重要)
- ③ 疾患別等に体系化して集中議論で効率化
- ④ 継続(毎月1回)



地域包括支援センター	委託 6カ所
総人口	121,031人
65歳以上高齢者人口	27,491人(22.7%)
75歳以上高齢者人口	11,496人(9.5%)
要介護認定率	15.6%
第5期1号保険料	4,570円

平成25年4月1日現在

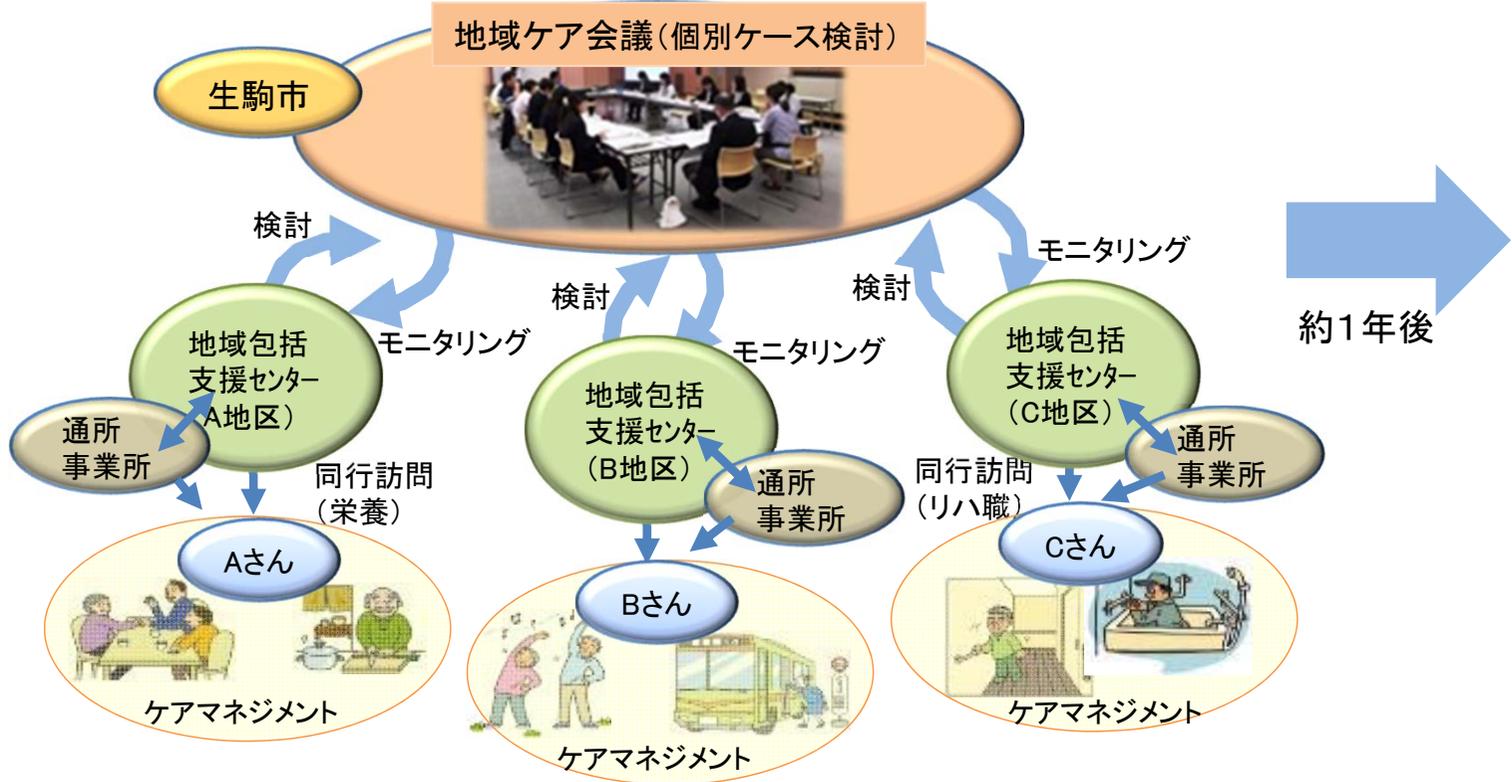
- ・ 保険者主催で毎回、25～30事例を検討。
- ・ 検討会は180分以内に収める。(初回事例は1件15分、モニタリングは5分程度)
- ・ 効率化を工夫(アセスメント様式の統一、初回・中間・終了の経過が一覧できる記録様式、疾患別属性別に事例の類型化等)
- ・ 多職種で検討(通所スタッフ、リハ、栄養、歯科)

○地域包括支援センター

- ・ 自立支援の視点が定着
- ・ アセスメント力が向上
- ・ 個を視る目と地域を視る目の両方がバランスよく備わった
- ・ 高齢者自身の自立の意識を高める関わり方が向上
- ・ 家族の負担軽減策を具体的に立てられる
- ・ 地域の資源や人材を活かすアイデアが豊富に

○通所事業所

- ・ 自立支援の視点が定着
- ・ アセスメント力が向上
- ・ 的確な個別プログラムが立てられる
- ・ 通所の“卒業”の意識が定着
- ・ 通所卒業を念頭に置いて居場所と役割づくりを並行して行うようになり、“卒業”を達成できる



地域資源を活用した多様な通いの場の取組例 ～東京都世田谷区～

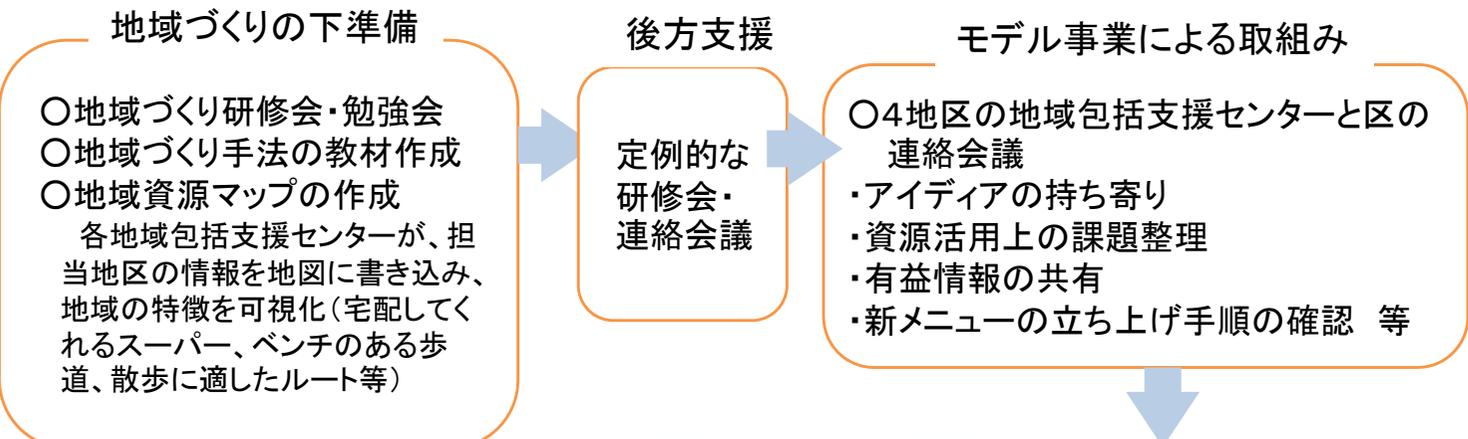
○世田谷区は、地域包括支援センターとの定期的な連絡会議で現場の問題を共有し、関係機関の調整など必要な行政対応を行いながら、地域包括支援センターの地域づくりをサポート。地域包括支援センター単位で都市部の豊富な地域資源を活用して多様な通いの場の創設や外出支援を実現している。

【ここがポイント！】

- ① 区の保健師が、地域包括支援センターと地域で行動を共にして地域づくりのノウハウを伝授
- ② その後、各地域包括支援センターが担当地域の自治組織や住民と会合等を通じて関係づくり



区
の
取
組



地域包括支援センター	委託 27カ所
総人口	860,071人
65歳以上高齢者人口	161,843人 (18.8%)
75歳以上高齢者人口	82,556人 (9.6%)
要介護認定率	20.4%
第5期1号保険料	5,100円

平成24年8月1日現在

地
域
包
括
支
援
セ
ン
タ
ー
の
取
組

<p>町会会館の筋力アップ教室 (A地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内のサロンや住民の自主活動を全て調べ、通いの場が乏しい地区を特定。徒歩10分以内で行ける範囲で会場を確保し、新たな筋力アップ教室を立ち上げた。 <p>90分×週1回、参加費 無料 住民ボランティアの協力あり 理学療法士が定期的に指導助言</p>	<p>大学を会場とした通所 (B地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学を会場として、デイサービスを利用していない要支援者等が行きたくなる通所プログラムを立ち上げた。(大学の使用交渉は区が担当) ・アート体験、ヨガ、ミニ講義、民謡、子どもと遊ぶなどの多彩なプログラム <p>120分×週1回 参加費 100円/回 学生・住民ボランティアの協力あり</p>	<p>喫茶店の集いの場 (C地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスを利用していない要支援者等の外出のきっかけづくりとして喫茶店を集いの場にした。 ・店の和式トイレは簡易洋式便座をかぶせて使用しやすくした(福祉用具事業者に協力要請) <p>90分×月2回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり</p>	<p>都営住宅の外出支援 (D地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多い国道を横断しなければ買物等に行けない都営住宅の要支援者等のための外出支援を立ち上げた ・福祉施設の送迎車両の遊休時間帯を利用してスーパーや郵便局へ送迎 <p>月1回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり</p>
--	--	---	---

住民主体の活動による生活支援・介護予防の取り組み例 ～大分県竹田市～

○竹田市は、中高年齢層を対象に暮らしのサポーターの養成を行い、実践の場として「暮らしのサポートセンター」を立ち上げ、生活支援サービスや通いの場の運営を委託。人材養成と実践の場づくりを連動させることにより元気な高齢者が担い手として活躍できる地域づくりを実践している。

【ここがポイント！】

市長をトップに、関係機関と住民が自由に議論できる場を用意

竹田市経済活性化促進協議会
竹田市雇用創造推進プロジェクト会議
(会長: 市長)
商工団体、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター等

活動拠点
「暮らしのサポートセンター」
(空き店舗利用)



めざすべき姿を議論
(自助互助の機運醸成へ)



(毎月2回、約半年)

立ち上げ準備(市) (約1年間)
1 暮らしのサポーター養成
2 活動拠点の整備・事業委託

活動開始(住民) (半年後)

住民互助の活動体「りんどう」
(会員157人、平均年齢74.2歳)

活動会員(27人)：生活支援の提供者
協力会員(19人)：寄り合い場の運営
賛助会員(69人)：賛同者
利用会員(42人)：生活支援の利用者

地域包括支援センター	委託1カ所
総人口	24,547人
65歳以上高齢者人口	9,890人(40.2%)
75歳以上高齢者人口	6,285人(25.6%)
要介護認定率	22.6%
第5期保険料	5,500円

平成25年1月末現在

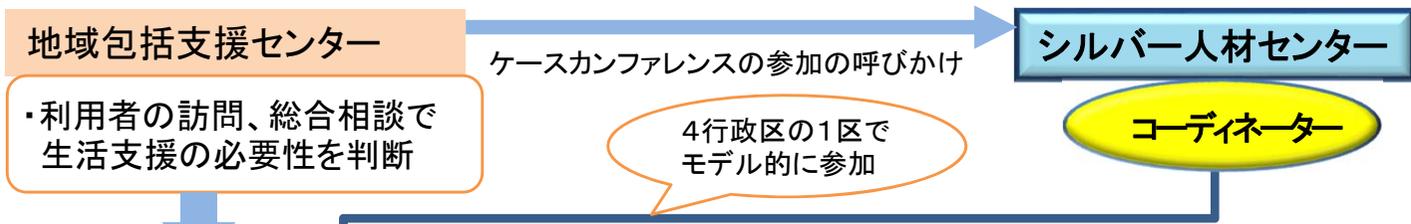
介護予防教室	通いの場(寄り合い処)	生活支援サービス	季節行事・イベント開催
<ul style="list-style-type: none"> 市の健康運動インストラクター養成研修を修了した住民が「竹田ヘルスフィットネス」を結成 市の委託を受けて介護予防教室を企画実施(暮らしのサポートセンターを会場に体力測定と運動指導) 地区の高齢者サロンで運動指導の出前も実施 <p>指導料 4,000円/人回 インストラクター 50~70歳代</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしのサポートセンターで「寄り合い処」を運営 年代を問わず気軽に立ち寄ることができる場(手芸・囲碁等の趣味活動、世間話など、過ごし方はさまざま) 木工・陶芸などの手作り品の展示販売 <p>オープン 月~金、9:00~17:00 (コーヒー100円、定食300円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな生活支援(家事、草取り、植木の水やり、ペットの世話、外出支援、簡単な修理修繕など) 利用者とサービス提供者のいずれも会員登録を行い、会費を支払う(年会費1,000円) <p>料金(利用券) 30分400円、60分800円 対価 利用料金の75% (25%は「りんどう」の活動資金に充当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな年代が楽しめるイベントの企画と実施 住民の交流促進、地域おこし 地域への愛着を育む取組 <p>雪っこカーニバル・歌声喫茶 ミニコンサート・カラオケ大会 チャリティーコンサート・料理教室 クリスマスイベント・しめ縄作り かるた大会・紅白歌合戦 ヨガ・グランドゴルフ大会 など</p>

シルバー人材センターを活用した生活支援の取組例 ～岡山県岡山市～

○岡山市は、シルバー人材センターにコーディネーターを配置して、利用者のニーズとサービス提供者のマッチングやサービス提供内容の調整を行い、生活支援を必要とする高齢者とその担い手となる高齢者の双方が安心してサービスの利用や提供ができるように配慮している。

【ここがポイント！】

- ・シルバー人材センターのコーディネーターが、地域包括支援センターのケース検討会に参加
- ・利用者の状態と到達目標を把握した上で人材をマッチングし、利用者と提供者の双方の安心感と満足度を高めている。



地域包括支援センター

- ・利用者の訪問、総合相談で生活支援の必要性を判断

ケース検討会

- ・利用者の状態
- ・リハ職等による改善可能性の見通しと支援上の注意点
- ・到達目標の設定
- ・必要な生活支援の内容

コーディネーターの事前準備

- ・本人、家族にサービス内容・料金を説明
- ・現地の下見（家屋の状況、散歩コース等）

サービス提供者をマッチング

生活支援サービス

- ・さまざまな生活支援（家事、散歩の付き添いなど）

料金 100円／60分以内
対価 1,000円／60分以内
サービス提供登録者数 54人（平均年齢 70.3歳）

住宅改修

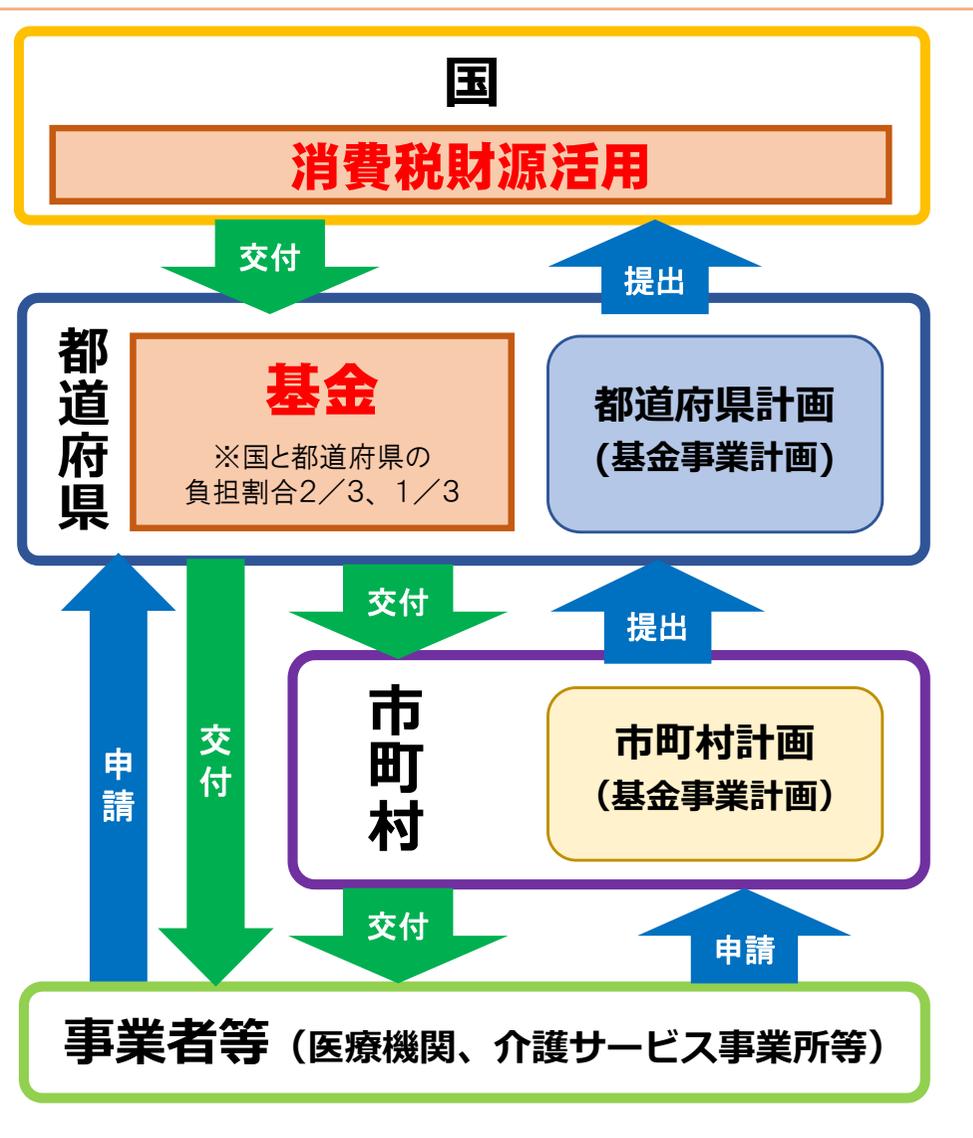
- ・一線を退いた大工・左官等の施工技術者が、シルバー人材センターに登録して、手すりの設置等の住宅改修を実施
- ・材料代実費は利用者が負担、人件費は公費

対価 1,650円／時間、道具の保守費用 一律1,000円（作業時間が4時間を越えた場合）
サービス提供登録者数 39人（平均年齢 72.2歳）

地域包括支援センター	委託 6カ所
総人口	703,647人
65歳以上高齢者人口	162,809人 (23.1%)
75歳以上高齢者人口	79,660人 (11.3%)
要介護認定率	21.1%
第5期1号保険料	5,520円
平成25年7月31日現在	

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) その他の高齢者向け施設等の整備助成

- ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
 - ・ 既存介護施設におけるスプリンクラー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。《平成26年度補正予算》
※消防法施行令が改正され、原則として全ての介護施設等についてスプリンクラーの設置が義務付け(H27.4施行、H30.3まで経過措置)
 - ・ 地域支え合いセンター整備など地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な事業を推進。
- ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
 - ・ 先進的・モデル的な事業の設備等に要する経費を支援。
- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 → 平成26年度末をもって震災対応分を除き終了
※「地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)」、「被災地健康支援事業」について基金の延長・積増し。「復興まちづくり整備事業」は復興庁の事業として継続。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

介護サービス情報の公表制度の仕組み

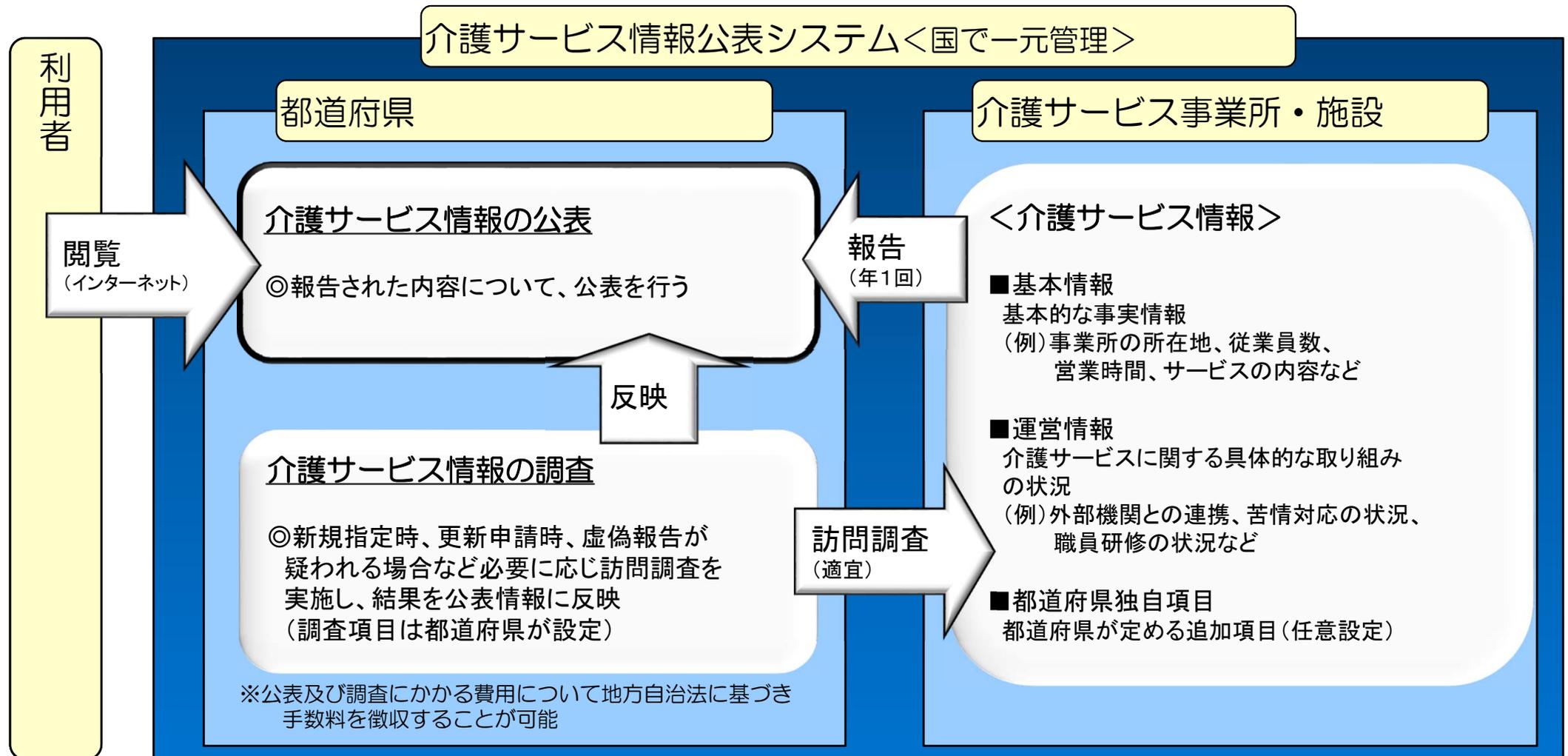
【概要】

○利用者等が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するもの

【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県に報告

○都道府県は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施



介護サービス情報公表制度・システム見直しの全体像（平成27年度～）

- 地域包括ケアシステム構築へ向けて、現在公表されている介護サービス事業所に加え、**地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報**について、本公表制度を活用し、一体的に情報発信を行う。
 - 介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進する観点から、**従業者に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に公表**できるよう見直す。
 - 介護報酬改定の内容を反映させると共に、通所介護等における**法定外の宿泊サービスの情報**を追加。
- ※全国の介護サービス事業所の情報が、**スマートフォンで簡易に閲覧**出来るよう専用アプリを開発



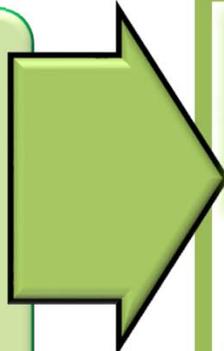
新たな情報発信

<市町村が公表>

（平成27年10月～）

- ・地域包括支援センター
- ・生活支援等サービス

※名称、所在地、連絡先、利用時間、事業・サービスの内容等のサービスの利用に係る基本的な内容を発信



<閲覧イメージ>

現在公表されている介護サービスに加え、地域包括支援センターや生活支援等サービスを一体的に検索。**住まいを中心として、高齢者の日常生活に必要な各種サービスが地図上で見える化。**

介護サービスの情報に追加

<都道府県が公表>

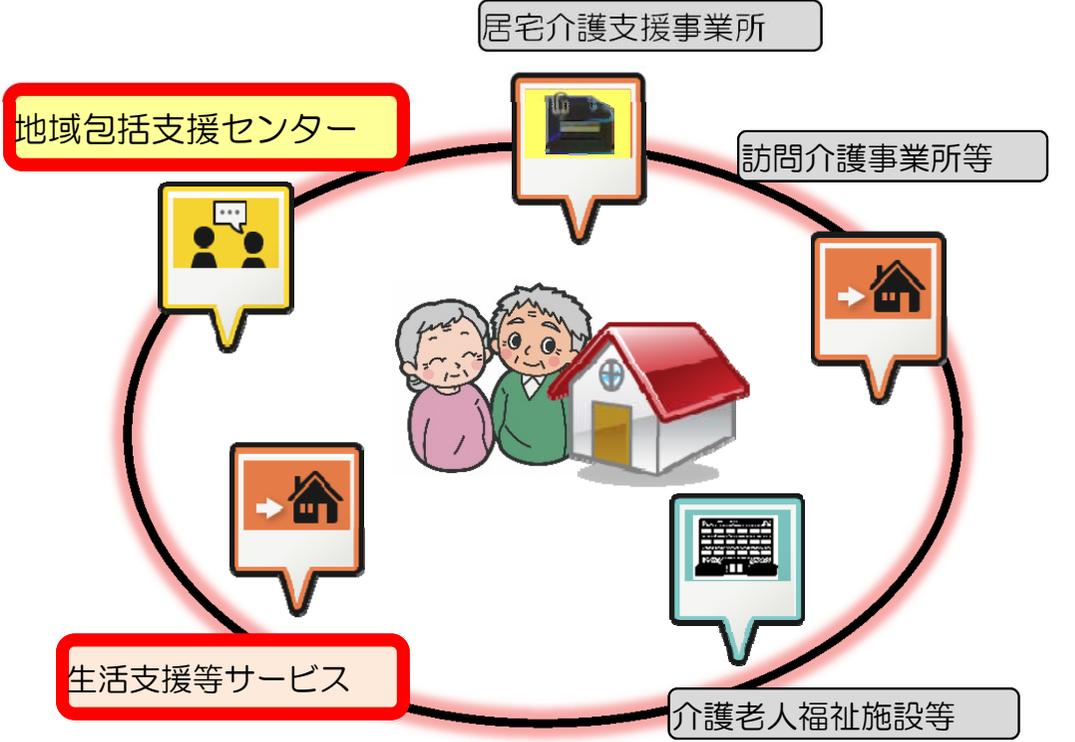
（平成27年7月～）【報酬改定対応も同時期に実施】

従業者に関する情報

※従業者の資質向上に向けた取組（各種研修、キャリア段位制度の取組等）、雇用管理の取組を円滑に公表できる仕組みへ

通所介護等の宿泊サービス情報

※基本情報に、法定外で行っている宿泊サービスの届け出情報を追加



健康寿命延伸産業創出推進事業

平成29年度予算額 **7.1億円 (8.2億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 政府方針として、日本再興戦略に、「健康寿命延伸産業」の創出・育成を通じ、国民の健康増進、あるべき医療費・介護費の実現を目指すことが明記されています。
- このため、医療・介護関係機関と民間企業の連携のもとで公的保険外サービスを組み込んだモデルを構築することを、補助金によって支援します。また、他地域への展開の推進、制度的課題の洗い出しも行います。
- 具体的には、たとえば以下の5分野におけるサービスモデルの構築を想定しています。
 - ① 地域における現役世代（特に健診未受診者）の健康作り対策
 - ② 定年退職後の人生に備えたセカンドライフ対策
 - ③ アクティブシニアに対するフレイル（虚弱）対策
 - ④ 健康不安のある高齢者への在宅療養向け健康医療・生活支援対策
 - ⑤ 人生の最終段階において心残りなく生きるためのサービス創出
- あわせて、健康経営の促進等を通じ、これらのビジネスの持続的な成長を促すとともに、健康寿命延伸に対する個人・保険者・企業等の意識・動機付けを高める社会基盤の構築を進めます。

成果目標

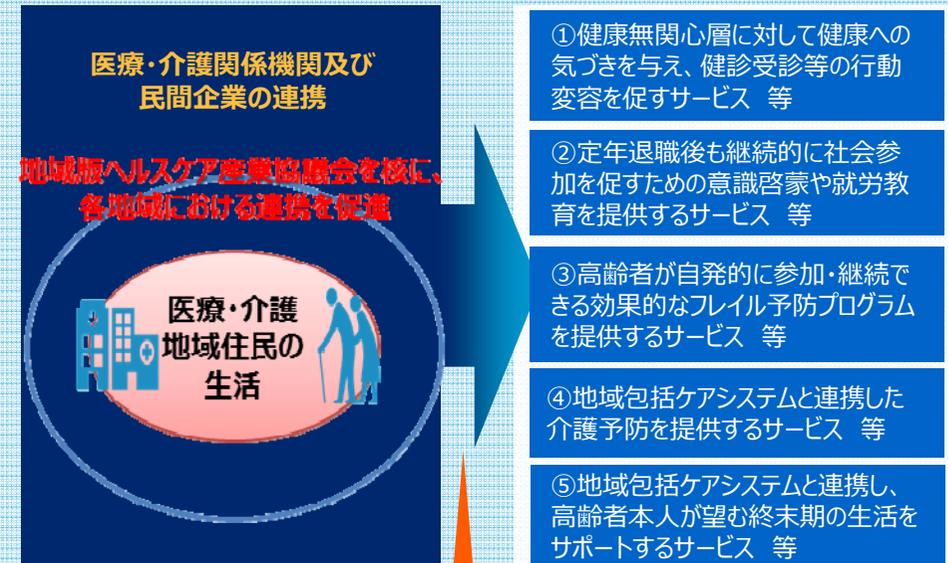
- 平成26年度から平成31年度までの6年間の事業であり、最終的には平成32年に健康寿命延伸産業の市場規模10兆円を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

5分野の具体例



公的保険外のサービスを組み込んだモデル構築支援

公的保険外サービスを組み込みつつ予防から医療・介護、維持まで切れ目無く提供する体制を整備するためのモデル事業をPDCAサイクルを回しながら支援

STEP 1 地域におけるヘルスケアビジネス創出のプラットフォームである「地域版ヘルスケア産業協議会」を活用。医療・介護関係機関及び民間企業が連携し、保険外のサービスを組み込んだモデル事業を3年間付き添いながら支援。

STEP 2 高齢化社会を産業面から支える先進事例として、他地域への展開及び制度等の課題を抽出。

更に、これらのビジネスが持続的に成長する基盤を構築すべく、以下の取組を実施。

- ・健康経営に取り組んでいる企業等の顕彰や、健康経営実践に向けたノウハウの提供 等
- ・事業創出に必要な資金及び支援人材等を一体的に供給する仕組みの構築
- ・ビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰 等

ロボットやICTを用いた先進的な取組

- 介護をはじめとする福祉分野においても、介護者・介助者の負担を軽減したり、高齢者や障害者の自立支援を行うロボットの導入が始まっている。
- また、タブレットなどのICT機器を用いて情報の記録・共有を効率的に行う取り組みも行われ始めている。

介護ロボット

(例) 移乗介助を支援するロボット

- 介護者が装着し、高齢者をベッドから車椅子などへ移乗する際の抱え上げ動作をパワーアシストするロボット



<実際に開発されているロボット>
ロボットスーツHAL介護支援用
(サイバーダイン株式会社)



介護者の腰に装着し、
抱え上げ動作をサポート

ICTの活用

(例) タブレットの活用による情報共有

- サービス提供記録の作成時間の短縮や、記録の重複記入の解消を図ることができる。(効率化)
- 関係者間で、利用者の経過的な情報が現場からでも即時に入手可能となる。(質の向上)

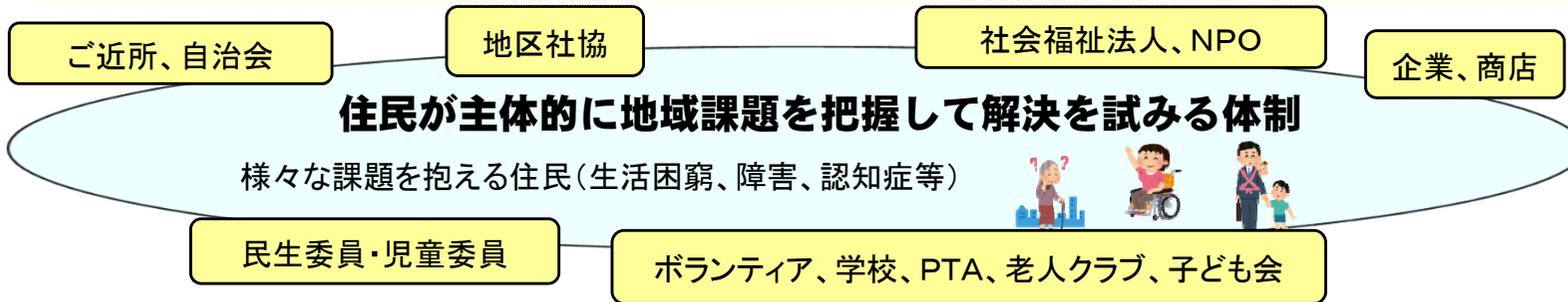


「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算 20億円
実施主体:市町村(100か所程度)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

平成28年度～

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

[3]



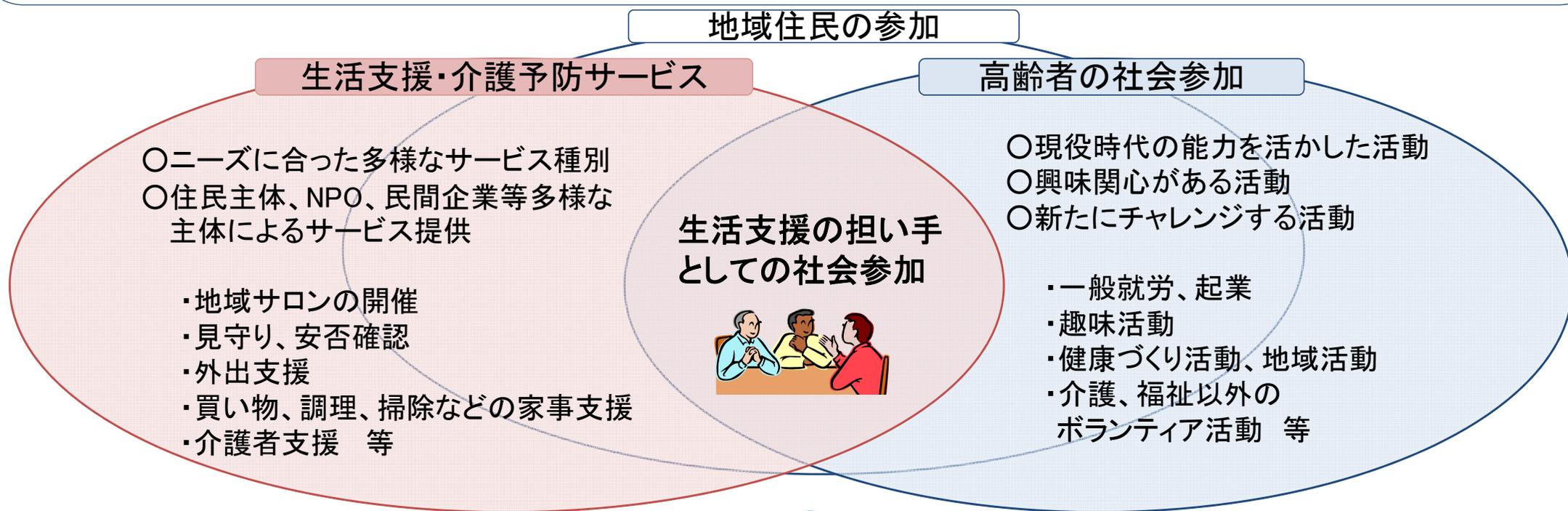
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

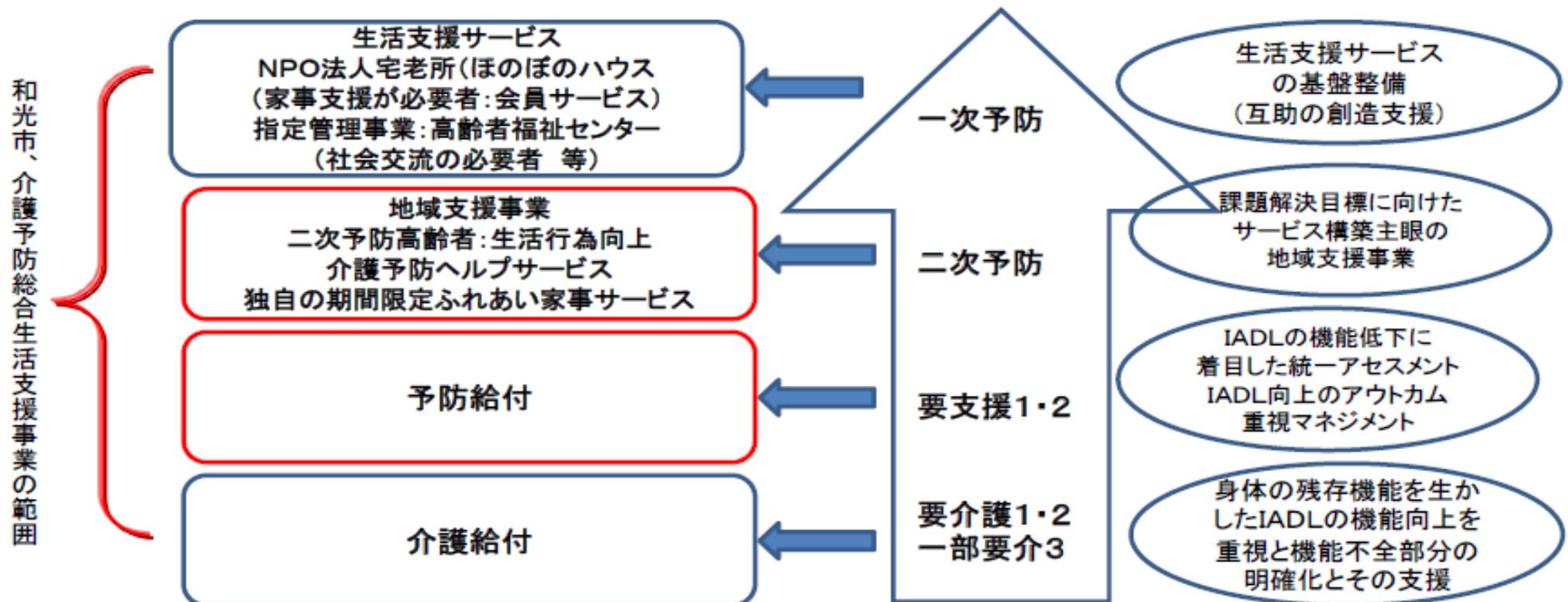
都道府県等による後方支援体制の充実

(参考)介護予防・日常生活支援総合事業の取組(埼玉県和光市)

～「自立支援の理念を重視し、多職種が集まる地域ケア会議(コミュニティ会議)を核にして地域包括ケアを推進

和光市の介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ

- ニーズ調査に基づき、徹底的な地域診断を実施
- 小規模多機能型居宅介護や医療施設等併設のサービス付き高齢者住宅を整備するなど、需要に合ったサービス提供体制を構築
- 地域ケア会議により、介護予防の充実、地域密着型サービスの有効活用など、在宅の限界点を上げるケアマネジメント支援を実施
- 個別支援から抽出された地域課題に対し、住民参加型の地域包括支援ネットワークを構築し、切れ目ないサービスを提供



※和光市では、地域支援事業を予防給付・介護給付と並び高齢者の自立支援を行う車の両輪と考えている。更に、切れ目のない地域在宅の自立支援を行うには、生活支援サービスの創造が不可欠と考える。上記の図は、現在課題となっている法定給付の生活援助について、和光市が実施しているマネジメントプロセスである。高齢者のQOLの向上・尊厳の確保に向かい利用者本位・自己決定から自己実現を達成して制度構築・制度機能が重要で、介護予防・日常生活支援総合事業は、この部分に効果を出す。

改正前の介護予防・日常生活支援総合事業の事例 ～長崎県佐々町～

※介護保険制度の地域支援事業として平成24年度に創設され、市町村の任意で実施(25年度は44保険者が実施)

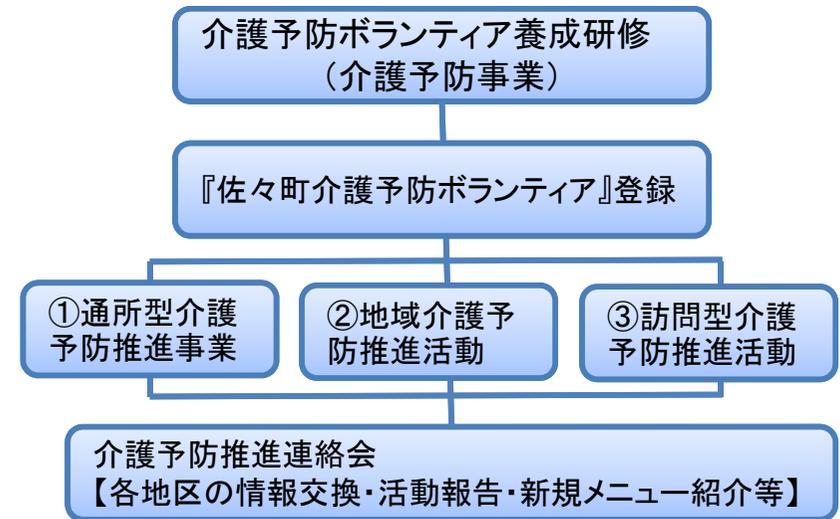
- 高齢者を含む「介護予防ボランティア養成研修」を受けた地域住民が、①介護予防事業でのボランティアや、②地域の集会所などでの自主的な介護予防活動、③要支援者の自宅を訪問して行う掃除・ゴミ出し等の訪問型生活支援サービスを行うことを支援。
- 20年度から実施し、24年12月現在45名が登録・活動中。ボランティアの情報交換等のため連絡会も設置。行政担当者等も参加し、町の介護予防の方向性の統一化、個々のケースの切れ目ないケアの実現を図る。

【佐々町の概要】平成26年1月31日現在

- 地域包括支援センター 直営 1カ所
- 人口: 13,738人
- 高齢者人口: 3,280人
- 高齢化率: 23.8%



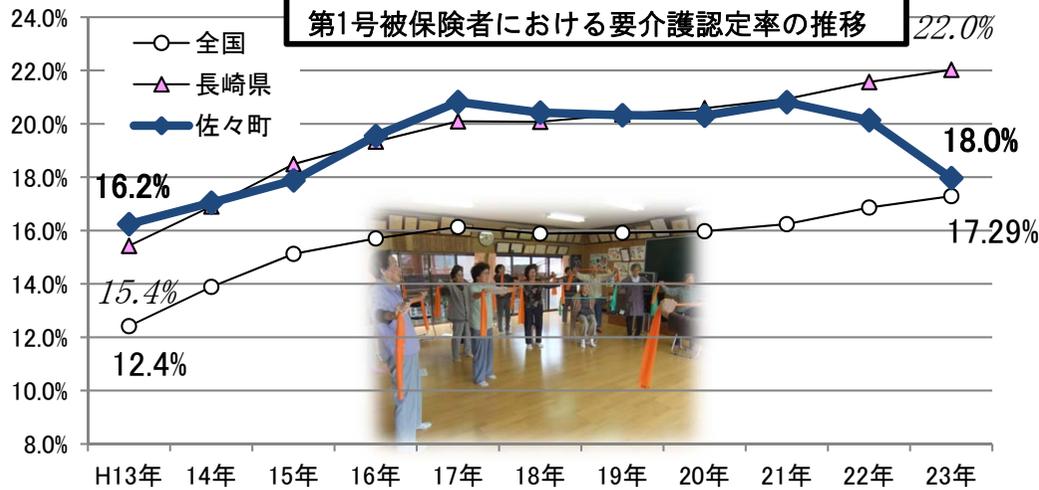
佐々町の介護予防ボランティア組織図



【取組の成果】

○できないことの「お手伝い」ではなく、「できていることの継続」と「改善可能なことを増やす」支援により、高齢者の自立度が向上し認定率が低下

○身近な会場や地域資源を活かした通いの場、参加の場を作り、住民ボランティアが活躍することにより、住民同士の絆が深まった。



多様な通いの場と生活支援の体制づくり

- はつらつ教室、水中運動教室、男性料理教室、身な会場での介護予防活動など、多様な通いと参加の場づくり
- 介護予防ボランティアの活躍の場と生きがい支援
- シルバー人材センター、介護予防ボランティア等による日常生活上の支援
- 地域デイサービスや地区の介護予防活動の開催により、要支援から改善しても通える場の確保



改正前の介護予防・日常生活支援総合事業の事例 ～山梨県北杜市～

- 直営の地域包括支援センターが中心となって、地域づくりを推進。ニーズ調査の結果も活用し、高齢者の外出や交流が少ないといった地域課題を明確化。関係機関との情報交換を行いつつ、多様な通いの場づくり、ボランティア活動等を促進。
- 介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでの取組により生み出された地域の資源等を有効に活用しつつ、①通所型予防サービス、②配食・見守り・安否確認等の生活支援サービスを実施。

【北杜市の概要】 平成25年10月現在

- 地域包括支援センター
直営 1カ所
- 人口: 48,882人
- 高齢者人口: 15,966人
- 高齢化率: 32.7%



【取組の経緯と成果】

○平成22年に住民のニーズ調査を行い、全国との比較により、認知症高齢者が多い傾向にあること、社会参加意欲が低いこと、買い物等外出や交流が少ないこと等、北杜市の特徴や地域課題を明確化

○介護事業者や関係機関との情報交換を行いながら、地域課題の解決に向けて、地域支援事業を充実(通いの場づくり、ボランティア活動の促進、地域ケア会議)

○この結果、介護支援ボランティア登録者の増加や高齢者が気軽に集える場を住民主体で立ち上げる等地域の力で高齢者や家庭介護を支えようという意識向上が図れている。



通所型予防サービス(ふれあい処北杜)

- 運営(8か所)
NPO、社協、任意団体、介護事業所
- 内容
会話、創作、体操、事業所の特性を生かした活動等(週1~2回)
- スタッフは1~2名。他ボランティア等
- ケアマネジメント
北杜市地域包括支援センターが実施
- 地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所



生活支援サービス(あんしんお届サービス)

- 内容
 - ・配食+安否確認(緊急連絡を含む)
 - ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
 - ・異状があった時の連絡義務づけ
 - ・弁当業者、任意団体、介護事業所(4か所の事業者が参入)



介護予防事業

- 地域を中心とした自主活動への支援
 - ・いきいき運動教室(骨折・転倒予防のための運動教室)
 - ・筋力元気あつぷ事業(筋力向上トレーニングと運動習慣習得)
 - ・ふれあい広場(体操、レクリエーション、交流会を実施)

岡山県総社市 ～徒歩圏内に住民運営の体操の集い～

元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に行う住民運営の体操の集いが、公民館や個人宅で、毎週1回開催されており、平成25年現在、市内全域に110会場が誕生し、徒歩圏内で参加できるようになっている。

基本情報（平成28年1月1日現在）

地域包括支援センター設置数	直営	0	カ所
	委託	6	カ所
総人口		67,992	人
65歳以上高齢者人口		18,304	人
		26.9	%
75歳以上高齢者人口		8,600	人
		12.6	%
第6期1号保険料		5,200	円



介護予防の取組の変遷

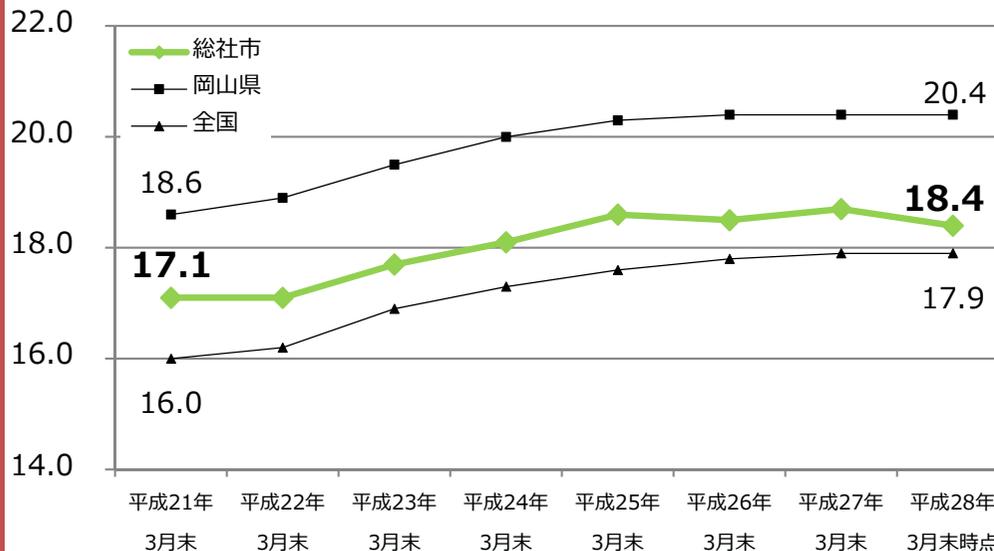
- 〈平成12年〉要介護認定の非該当者の受け皿として、「健康づくりの集い」を介護予防教室として実施。（作業療法士・理学療法士・保健師主導、月1回、17会場）
- 〈平成17年〉小学校区単位で小地域ケア会議を開始。住民・社協・ケアマネ・保険者等の意見交換の場として定着。
- 〈平成20年〉地域包括支援センター（当時直営）が、小地域ケア会議に働きかけ、各地区で週1回の体操の集いが始まる。
- 〈平成24年〉ケーブルテレビ等の各種媒体で市民に広報した結果、100会場まで増える。



H24年度参加実人数	高齢者人口に占める割合
1,535人	9.6%

※要支援1～要介護4の高齢者88人が含まれる。個人宅での体操の集い

第1号被保険者における要介護認定率の推移



専門職の関与の仕方

- 地域包括支援センターの3職種が事務局（H24.4より委託）、行政の保健師・理学療法士は一委員として、市内21地区で1～2ヶ月に1回開催される小地域ケア会議に参加し、一緒に地域の課題を話し合う。
- 体操の集いの立ち上げ時には、行政もしくは地域包括支援センターの専門職が体操を具体的に指導。
- 集いの全ての会場で年1回体力測定を実施。随時、利用者の変調について住民から情報が入るので、専門職がアセスメントと助言指導を行う。

愛知県武豊町 ～住民の参加・社会活動の場としてのサロン～

町・大学・社会福祉協議会が一体となり住民ボランティアに対して支援し(サロン立ち上げ支援、ボランティア育成、運営支援)、徒歩15分圏内(500m圏内)にサロンを設置。その結果、住民が主体的に参加し社会活動をする場として機能している。

基本情報 (平成28年1月1日現在)

地域包括支援センター設置数	直営	0	カ所
	委託	1	カ所
総人口		43,042	人
65歳以上高齢者人口		10,203	人
		23.7	%
75歳以上高齢者人口		4,195	人
		9.7	%
第6期1号保険料		4,850	円

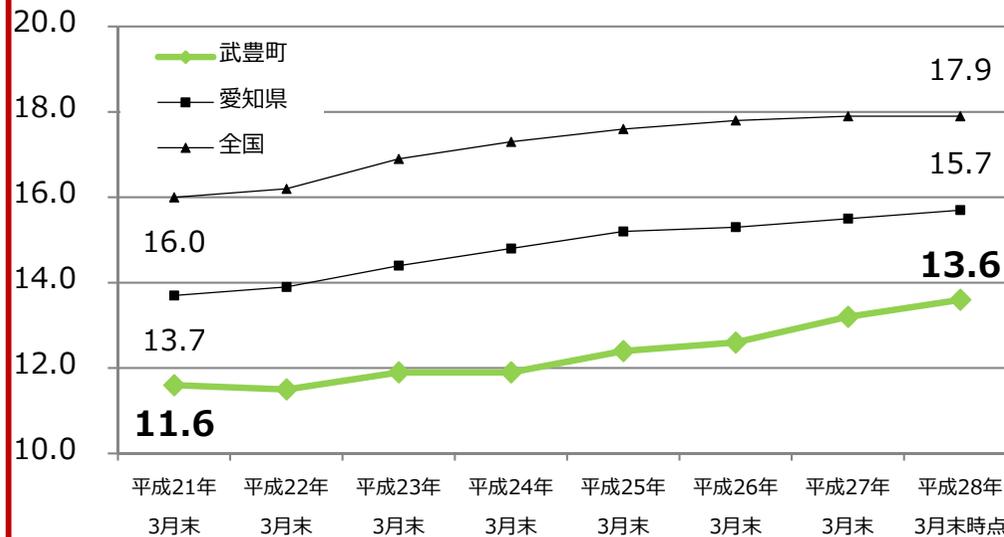


介護予防の取組の変遷

- (平成17年) 町・社会福祉協議会(社協)・大学が協働し、高齢者の参加促進・社会活動活性化を進める目的で「憩いのサロン」の事業計画を開始(H20年からの町の総合計画に、政策評価の成果指標としてサロン拠点数が盛り込まれる)
- (平成18年) ボランティア候補者・町・大学とでワークショップや視察を繰り返し行い、各サロンの運営主体となるボランティア組織を形成しつつ、サロンの方向性・運営方法・サロンで実施する内容を固める
- (平成19年) 3会場から始め、500m圏(徒歩15分で通える圏内)にサロンを設置することを目標に順次増設

65才以上高齢者に占める参加者の割合	9.8 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	1.0 %

第1号被保険者における要介護認定率の推移



専門職の関与の仕方

- 地域包括支援センターは、サロン立ち上げから1年間は、ボランティア運営組織が自立して金銭管理・サロン運営が出来る様に支援。1年経過後は、日常的な相談支援及び巡回(随時)と、各サロン会場の運営者連絡会を開催(隔月)しサポート
- 町の福祉課は、進捗管理、データ集約・分析及び広報を、健康課(保健師)は各サロンに出向き、健康講話・健康相談を実施
- 共同研究協定を結んでいる大学は町と協力して、事業効果検証や体力測定、認知症検査を実施
- 社協は、ボランティア研修や、ボランティアが加入する保険管理、行商用ボランティア(講師等)の派遣調整などを実施

茨城県利根町 ～シルバーリハビリ体操指導士の体操普及活動～

茨城県立健康プラザの主催する講習会を終了した60歳以上の住民ボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」が、公民館等で高齢者のための体操教室を立ち上げ、自主活動として運営。平成27年度には参加者は年間延べ16,000人超となっている。

基本情報（平成28年1月1日現在）

地域包括支援センター設置数	直営	1	カ所
	委託	0	カ所
総人口		16,977	人
65歳以上高齢者人口		6,427	人
		37.9	%
75歳以上高齢者人口		2,368	人
		13.9	%
第6期1号保険料		4,652	円



介護予防の取組の変遷

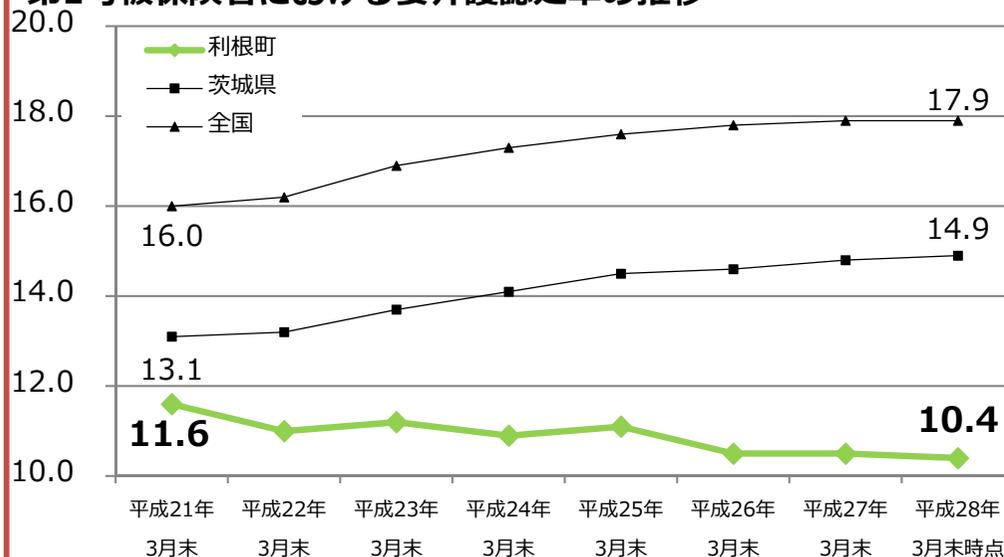
- 平成16年 利根町社会福祉協議会による定年男性のためのボランティア講座と県立健康プラザのシルバーリハビリ体操が結びつき、高齢者のための体操指導者の養成を開始。
- 平成17年 養成された「シルバーリハビリ体操指導士（以下、指導士）」が、「利根町リハビリ体操指導士の会」を設立、社会福祉協議会の行っているふれあいサロンや老人クラブ等町事業で体操教室を開始。
- 平成18年 国保診療所の一室で外来受診者も交えて、地域の高齢者に自主活動として体操を指導するようになった。また、二次予防事業のサポート役として指導士が参加。
- 平成27年 『「シルバーリハビリ体操指導士」による住民参加型の健康づくり・介護予防事業』で、茨城県が「第4回健康寿命をのぼそう！アワード」における生活習慣病予防分野の自治体部門で厚生労働大臣優秀賞を受賞。
- 指導士の活動は、高齢世代が高齢世代を支え合う互助の活動として、町内に定着している。

※シルバーリハビリ体操

関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操。立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作の訓練にもなる。



第1号被保険者における要介護認定率の推移



専門職の関与の仕方

- 保健師：指導士の体操教室を、町広報誌を活用し普及啓発。必要な人に体操の参加を勧める。
- 国保診療所の医師：外来受診者に体操への参加を勧める。指導士の活動を後押し。

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

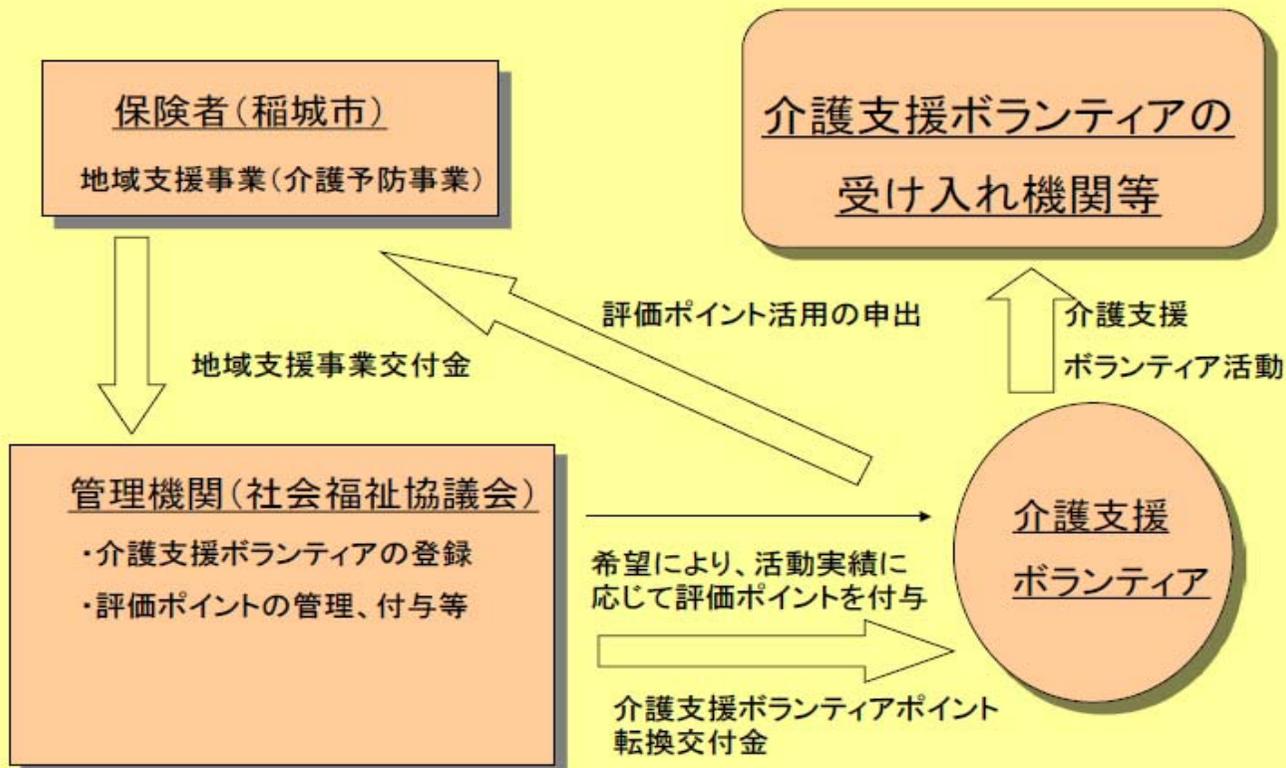
等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

介護支援ボランティアポイント(稲城市、横浜市など)

- 介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る制度。(介護保険の地域支援事業で実施)。
- 平成26年度では、約235の自治体で実施。

稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム



付与ポイント数等(例)

	付与ポイント数等(例)
A市	◎付与ポイント数: 10~19回 1,000ポイント 20~29回 2,000ポイント ... 50回以上 5,000ポイント ◎年間換金上限:5,000円
B市	◎付与ポイント数:1回200ポイント ◎年間換金上限:8,000円
C市	◎付与ポイント数:1時間200ポイント ◎年間換金上限:5,000円
D市	◎付与ポイント数:1時間50ポイント ◎年間換金上限:6,000円

【目的】

町民（高齢男性）と医療・介護・保健福祉の専門職、アーティストらが協働で、高齢男性に多い課題の解決に取り組むことで、地域包括ケアシステムを強化し、誰もが最期までその人らしく暮らせるまちづくりを進める。

【ポイント】

- ひきこもりがちの高齢男性が、興味を持つようなネーミングやプログラムを工夫。
- 地域や人とつながりながら、取組が広がって持続していくようなしくみを模索。



【概要】

高齢男性は、介護や支援を要する状態になった時に、介護・予防サービスの利用を好まず、家に閉じこもったり家族に依存してしまったりするケースが報告されている。そういった課題の解決に向け、当事者らである60～80代の、「ちよいワルじいさん」たちが集まり、さまざまな取組を進めている。

ちよいワル
じいさん
作戦会議

町のどこかに「じいさんの楽園」を作っていこうという、一見ふざけているようだがかなり真面目なプロジェクト。



高齢男性を
連れ出すための
演劇ワークショップ

元気な
高齢男性向け
事業は？

バーと間違える
デイサービス

高齢バンドの
野外ライブ

地域とつながる
セミナー

ボランティア活動、地域包括ケアの現場で活躍する専門職のセミナー、アーティストによるワークショップなどの内容。医師・保健師・看護師等を目指す学生が対象。

介護や支援が
必要な男性は？

介助付き温泉
日帰り旅行
「ちよいワルの旅」



東京大学大学院医学系研究科 医学教育国際研究センターの孫講師の協力を得て、C B P Rの枠組みに基づく

学術研究
(成果・課題)

アクションリサーチを行い、学術研究とすることで、成果や課題を明らかにしていく。



学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業

～地域力活性化コンファレンスの開催～

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組(まちづくり、防災、子供・若者支援、高齢者の地域参画など)や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・各地域コンファレンスの成果を持ち寄るとともに、未実施地域にも広く周知するため、成果報告会(全国コンファレンス)を開催

コンファレンス企画審査等: 5百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国4箇所において、都道府県、市町村、NP O、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国4箇所×3. 4百万円、その他経費: 1百万円

成 果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進
- 高齢者をはじめとする全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現

支援委員会が各地域
を様々な形で支援



コンファレンス
(Conference)

一会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題に
ついて協議すること。

コンファレンスの主な実施内容

【28年度取組事例】

学びを通じた地方創生コンファレンスIN福岡
(実施主体 福岡中小企業経営者協会連合会)

- 趣旨 世代とセクターを越えたりソースの融合による地域力向上を目指し、優良事例と地域の実践事例を研究するとともに、「対話」を体感する。
- 日時 平成29年1月28日(土)～29日(日)
- 場所 福岡市立舞鶴小中学校
- 参加人数 413人



(右上)対話とファシリテーション研修、
(左下)様々な年齢、セクターの人による対話

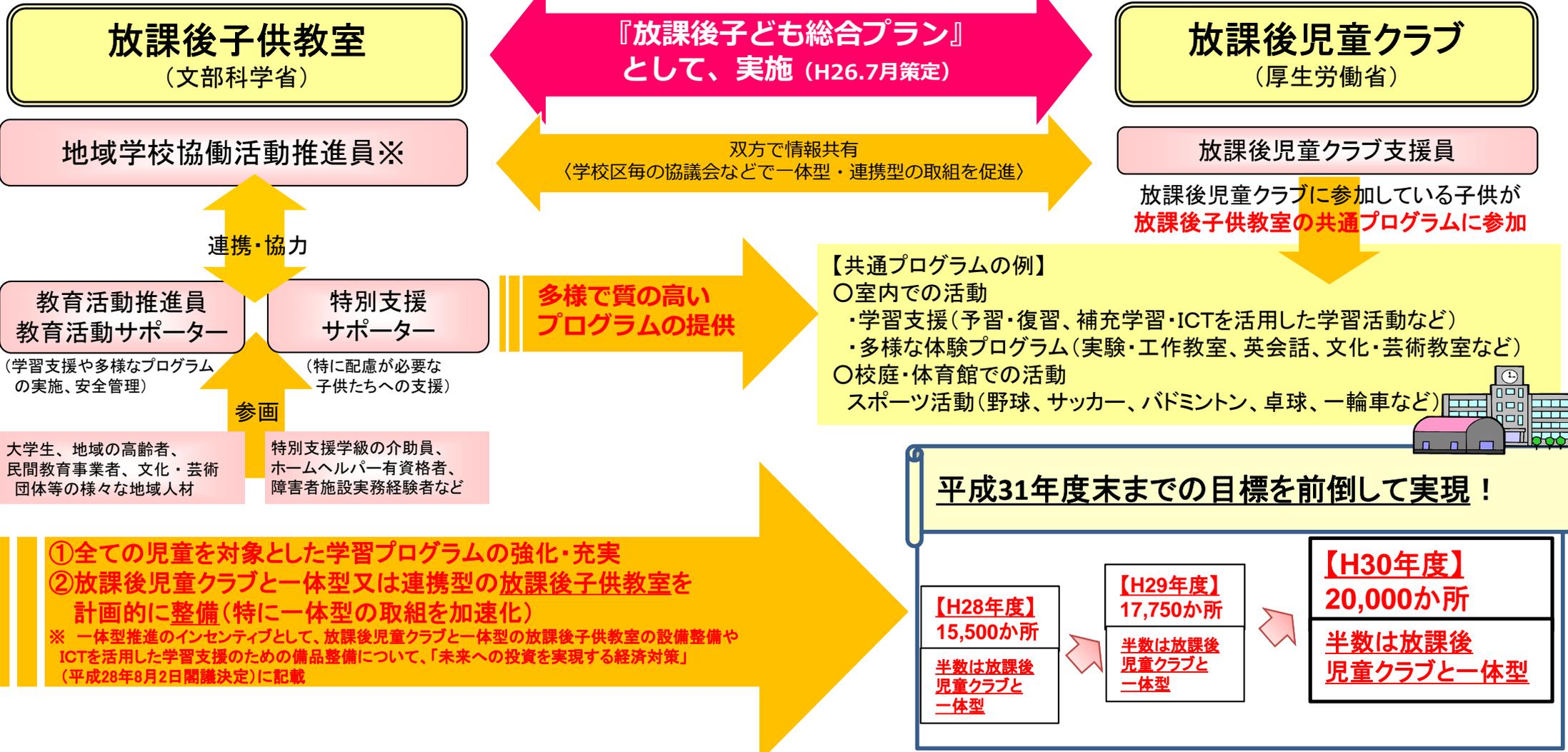
放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,295百万円の内数)
29年度予算額:6,435百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、**取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。**

※地域コーディネーターを含む

大学等における履修証明（certificate）制度の概要

趣旨

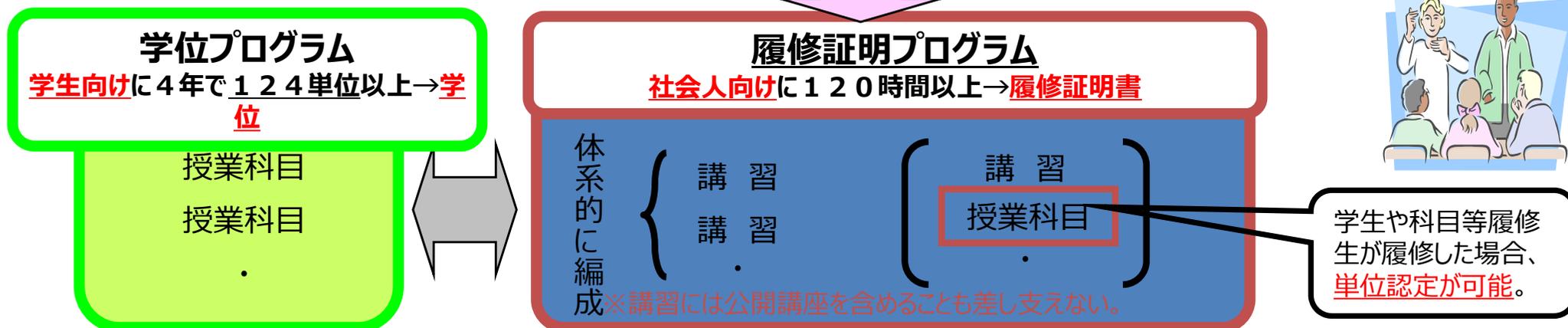
教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

制度の概要

- **対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- **内容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- **期間**：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定
- **証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- **質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な社会貢献



生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例

立教大学「立教セカンドステージ大学」

- 50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。
- 立教建学の精神に基づくりベラルーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通常カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。
- 単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。



園田学園女子大学「シニア専修コース」

- 公開講座の発展型である3年制の専門コース。
- 文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。
- 卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

※各大学のHPを元に文部科学省において作成。

学習成果を地域の活性化につなげている例 ～チャレンジコミュニティ大学(東京都港区)～

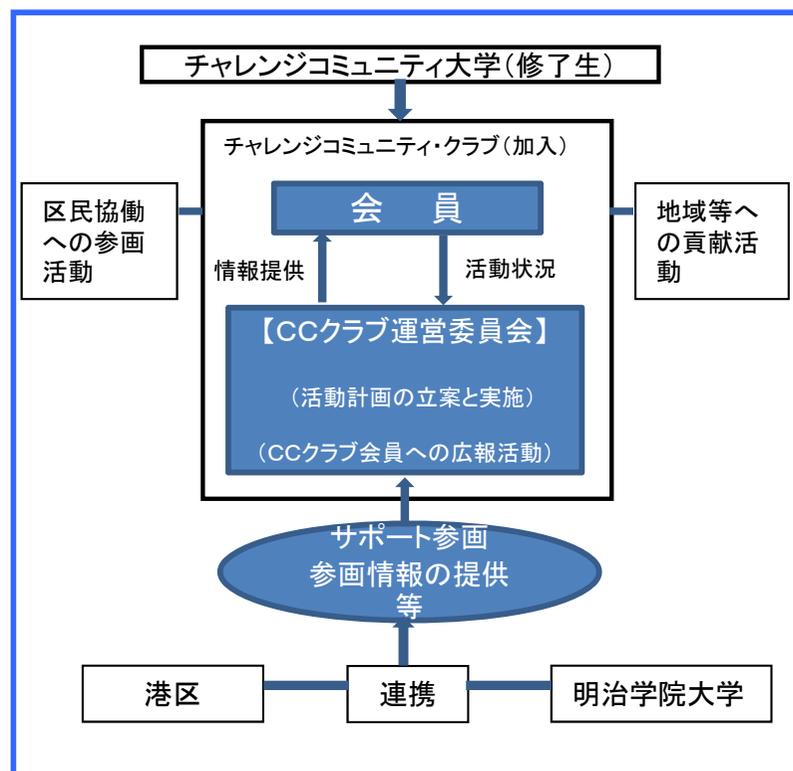
高齢者や高齢を迎える方が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、今まで培ってきた知識・経験を地域に活かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成することを目指す。

■チャレンジコミュニティ大学の概要

「共に手を組みシニアの手で港区をもっと元気に住みよい町にしよう」という理念のもと、60歳以上の人を対象に、今まで培ってきた知識・経験・能力等を地域に生かし、地域コミュニティ活性化の要となる地域活動のリーダーを育成することを目的としている。受講期間は、1年間。大学の運営は、港区と明治学院大学が連携して行い、明治学院大学の校舎を使用して開設。図書館や食堂施設をはじめ、大学内の多くの施設を利用することも可能。学習内容は、区政や地域活動に役立つ基礎的な講義を中心に、福祉・環境・芸術等、多方面にわたる講義を実施。

■修了後の活動

1年間のカリキュラム修了後は、チャレンジコミュニティ大学の修了生を会員とする「チャレンジコミュニティ・クラブ」(以下「CCクラブ」という)に登録することが義務づけられている。CCクラブは、チャレンジコミュニティ大学修了生の情報交換、資質の向上、地域活動の推進等を目的とした組織で、会員が自主的に運営。また、区からの情報も、CCクラブを通して修了生に提供。そのほか、港区の各委員会等への参加(区民参加)、地域タウンフォーラムなど、地域活動へも参画。



講義の様子



地域活動の様子

資料出所：文部科学省 「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」報告書(平成24年3月)

『長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～』76

学習成果を地域の活性化につなげている例 ～なかの生涯学習大学(東京都中野区)～

- ◆自らの豊かな経験を活かして、共に学び合いながら、地域のために活動する意欲を培う。
- ◆地域で活躍できるよう、必要な知識・技術を高め、地域社会への主体的参加の促進を図る。
- ◆自己啓発をとおして、生きがいをもち、地域の中で新しいライフスタイルを創造する。

■なかの生涯学習大学の概要

《主催》 中野区教育委員

会

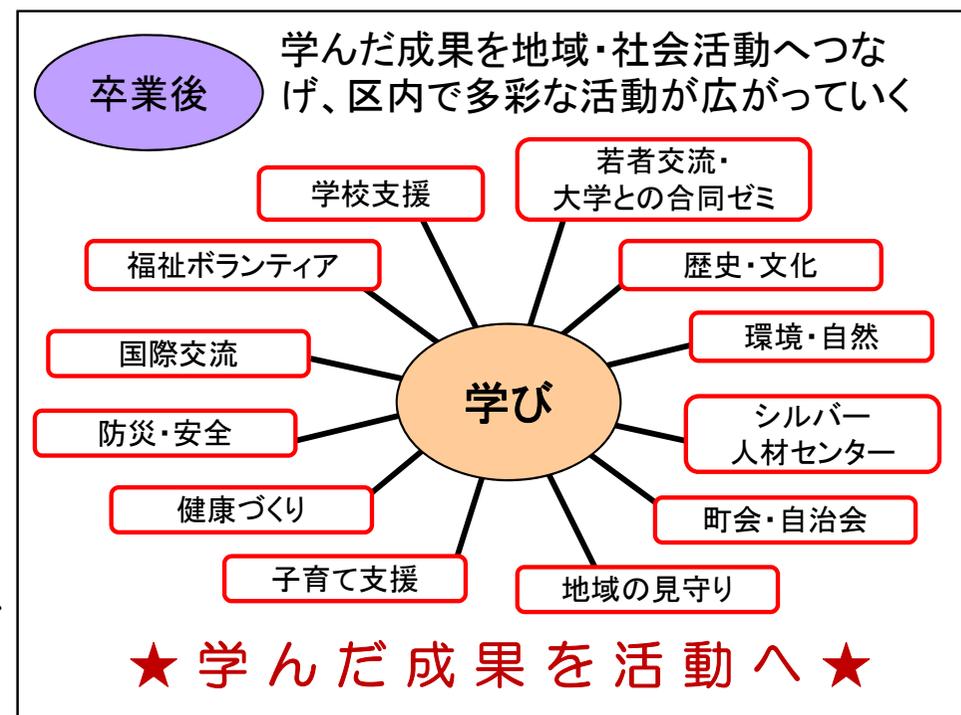
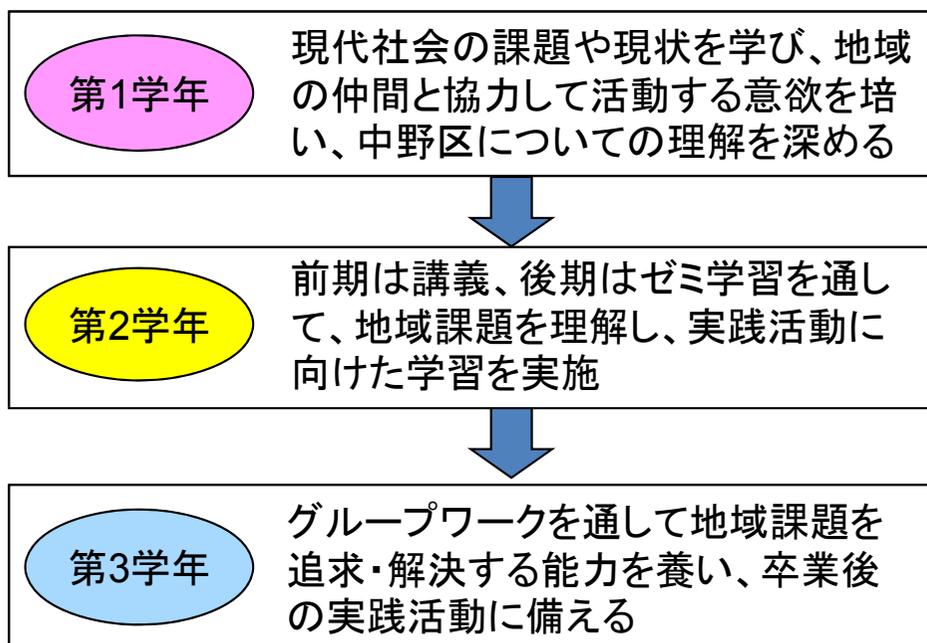
55歳から79歳までの区民を対象とした社会教育事業で、受講期間が3年間の高齢者大学。豊かな経験を生かして、仲間づくりや地域・社会活動をスタートできるよう、現代社会の課題や地域の現状などを学習。学びを通じて人と人がつながり、活動へつながり、さらに地域社会づくりにつながっていくことをめざす。

《23年度在学者数(23年5月現在)》 第1学年=144名、第2学年=139名、第3学年=148名



早稲田大学との合同ゼミ

■なかの生涯学習大学 各学年のねらい



資料出所：文部科学省「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」報告書（平成24年3月）

『長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～』7

学習成果を地域の活性化につなげている例 ～くるるセミナー(岐阜県)～

名古屋大学と十六銀行の産学協同プロジェクトから生まれたアクティブシニアのためのセミナー。「聞く(セミナーを受講)」・「見る(見学)」・「する(学んだことを実践)」の語尾をとって「くるる」と呼ぶ。

■「くるるセミナー」の概要

元気なシニア層、特に「男性シニア」に生涯学習プログラム等を提供し、そこで新しい生き方を提示することで、彼らのこれまでの生きてきた道を肯定し、お互いの尊厳を認め合いながら、彼らの中にある社会への貢献意思に具体的なイメージを与えることを目的としている。元々は名古屋大学と十六銀行の産学協同プロジェクトとしてスタートしたが、現在は、岐阜大学・十六銀行産学連携プロジェクトとして運営。

■「くるる」の発展段階

第一段階:対象であるシニア層を家から引き出して、学びの場に誘う基本セミナーの開設(3ヶ月で1クール。1クール、6～8セミナー開設。1セミナー4, 5コマで構成。受講料は無料。1クール当たりの参加者数は約200人。

第二段階:基本セミナーでの学習活動を通して、有志による趣味や自主活動等の自発的学習グループ・サークルを形成。現在15サークル。参加者数は332人。

第三段階:社会的な様々な活動を実施(シニアの社会参画・ボランティア・まちづくり・地域貢献)



くるる情報大学(模擬裁判により裁判員制度を理解)

くるる合唱団 中央病院訪問 平成22年6月7日



「くるる合唱団」によるデイケアセンターの訪問活動

高齢者が中心となって特色ある地域づくりを実践している例 ～東京都江戸川区～

江戸川区は高齢者を地域の中で積極的な役割を担う存在にとらえ、施策を展開。区では高齢者を円熟した人格と熟慮できる知恵、熟達した技量を持った人、永年の努力で今日の日本の繁栄を築いた社会の尊い財産であるとの考えに基づき、1983年から「老人」ではなく「熟年者」と呼ぶ。

■具体的な取組

・くすのきクラブ(1958年～): 60歳以上の熟年者がお互いに、地域社会の中で、交流を図るために自主的に結成された組織。活動の4本柱として、①ボランティア、②教養向上、③娯楽、④健康増進活動を実施。現在207クラブで会員数19,202人。

・熟年人材センター(1975年): 日本初の高齢者事業団で、会員数3,882人、就業延べ人数27,746人、契約高11億9,600万円(08年度)。公園清掃、自転車整理、植木剪定など。平成24年度から日常生活支援サービス(シルバーお助け隊)を開始。

・くすのきカルチャーセンター(1977年～): 年間を通じた常設の教室が32科目あり、自主教室を含めると、約1万人が学んでいる。講師67名。科目は書道、ペン習字、水墨画、民謡、コーラス、英会話など。

・リズム運動(1980年～): 熟年者の健康保持、仲間づくりのために、社交ダンスを独自にアレンジした軽運動。江戸川区のみで実施。男女が手を取り合い、毎週の練習の他、様々な発表の場を用意。

・すくすくすくーる(2003年～): 全73の小学校で実施。地域・学校・保護者の連携により、多くの大人との交流や様々な体験を通して、こどもたちの豊かな人間性を育み、地域の力で子育てをしていく場。熟年者の生きがいと健康維持にも役立つ。

・総合人生大学(2004年～)

「共育」、「協働」の理念のもと、これまでの人生経験や知識を活用して、社会貢献を目指す高齢者などを応援する生涯学習機関。学習成果をボランティア活動として実践することが特徴。

<在校生数>174名(平均年齢:62.5歳) <卒業生数>462名 <輩出ボランティア団体数>42団体

江戸川区の6つの基本目標

地域の中で人々が互いに支え、教え、学び、育て合う「共育」のもとに、区民と区が手をたずさえて「協働」しながら安心と活力ある都市の実現を図る。

- | | | |
|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| (1) 未来を担う人づくり | (3) いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり | (5) 活力を創造する産業づくり |
| (2) 学びと協働による区民文化づくり | (4) 区民参加による環境づくり | (6) 区民の暮らしをカブよく支えるまちづくり |

資料出所: 文部科学省「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」報告書(平成24年3月)

『長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～』79

高齢者が中心となって特色ある地域づくりを実践している事例

～NPO法人すぎなみ学びの楽園(東京都)～

2006年度に始まった『すぎなみ地域大学』の講座修了生を中心として活動しているNPO法人。世代を問わず地域内での交流を深め、楽しく豊かに過ごす杉並ライフ創いを目指すグループ。

■「NPO法人すぎなみ学びの楽園」の概要

地域で互いに助け合い、誰もが住みなれた土地で心豊かに、いつまでも暮らしていける社会を目指し、『住んでよし、学んでよし、心のふるさと、すぎなみをつくろう』というテーマで、杉並区民等が望み、求める講座を開き、学び合いの場をとおして、講師・受講者同士が交流を深め、継続して、楽しく学ぶことができる場を提供。

■事業概要

○運営管理業務(協働事業)

2009年より、「角川庭園・すぎなみ詩歌館」及び杉並区の高齢者施設「ゆうゆう館」の運営管理業務を委託。

○自然文化探索事業

東京近郊の自然と文化財を訪ね、その地域の自然、歴史や人々の生活を知る「自然文化探索会」を年4回開催。ウォーキングにより健康増進。

○天沼弁天地公園事業

天沼弁天地公園の清掃、管理などの「公園育て」のボランティア活動を実施。

○まちづくり事業

よりよい街づくりのため、毎年行われる「まちづくり博覧会」では杉並区と協働し地域のまちづくり団体の活動の発表、交流の拡大を目指す。また、定期的な交流、発表の場として「まちづくりサロン」を実施



杉並区立 角川庭園・幻戯山房
～すぎなみ詩歌館～



天沼弁天地公園事業

高齢者が中心となって特色ある地域づくりを実践している例 ～鹿児島県鹿屋市～

行政に頼らないまちづくりの実践。自治会が様々な活動で自主財源を確保、独自の福祉や青少年育成に取り組んでいる。住民の参加意識も高く、地域再生への挑戦として注目されている。

■ やねだんの概要

鹿児島県鹿屋市串良町柳谷(通称「やねだん」)にある、人口300人、65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落。「行政に頼らない地域再生」を実践。集落総参加で労力や経験を提供しあい、土着菌を使った土作りやオリジナル焼酎づくりなど、独自の商品開発で自主財源を増やしたほか、住民の工夫で福祉や教育も自ら充実。

■ 具体的な取組

・自主財源の確保

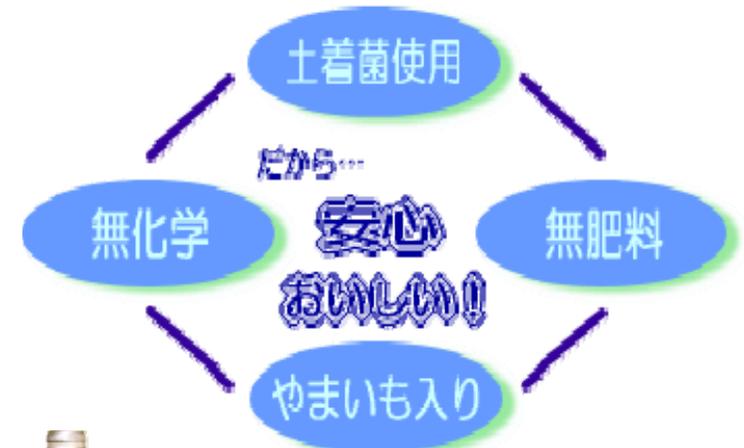
「サツマイモを育てて、東京ドームにイチローを見に行こう」という高校生向けのイベントをきっかけに、住民を巻き込んだ本格的なサツマイモ作りを実施。サツマイモ作りの収益金は、初年度が27万円、3年目で63万円、5年目で90万円。化学肥料をやめ、土着菌に黒糖や米ぬかなどを混ぜた有機栽培を実施。

・やねだんオリジナル商品づくり

サツマイモを原材料とした『やねだん焼酎』を年間1000本から作りはじめ、10年目で収益が500万円に。収益については、緊急警報装置や、シルバーカー、寺小屋、『住民全110世帯に1万円のボーナス支給』で還元。

・迎賓館事業

空き家を整備し、迎賓館として、移住希望のアーティストを全国公募。「アーティスト村」へ転換させ、子供達に夢を与え、お年寄りに生きがいを与え、空き家の襖にはアートが描かれ、閉店したスーパーがギャラリーに変わり、笑顔の写真や子供達の作品が並ぶ。6年前から7人の芸術家が居住している。



焼酎



迎賓館第1号館

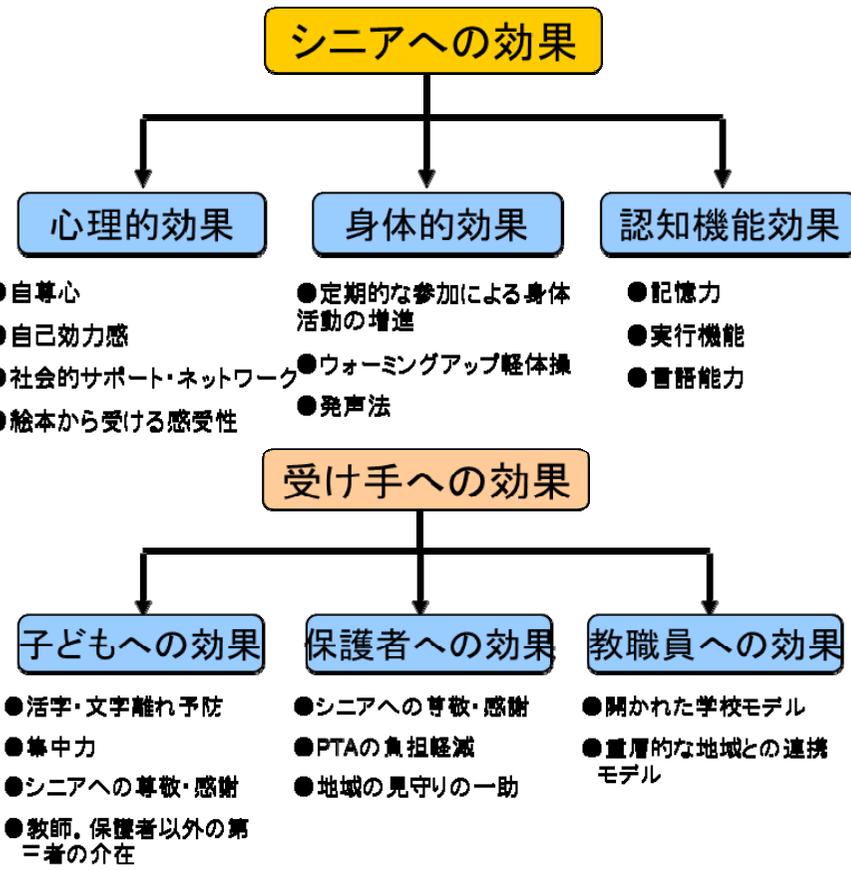
世代間交流の事例 ～シニアによる絵本の読み聞かせボランティア「りぷりんと」～

シニアの生涯学習と社会参加による健康増進、シニアボランティアと子どもたちの世代間交流を通じた相互理解と支えあいのネットワークづくりを目的とした活動。

■りぷりんととの活動

60歳以上のシニアが、ボランティアとして幼稚園、保育園、小・中学校などで子どもたちに絵本の読み聞かせを行っている。東京都中央区(りぷりんと・中央区)、神奈川県川崎市多摩区(りぷりんと・かわさき)、滋賀県長浜市(りぷりんと・長浜)、東京都杉並区(りぷりんと・杉並)にて活動している他、大田区、豊島区、横浜市青葉区においてもシニアの絵本読み聞かせ活動が、学術機関(東京都健康長寿医療センター研究所)との連携により展開されている。

- 絵本の読み聞かせ:小グループに分かれて、学校や幼稚園、保育園などを訪問し絵本の読み聞かせを行っています(月1回～週数回)。
- 絵本の選書:子どもの年齢、季節、時事、授業との関連、施設の要望などを考慮しながら、次世代の子どもたちに伝えたい自身の願いを込めて選書を行います。
- 読み聞かせの練習:後ろの席の子どもにも届く声で、絵本に描かれたメッセージをいかに表現するかなど、繰り返し練習をして本番に臨みます。読み聞かせ後には、反省会や勉強会を行い、技術の維持・向上に努めています。
- 主な活動施設:保育園、幼稚園、小学校、中学校、学童クラブ、児童館



世代間交流の事例 ～NPO法人かながわ子ども教室(神奈川県)～

シニア世代が知識や経験を生かして、各地区・学校に出向き、「理科好きの子どもを育てる」「子どもの健全な人格形成に寄与する」ことを目的として、小学生を対象に「たのしい科学教室」と「たのしい暮らしの教室」を開催。

■「NPO法人かながわ子ども教室」の概要

「子どもの健全な育成」と「高齢者の自立と生きがいづくり」を目的に活動している神奈川県在住の企業退職者の集まり。前身は「子どもの科学・社会教室」で、平成16年に「ダイヤかながわ交流会」の分科会として発足。開催場所は小中学校、コミュニティハウス、地区センター、学童保育、自治会など多数。平成21年4月からは「NPO法人かながわ子ども教室」として独立。全国展開事業として、各地の老人大学や生きがい関連のイベントでデモンストレーションを行い、全国への普及啓発にも力を入れている。

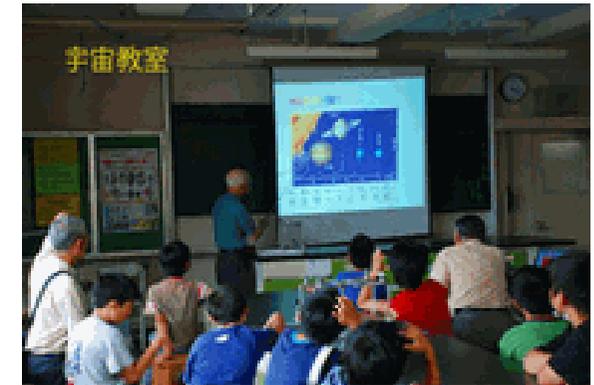
■事業概要

○たのしい科学教室

世の中に存在するいろいろな現象や自然の働きなどについて、子どもが参加加する実験や、写真や図をふんだんに用いて子ども達の興味の芽を育みながら、わかりやすく解説。海洋、光学、電気、宇宙、環境、液晶、エネルギー、地球、化学、糸電話、ミクロの世界の11教室を開設。

○たのしい暮らしの教室

暮らしに必要な食物や水はどのようにして届くのか。年中行事はなぜやるのか。世界の子ども達はそこでどんな暮らしをしているのかなど、暮らしの仕組みや世界の暮らしを通じて子どもに心の豊かな生活とは何かを考えさせるとともに、思いやりの心、感謝の心、自立心を養うことを目指す。世界、食物、お金、日本の行事、水の5教室を開設。



楽しい科学教室(宇宙教室)

教室開催実績

	教室開催数	参加者数
平成17年度	23回	531人
平成18年度	75回	1,835人
平成19年度	84回	2,207人
平成20年度	112回	3,508人
平成21年度	132回	3,459人

世代間交流の例

～高齢者が授業やクラブ活動に参画するコミュニティ・スクールの実践(東京都三鷹市)～

三鷹市の全小・中学校22校ではコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校として「地域とともにある教育活動」を実践している。地域が子どもたちの学びを支援するコミュニティ・スクールでは高齢者を含む市民が、小・中学校の教育に参画し、世代間の交流活動を行っている。

■コミュニティ・スクールや学校支援活動としての地域在住の高齢者による児童・生徒への指導

学校支援を行う「コミュニティ・スクール委員会 支援部会」や学校支援を行うNPO法人が組織として継続的にコーディネートしている地域人財の一員として、地域在住の市民が授業支援や子どもたちの支援を日常的に実施している。

その一つとして、高齢者のもつ豊かな経験に基づくスキルや能力等を生かして授業で指導する「昔あそび」や「日本の伝統文化講座」、クラブ活動の指導を通して、世代間の交流を行い、子どもたちと地域の高齢者の間で顔の見える関係を構築し、地域全体で子どもたちを育てていく地域実践を、高齢者の社会貢献活動の一つとして実施している。

■具体的な取り組み

コミュニティ・スクールの授業支援
地域人財の学習支援による世代間交流

コミュニティ・スクール委員会によるコーディネート

- ・小1生活科「むかしのあそびをしよう」
〈三鷹中央学園〉
地域の高齢者が、児童に指導し交流
授業後の給食会食交流
けん玉 はねつき お手玉 メンコ等 合計6講座
- ・小6・中1合同授業「日本の伝統文化を学ぼう」
〈にしみたか学園〉
地域の高齢者を含む地域人財を講師に
小・中一貫教育の授業として実施
三味線、琴、茶道、着付け等 合計18講座

NPO法人「夢育支援ネットワーク」による
放課後・土日の「きらめきクラブ」の指導

「NPO法人 夢育支援ネットワーク」による

コーディネート〈第四小学校の支援組織〉

授業や学校行事の支援のほか、子どもたちの放課後等の多様な活動への支援を実施

・「きらめきクラブ」

放課後や土日の子どもたちのクラブ指導支援。

竹工作・囲碁・ハンゲル・こども理科教室等
現在21のクラブを運営

子どもの活動のほか「大人のためのきらめきクラブ」も発足し、大人の活動にも発展



三鷹中央学園
「むかしのあそびをしよう」(けん玉)



きらめきクラブ
竹工作クラブ「たけとんぼ作り」

高齢者の社会貢献活動の例 ～NALC(ニッポン・アクティブライフ・クラブ)～

”自立・奉仕・助け合い”をモットーに、社会に役立ち、“健康”と“生きがい”を得、「生涯現役」を合い言葉に活動。

■NALCの概要

「自分のできることを」「自分のできる時間に」「自分のできる方法で」のボランティアを地域ですすめるNPO法人。特徴としてボランティアの時間を貯め、自分が困った時には引き出して助けてもらい又遠く離れて暮らす親の介護にも使える時間預託システムによる『助け合い』を実施している。全国133箇所に活動拠点、会員30000人。

■事業概要

- ①高齢者・障害者の生活支援、介護・介助サービス
- ②子育て支援
- ③環境美化のボランティア活動

■時間預託制度の概要

会員に対してサービス提供した時間はどんなサービスでも1時間1点として拠点事務所が「時間預託台帳」に記録、それを「時間預託手帳」に転記して会員に渡す。自分・配偶者の親が困った時、弱った時に何時でも引き出し会員に助けて貰える。

介護・介助支援

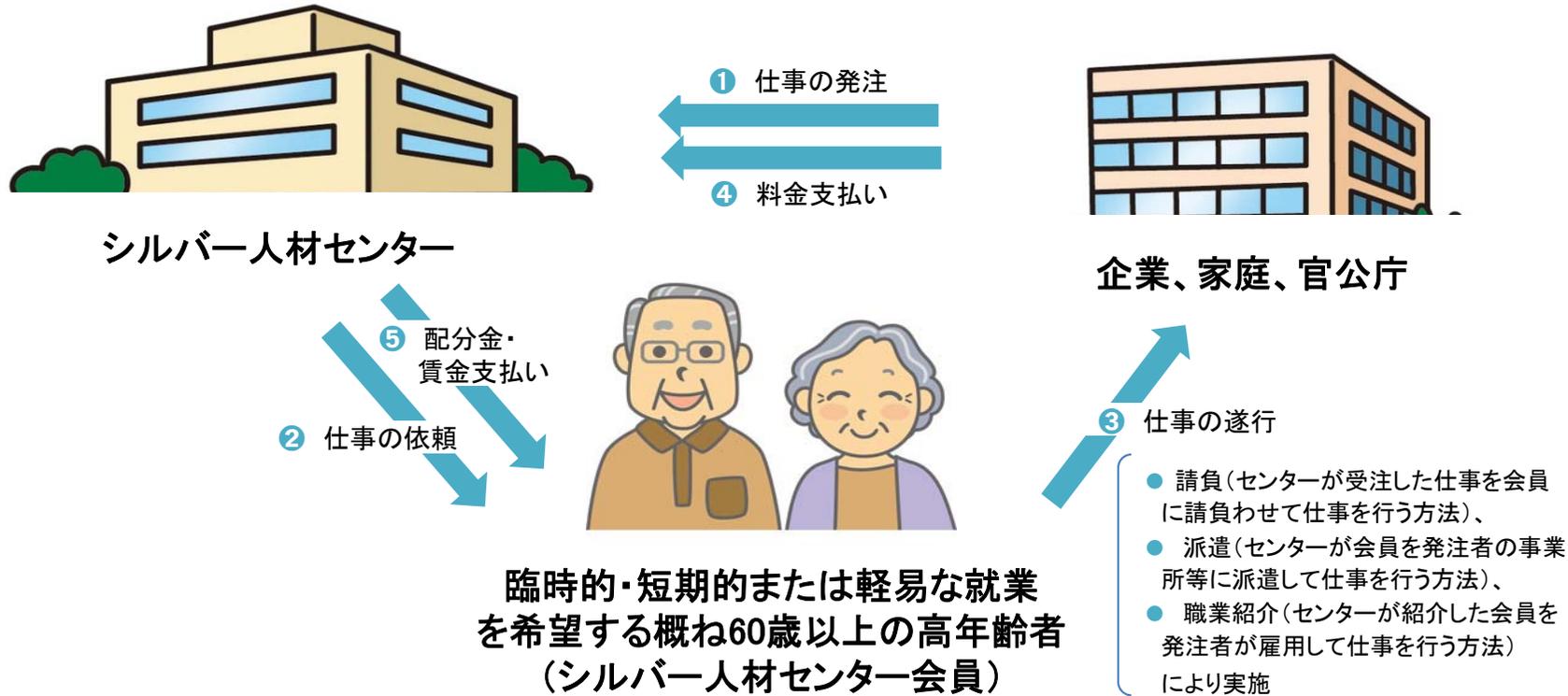


子育て支援



シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業(*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供



地域の経済・社会の維持・発展など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

○ シルバー人材センターが扱う仕事

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り、福祉・家事援助サービス、観光案内、介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣 など

○ 平成28年実績

団体数1,291団体、会員数72万人（男性48万人・女性24万人）、契約件数350万件、契約金額3,137億円
就業延人員数7,054万人日、就業実人員数64万人、月平均就業日数9.2日、月平均収入3.5万円、平均年齢72.4歳

* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

（高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行）

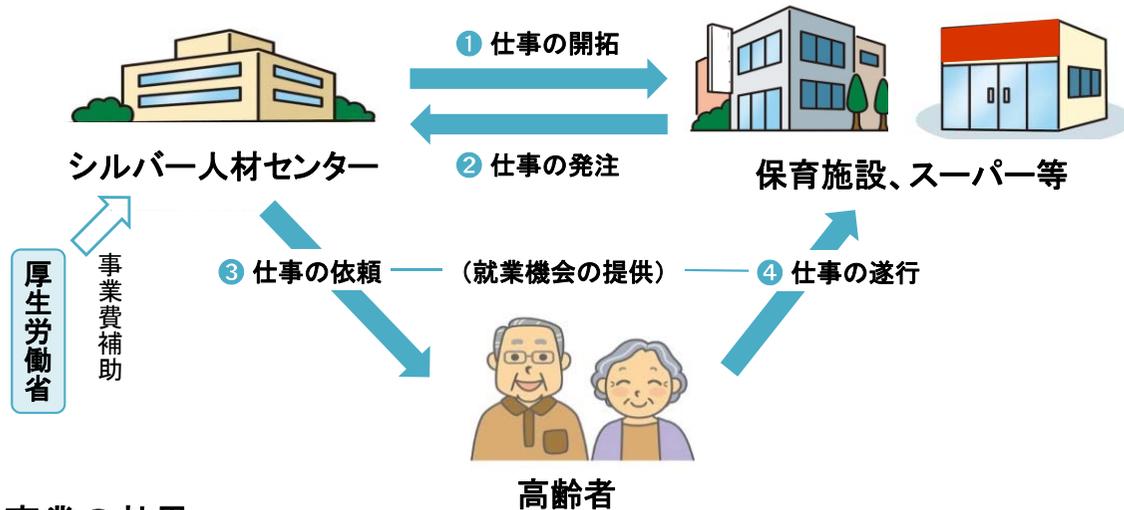
高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

平成29年度予算額5,469,320千円(4,459,723千円) 労働保険特別会計雇用勘定

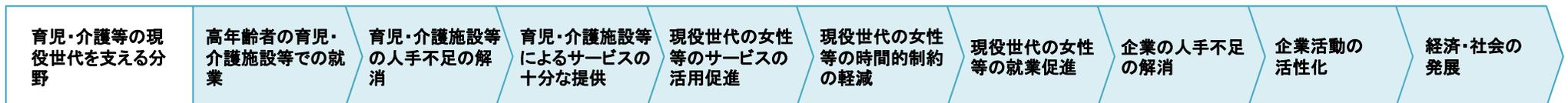
- 労働力人口の減少が進行する中、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業の推進は、企業活動や経済・社会の活性化のために必要。
- 高齢者の当該分野での就業を推進するため、シルバー人材センターが高齢者に当該分野で就業する機会を提供する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施。

※ シルバー人材センターが事業の実施に要する経費の2分の1を補助。

○ 事業のイメージ



○ 事業の効果



○ シルバー人材センターが開拓する仕事の例

(人手不足分野)

- ・ スーパーマーケットでの早朝の品出し、惣菜調理、清掃、開店準備等
- ・ 食品製造工場での加工作業等

(現役世代を支える分野)

- ・ 保育施設での朝晩の園児の受け入れ、補助者への引き渡し、保育補助等
- ・ デイサービス施設での利用者の送迎(ワゴンの運転)、食事の用意・補助、清掃等

○ 補助経費

仕事の開拓、マッチング等を行う人員の謝金、旅費、事業の周知広報費等

※ 就業する高齢者の賃金等は補助対象としない(仕事を発注する者から徴収する料金より支弁)

シルバー人材センターの就業例（育児分野）

実施センター	東近江市シルバー人材センター（滋賀県）	就業形態	派遣*
発注者	社会福祉法人万松会 延命保育園（保育施設）		
仕事の内容	早朝保育（園児受け入れ・保育補助）、夕方保育（保育補助・保護者への引き渡し）業務		
就業期間	週7日、7:20～10:00（2時間40分）、16時～18時（2時間）	就業人員	7人
高齢者の声	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日を通しての仕事は体力的に厳しいが、短い時間の仕事なので働くことができる。 ● 子供と接する仕事に生きがいを感じる。 		
発注者の声	<ul style="list-style-type: none"> ● 忙しい時間帯のみ人員を確保することができて助かる。 ● 早朝、夕方の短時間の仕事のため、人員の確保が難しかったが、シルバー人材センターを活用して人員を確保することができた。 ● 高齢者独特のソフトな対応が子供たちに好評。 		

* シルバー人材センターが発注者の事業所等に高齢者を派遣して仕事を行う方法。



シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和

改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時的・短期的」（概ね月10日程度まで）又は「軽易な業務」（概ね週20時間程度まで）に限定されている。

改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（※1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - ・ 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（※2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
 - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと

※1 次の2つの基準を想定。 ①要件緩和により、競合する事業者の利益を不当に害することがないと認められること。
②要件緩和により、他の労働者の就業機会等に著しい影響を与えることがないと認められること。

※2 次の関係者を規定。 ①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について派遣業、職業紹介業等を行う事業者を代表する者、
④当該市町村の労働者を代表する者

高年齢者雇用に係る助成金

65歳超雇用推進助成金

○65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、措置の内容、定年等の年齢の引上げ幅及び60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて10～145万円を支給する。

○高年齢者雇用環境整備活用促進コース

高年齢者の作業環境の改善、雇用管理制度の構築を行う事業主に対して、当該取組に要した費用の45%＜60%＞（中小企業60%＜75%＞）を支給。60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり28.5万円＜36万円＞を上限とし、最大でも上限額1,000万円。

○高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者1人につき38万円＜48万円＞（中小企業は1人につき48万円＜60万円＞）を支給。

※＜＞は、生産性要件を満たした場合

特定求職者雇用開発助成金

○特定就職困難者コース

高年齢者（60歳以上65未満）などの就職困難者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。（中小企業の場合、1人につき60万円（短時間労働者40万円））

○生涯現役コース 65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。（中小企業の場合、1人につき70万円（短時間労働者50万円））

生涯現役起業支援助成金

中高年齢者（40歳以上）の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員の雇入れに要した費用の一部を助成。（起業者が60歳以上の場合、助成額の上限は200万円（40歳～59歳の場合は150万円））

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

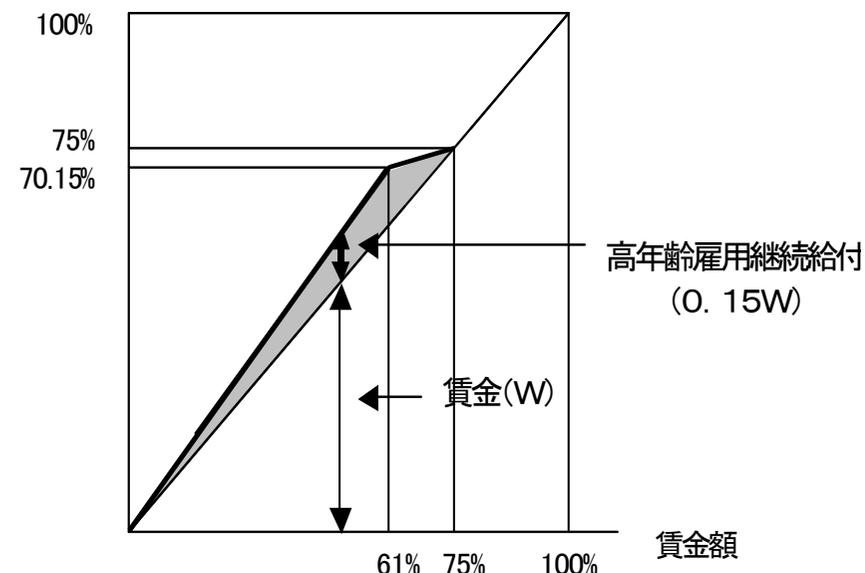
※賃金と給付の合計が月額35万7,864円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

高齢者の生きがい就労(千葉県柏市)

- 退職した高齢者が、社会とのつながりを保ち、地域で孤立することがないように、(1)農業、(2)生活支援、(3)育児、(4)地域の食、(5)福祉の5分野で高齢者の就労の場を創生する。
- 平成25年3月末現在、これらの分野でのべ152名の高齢者が就労している。



【目的】

町民や事業所が望む生き方や、なりたい姿を叶えられるような「はたらく」（働き方や経営）を増やし、育て、つなぐことで、子ども達もワクワクする未来を描けるようにし、町を元気にする。

【ポイント】

- 休業中のガソリンスタンドをリノベーションした「しごとスタンド」が活動拠点。
- 人材サポートの専門企業と連携して、さまざまなサービスを提供。



【事業のしくみ】

まちの人事部

就職・採用サポート

しごとコンビニ

子育てママやシニア世代の「ちょっと働きたい」と、町内の「ちょっと手伝ってほしい」をつなぐ事業。
※社会福祉協議会が実施していた「人材センター事業」も9月から引継

ハローワークとの連携

求人情報端末の設置（県内初）、ハローワーク職員による求職者に対する相談や職業紹介、ハローワーク職員の求人事業所への訪問相談など。

求人チラシ「ハタラク」

毎月発行、町広報誌と共に全戸に配付。公共施設や等にも設置。有料で求人広告を掲載。WEBとも連動。

就職・人材採用・育成相談

まちの就職・採用サポーター役として、専任スタッフが対応。

キャリアアップサポート

勉強会やカフェの開催

パソコンや接客スキルなどの研修、気軽に話し合えるカフェなど。

町民先生

町民が先生となり、持っている知識や技術を教えることで、皆のスキルアップや、先生役のプチ起業にもつなげる。

プチ起業サポート

起業したい想いをカタチにするための相談。商工会等とも連携。

労務サポート

まちの社労士さん

社労士が、月数回しごとスタンドにて無料相談を行う。勉強会も開催。



「移住・交流情報ガーデン」

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携
・厚生労働省(しごと情報)
・農林水産省(就農支援情報) 等



(ガーデン館内)



(移住フェアの様相)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

全国
移住ナビ
とは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い
総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる

気になる地域の物件を
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺施設を
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可

地域の元気創造プラットフォーム（全国移住ナビ）

全国のしごとや住まいなどの情報を一元的に提供する「全国移住ナビ」をはじめ、総務省と全国の自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」上に構築されたアプリケーションの運用等を実施。

＜全国移住ナビ ラウンドホームページのイメージ＞

全国移住ナビ

自然と暮らす... 街で暮らす...
自分に合った暮らし探し

～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう！～

内閣総理大臣
安倍晋三

探してみよう！ ～いろいろ検索～

地図から探そう！
お探しの都道府県・市区町村を選んでください
地図の都道府県をクリックすると、市区町村の地図が表示されます

都道府県・市区町村名で検索

暮らしをイメージしよう！

- 仕事から探してみる**
気になる地域の仕事をいろいろな条件から検索できます
希望条件から仕事を探す
- 住まいから探してみる**
気になる地域の物件をいろいろな条件から検索できます
希望物件から住まいを探す
- 生活環境・交通から探してみる**
気になる周辺施設を地図上から検索できます
生活環境・交通から探す

こだわり観光情報から探してみる
見る、遊ぶ、食べる...
観光情報からお気に入りの場所を見つけよう
観光情報から探す

体験談から探してみる
移住の先輩方から学ぼう
体験談から探す

ローカルホームページのアクセス状況一覧

動画で探そう！～3分でわかる素敵な地方の魅力～

今日の自治体（市区町村）

- 〇〇県〇〇市
- 〇〇県〇〇市
- 〇〇県〇〇市
- 〇〇県〇〇村

国土形成計画(全国計画)において位置付けられた「対流促進型国土」の形成を図るため、複数の生活拠点をもちながら複数の地域とかかわりを持つ二地域居住、二地域生活・就労という新たなライフスタイルの実現を推進していく。

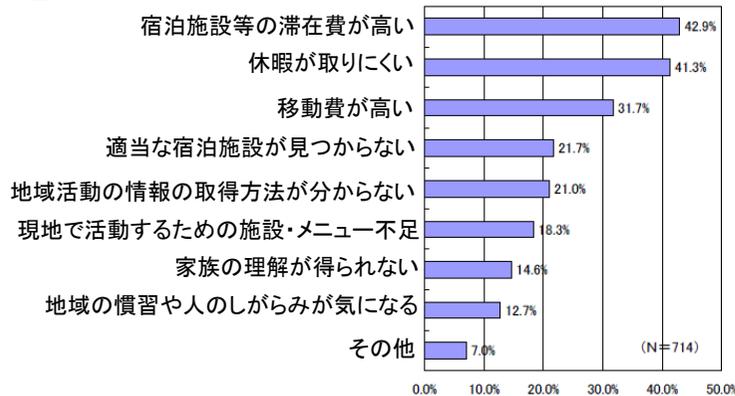
このため、二地域居住等の推進に係る先導的な取組を調査し、その成果等を普及啓発するとともに、都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備など「対流」が生み出すイノベーションの創出に向けた施策について調査検討を行う。

【現状の課題】

都市住民が農山漁村などにも同時に生活拠点をもち「二地域居住」や、生活・就労という形でより積極的に複数の地域に関わりを持つ「二地域生活・就労」は、多様なライフスタイルの実現や地方移住等の観点から重要であるが、費用負担等の課題が存在するため、実際にはそれほど普及していない。



■二地域居住が実践できない理由



出典: 二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等検討調査(H20)

本格的な二地域居住等に繋げるための潜在的な需要を喚起

【二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査】

○ 二地域居住等の推進に向けた先進事例の構築

- 行政やNPO、民間会社等、多様な主体で構成される協議会等が実施する二地域居住等の推進に向けた先導的な取組を調査



周知イベント



ワンストップ相談窓口



割引プランの企画



移住体験ツアー



お試し居住住宅

○ 成果等の整理・分析、普及啓発、具体的施策の検討

- 成果等を整理・分析し普及啓発することにより、二地域居住等の推進に向けた機運を醸成
- 空き家活用と二地域居住等がパッケージとなった取組の効果的な実施方法やスキルを持った都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備を通じた二地域居住等の推進方策等について検討

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

(H28.12閣議決定)

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)

(2020年KPI)

「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増

※H28.10現在で約34%の市町村で実施

二地域居住、二地域生活・就労等の推進



「対流」の発生によるイノベーション創出



地方への新しいひとの流れの創出

- 若い世代の田園回帰の流れを加速
- 高齢者の元気なうちの田舎暮らしの実現
- 地域の産業を継承する人材や専門知識を活かして地域の経済活動等に貢献する人材の確保 等

都市部からの移住促進の取り組み (岩手県 雫石町)

ステップ1

まずは「雫石」を知っていただく。

そのための「情報発信」

「生涯活躍のまち移住促進センター」への出展

※都市部での移住相談窓口として東京都千代田区有楽町に開設 URL: <http://iju-center.jp/>

移住フェア・相談会等への参加

※都市部で開催される移住フェア・セミナー相談会へのブース出展



移住・定住支援情報の発信

※移住応援パンフレットの作成やウェブサイトでの情報発信、PR動画「あなたにしか、出会えない場所がある。」の配信

<http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/teijyu/>



ステップ2

次に「雫石」に訪れていただく。
そのための「体験・交流」

移住体験・交流ツアーの実施

※四季折々の気候や雫石の魅力に触れていただくためのツアー。平成27～28年度に6回のツアーを実施。29年度も3回のツアーを予定。



移住促進イベントの実施

※町民との交流や町民の受入れ意識の醸成をためのイベントの実施



ステップ3

次に「雫石」への移住を
実際に検討していただく。

トータルサポートの実施

※移住したばかりの方や移住に興味がある方を対象に「移住カフェ」や先輩移住者による相談等の実施

移住相談の旅費助成

※仕事、住まい、生活環境の確認など、移住を目的とした活動のために町を訪れる場合の旅費の一部を助成。

東北から5,000円助成、関東甲信越から13,000円助成、その他の地域から18,000円など

お試し居住

※雫石町定住促進住宅の一室(3DK)を活用したお試し居住を実施。

1週間 15,000円(光熱水費込)

1か月 50,000円(〃)

空き家バンク制度及び空き家改修補助金

※空き家バンク登録物件に係る改修費用を助成(上限100万円)